

「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する 取りまとめ（第2次）（案）」に対する意見募集の結果

- 意見募集期間：令和5年9月7日（木）から令和5年9月28日（木）まで
- 提出意見件数：109件（放送関係事業者等：69件、その他法人・団体：13件、個人：27件）
- 意見提出者：

○ 放送関係事業者等 【69件】 （意見提出順）

（一社）日本民間放送連盟、（株）エフエム東京、RKB毎日放送（株）、日本テレビ放送網（株）、（株）熊本県民テレビ、東海テレビ放送（株）、讀賣テレビ放送（株）、（株）BS日本、（株）J-WAVE、中京テレビ放送（株）、石川テレビ放送（株）、（株）仙台放送、（株）テレビ金沢、（株）山梨放送、（株）MBSメディアホールディングス、（株）毎日放送、テレビ大阪（株）、北日本放送（株）、（株）福島中央テレビ、（株）ニッポン放送、朝日放送テレビ（株）、（株）IBC岩手放送、北海道文化放送（株）、（株）テレビ朝日ホールディングス、山口放送（株）、（株）テレビ愛媛、長崎放送（株）、（株）放送衛星システム、（株）テレビ北海道、（株）鹿児島讀賣テレビ、JCOM（株）、（株）テレビ西日本、札幌テレビ放送（株）、（一社）衛星放送協会、日本放送協会、（株）TBSテレビ、関西テレビ放送（株）、高知さんさんテレビ（株）、（株）福岡放送、（株）テレビ東京ホールディングス、（株）STVラジオ、（株）静岡第一テレビ、中部日本放送（株）、（株）CBCテレビ、（一社）日本ケーブルテレビ連盟、西日本放送（株）、（株）宮城テレビ放送、北海道テレビ放送（株）、南海放送（株）、四国放送（株）、（株）テレビ新潟放送網、広島テレビ放送（株）、日本海テレビジョン放送（株）、（株）フジ・メディア・ホールディングス、（株）フジテレビジョン、（株）鹿児島放送、（株）

ビーエスフジ、(株) テレビ信州、(株) 高知放送、鹿児島テレビ放送(株)、北海道放送(株)、(株) テレビ大分、スカパーJSAT(株)、福井放送(株)、(株) テレビユー山形、(株) 長崎国際テレビ、(株) 大分放送、(株) アール・エフ・ラジオ日本、ひらたCATV(株)

○ その他法人、団体 【13件】 (意見提出順)

中嶋電子工業、日本電気(株)、(一社) 日本新聞協会メディア開発委員会、放送の自由は大事やないか研究会、(株) 日本経済新聞社、KDDI(株)、(株) 電通、ソフトバンク(株)、東日本電信電話(株)、(株) ワイズ・メディア、(株) 読売新聞グループ本社、(株) 博報堂DYメディアパートナーズ、西日本電信電話(株)

○ 個人 【27件】

No	意見【意見提出者名】	本検討会の考え方	修正の有無
全体的事項			
1	<p>○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」親会及び4つの下部組織では、民放連や各社からの要望も踏まえて、放送業界にとって重要かつ非常に広範囲に渡る議論が行われたと認識しています。</p> <p>その上で、本取りまとめ案で提起、提案された各種の論点に向き合っていくこととなりますが、視聴環境が激変し、放送業界全体として大きな変革期にある中で、これまで以上にNHKも含めた各社間の協調領域と競争領域を見極めることが重要となります。総務省におかれましては、特に協調領域については放送業界全体、そして国民・視聴者の利益に資する施策の法制度設計を引き続き推進するよう要望すると共に、一方で競争領域の施策を実践するか否かについては、あくまで個社の経営判断に委ねるなど、柔軟な対応を要望します。</p> <p>民放各社は、国民・視聴者、スポンサー、株主など、多くのステークホルダーと共に日々の放送事業やその他事業に従事しており、事業性・採算性が優先される点がNHKとは決定的に異なります。総務省におかれましては、本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、当事者である放送事業者の経営方針や意見も十分に尊重し、民放特有の事情にも考慮した上で、今後の放送政策を進めていただくことを重ねて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】 【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」では、4つの下部組織を含めてより幅広く放送業界についての重要な議論が交わされており、我々民放ローカル局の今後の事業にも深くかかわる内容が議論されていると認識しています。</p> <p>放送業界を取り巻く環境が大きく変化する中で、総務省におかれましては、NHKを含む各社が協調して取り組むべき領域について、放送業界全体、そして視聴者の利益に資する施策の法制度設計を引き続き推進することを要望</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上では、御指摘を踏まえ、「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）（案）」（以下「本案」といいます。）の意見募集に寄せられた意見を含む関係者の意見を十分に考慮すべきと考えます。</p> <p>また、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度の見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。</p>	無

します。一方で競争領域の施策を実践するか否かについては、あくまでも個社の経営判断に委ねるなど柔軟な対応を要望します。

民放各社は視聴者、スポンサー、株主など多くのステークホルダーと共に日々の放送事業及びその他事業に従事しており、事業性、採算性が優先される点でNHKとは異なります。また我々、民放ローカル局は、放送業界全体における環境の激変に加えて地域それぞれの事情を抱えながら、地域に利する放送をすべく事業に従事しております。本会では度々「経営の選択肢を増やす」という視点での議論がおこなわれてきましたが、急速に変化する視聴環境に対応し、中長期的な経営戦略をどう描くかが喫緊の課題となっている我々にとって、これは重要な視点と捉えております。総務省におかれましては、本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、当事者である我々民放ローカル局の経営方針や意見も十分尊重して、今後の放送政策を進めていただくことを重ねて要望いたします。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 総務省におかれましては、本意見募集にあたり、当事者である放送事業者の経営方針や意見を十分に尊重し、民放特有の事情も考慮した上で、今後の放送政策を進めていただくことを要望します。

【西日本放送株式会社】

- 総務省におきましては、本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、我々放送事業者の意見も十分に尊重し、ローカル局特有の事情にも考慮した上で、今後の放送政策を進めていただきたいと強く要望します。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 視聴環境が激変し、放送業界全体として大きな変革期にある中で、これまで以上にNHKも含めた各社間の協調領域と競争領域を見極めることが重要となります。総務省におかれましては、放送業界全体、そして国民・視聴者の利益に資する施策の法制度設計を引き続き推進するよう要望します。

広島テレビは、県民・視聴者、スポンサー、株主など、多くのステークホルダーと共に日々の放送事業やその他事業に従事しており、事業性・採算性が優先される点がNHKとは決定的に異なります。総務省におかれまして

は、国民・視聴者の意見はもとより、当事者である放送事業者の経営方針や意見も十分に尊重し、民放特有の事情にも考慮した上で、今後の放送政策を進めていただくことを要望します。

タスクフォースの目的に“NHKによる「日本の放送業界への貢献」”とあるように、放送の二元体制を維持するためにNHKと民放が協力し、放送ネットワークインフラ全体の費用を削減することが、視聴者への適切な情報発信の確保に繋がると考えます。そのために経済合理性を第一義に、あくまでも経営の選択肢であることを要望します。

【広島テレビ放送株式会社】

- 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」親会及び4つの下部組織では、民放連や各社からの要望も踏まえて、放送業界にとって重要かつ非常に広範囲に渡る議論が行われたと認識しています。

視聴環境が激変し、放送業界全体として大きな変革期にある中で、これまで以上にNHKも含めた各社間の協調領域と競争領域を見極めることが重要となります。総務省におかれましては、特に協調領域については放送業界全体、そして国民・視聴者の利益に資する施策の法制度設計を引き続き推進するよう要望すると共に、一方で競争領域の施策を実践するか否かについては、あくまで個社の経営判断に委ねるなど、柔軟な対応を要望します。

民放各社は、国民・視聴者、スポンサー、株主など、多くのステークホルダーと共に日々の放送事業やその他事業に従事しており、事業性・採算性が優先される点がNHKとは決定的に異なります。総務省におかれましては、本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、当事者である放送事業者の経営方針や意見も十分に尊重し、民放特有の事情にも考慮した上で、今後の放送政策を進めていただくことを重ねて要望します。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」において、様々な視点から、これからの放送業界の激変する経営環境の中での経営の選択肢を増やす議論がなされたと認識しております。

特に、「ラジオ放送の中継局整備」、「NHKのインターネット活用業務の在り方」等は、我々ローカル放送局の経営に大きく影響を与えるものであり、各

	<p>方面の意見を幅広く尊重いただき、引き続き、慎重な議論と検討を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p> <p>○ 放送業界の置かれた急激な環境の変化の中で検討された今回の取りまとめ、引き続きローカル局が地域情報を発信する社会的使命を果たせるようにと、詳細で多面的で時宜を得た調査・ヒアリング・議論を頂いたうえで提言がまとめられたことに感謝を申し上げます。</p> <p>放送とよく似たスタイルの、新サービスの進展拡大によって放送業界全体（特に地方ローカル局）が大きな変革期にある中では、これまで以上にNHKも含めた各社間の協調領域と競争領域を見極めることが重要と認識します。ただし、ローカル局は地域の多様なステークホルダーと日々呼吸を合わせる形で取り組んでいるため、地域特有の事情等によって協調領域と競争領域の見極めも全国一律ではないと考えます。引き続き地域特有の事情にも配慮をしていただき、放送政策を進めていただくことを重ねて要望します。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>		
2	<p>○ 総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」および4つの下部組織の取りまとめ（案）は、民間放送事業者、特にローカル局の将来像に関わる重要な内容となっています。別項目において、個々に意見を述べさせていただきませんが、全体を通して、以下の2点に留意していただくようお願いいたします。</p> <p>1. 本検討会及び下部組織に議論において、ローカル局のヒアリングをしていただいたことは評価できるものの、今後も、これまで以上に民放連やローカル局の意見に耳を傾けたうえでの政策立案、施行をしていただくことを要望します。</p> <p>2. 本検討会の第一次取りまとめを受けた今後の施策において、あくまで個社の経営の選択肢を増やす観点での制度設計・施行をお願いいたします。各地域事情、経済合理性などが異なるため、決して強制とせず個社の判断で選択が可能なものとしていただきますようお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>	<p>在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しており、ローカル局からの声がありましたら、御意見を届けていただきたいと思います。</p> <p>また、本検討会では、放送の持続的な維持・発展を可能とし、放送事業者における経営の選択肢を拡大する観点から放送制度について柔軟な見直しに向けた検討を行ってきました。したがって、本案の内容を、地域の事情や経営判断に関わらず一律の義務として放送事業者に対して強制することは想定しておりません。具体的な制度の在り方については、総務省において地域の実情や経済合理性も踏まえて検討していくべきものと考えます。</p>	無

○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」第2次取りまとめについては、民放連や各社からの要望も踏まえて、放送業界にとって重要かつ非常に広範囲に渡る議論が行われたと受け止めております。

国内における放送事業の継続に向けて、NHKも含めた各社間の協調領域と競争領域を見極めるとともに、総務省におかれましては、国民・視聴者の利益に資する施策の法制度設計を引き続き推進するよう求めます。

今後の議論においては、民放ローカル放送局の実情と視点に立った検討をさらに進めていただくことを要望いたします。ローカル局とキー局は、ビジネスモデル、経営環境も大きく異なります。特にインターネット配信においてのマネタイズ事情は格差が広がっています。

地方局は、地方自治の民主主義のライフランとして、また、良質なコンテンツを通して地域に貢献し、地方を豊かにするための自助努力を続けています。人口減少・過疎高齢化をはじめ地方を取り巻く課題が山積しているからこそ、地方局の役割が重視されています。地域の民主主義の発展、地域創生の推進におけるローカル局の役割を恒久的に担うために、経営的な安定性を担保するための施策等のご検討を要望いたします。

【株式会社山梨放送】

○ デジタル時代における放送の在り方に関する検討会においては、長期間、多岐にわたる論点を網羅的に議論されました。今後、様々な論点において、当社をはじめ、NHKを含めた放送事業者が検討を行っていくことになると思います。

協調領域においては、放送事業者に対して一律の施策を課すのではなく、経済合理性があり持続可能であることを前提に、自主・自律を基にした放送事業者の経営判断を尊重するよう要望します。

また、競争領域においては、民間放送事業者はNHKと異って事業性を重視しています。各社ともビジネス戦略において様々な企業努力を行っており、民間放送事業者の経営方針・個社事情を尊重するように要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

○ はじめに

総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会および4

	<p>つの下部組織で行われた議論は、民放事業者の将来像に深く関わる内容だと認識します。</p> <p>総務省には本意見募集に寄せられる国民、視聴者の意見はもとより、放送事業者、メディア関係者の意見を十分に尊重し、今後の放送政策を立案して頂くことを強く要望します。</p> <p>ローカル局は、大きく異なった経営環境、地域事情の下で、放送エリアに資する放送に取り組んでいます。</p> <p>今後も、その役割を十分果たせるよう、政策にその意見を反映すると共に、各社の経営判断を制約することのない制度設計・施行を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p> <p>○ 放送業界が大きな変革期にある中で、民放連や放送各社からの要望も踏まえて重要な議論が行われたと認識しております。取りまとめ案で提起された諸課題について今後向き合っていくこととなりますが、総務省におかれましては引き続き放送業界全体・視聴者の利益に資する施策の法制度設計を推進していただくよう要望します。</p> <p>放送を取り巻く環境が厳しさを増す中、とりわけローカル局においては人口減少や過疎高齢化など一段と厳しい状況にあります。地域情報発信の担い手として地域に寄り添った放送を行っていることをご理解いただき、今後の放送政策を進めて頂くことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ信州】</p>		
3	<p>○ 放送の二元体制をとりまく環境は、人口減少の加速化や地域の過疎化、テレビ離れによる広告費の低下などに伴いよりいっそう厳しさを増しています。これまでに示された放送事業者の経営の選択肢はいずれも有効な手段であり、経済合理性と持続可能性の追求に最大限努めていきます。しかしながら、放送事業者のみで現状の地上放送ネットワーク設備を維持し続けることの困難性は増しています。地上放送ネットワークは重要なインフラであることから、恒久的な公的支援措置を検討いただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
4	<p>○ インターネットの利用拡大、スマートフォンの普及など、コンテンツの視聴環境が激変する中で、改めてNHKと民間放送事業者の二元体制を基本とした信頼される情報基盤としての放送の役割の重要性が有識者、放送事業者、総</p>	<p>御指摘のとおり、NHKと民間放送事業者等が適切な協調・競争関係を構築することは重要であり、NHKには、民間放送事業者等と協調・協力した取組を具体的</p>	無

	<p>務省等において改めて評価されたことは大変意義深いと考えます。</p> <p>そのような環境変化を踏まえ、今回、NHKのインターネット業務の在り方を大きく見直したことに對し一定の理解をします。</p> <p>デジタル時代を俯瞰すれば、放送事業者間の競争の外には海外プラットフォームを含む巨大で苛烈な市場があり、民間放送事業者とNHKは、信頼性の高い情報をより多くの国民に届けるためにも、競争だけではなく、連携・協力する領域を拡大していく必要があると考えます。</p> <p>こうした連携・協力にあたっては、当然、両者の信頼関係の構築が前提であり、NHKは、自らガバナンス強化や公正競争の確保に努めることが求められます。</p> <p>上記認識のもと、以下にフジ・メディア・ホールディングス及びフジテレビジョンの意見を述べます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>に進めていくことが期待されます。</p>	
5	<p>○ 「デジタル時代の放送制度の在り方に関する検討会」において、広告会社の発言機会を設けて頂き、「民間放送の現状と課題」について意見をお伝えさせていただけたことに、改めて感謝を申し上げます。</p> <p>また、デジタル時代の放送制度の在り方に関して、二元体制確保に向けた民間放送の持続的な発展のため、広告ビジネスの在り方の検討を継続的に推進していくことは重要であり、今後の進展に期待いたします。そして、検討会で発言させていただいた、民間放送のエコシステム全体に係る5つの課題(安心・安全なコンテンツの確保、民放由来PFの強化、放送×配信での民放ビジネス基盤の早期実現、ローカル局DX支援の必要性、放送コンテンツの在り方)に関して、今後の検討が進んでいくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社博報堂DYメディアパートナーズ】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
6	<p>○ 「強化等」「適正化等」「送る等」「協議する等」「効率化など」「費用など」「課金するなど」を例に「等」と「など」が混在しているように思いました。</p> <p>全て「等」で、統一出来ると思うのですが、公用文上の記載の考え方としてはどのように「等」と「など」を使い分けしているのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人9】</p>	<p>本案において、「等」と「など」は、読みやすさを考慮して使い分けています。</p> <p>なお、「公用文作成の考え方(建議)」（令和4年1月7日・文化庁文化審議会）においても「等」と「など」は使い分けられているものと承知しています。</p>	無
はじめに			

7	<p>○ はじめに 総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」および4つの下部組織に対し民放連は、行政における放送政策の立案や改善につながり、何よりも民放事業者の将来像に深く関係するとの認識のもと、各会合にオブザーバとして参加し、民放事業者の考え方を説明してきました。</p> <p>ただし、行政運営上の意見交換、懇談等の場と政府内で性格付けられた有識者会議において、政策の方向性が事実上決められることについて、民放連の中に批判的な見方もあります。</p> <p>総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、メディア関係者の意見を十分に尊重して、今後の放送政策を立案していくことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 行政運営上の意見交換、懇談の場と政府内で性格づけられた有識者会議において、政策の方向性が事実上決められることに対して違和感を持っている。</p> <p>有識者会議での意見が反映され、法制化に向かって進んでしまうのが現状だ。</p> <p>総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、メディア関係者の意見を十分に尊重して、今後の放送政策を立案していくことを強く要望する。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 当社を含む民放各社は、国民・視聴者、スポンサー、株主など、多くのステークホルダーと共に日々の放送事業とその他の事業に従事しており、事業性・採算性が優先される点がNHKとは決定的に異なります。総務省には、本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者の意見も十分に尊重し、ローカル民放局特有の事情も考慮した上で、今後の放送政策を進めていただくことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ金沢】</p> <p>○ はじめに 総務省「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」および4</p>	<p>本検討会は、オブザーバの参加も得て、原則として、会議の公開、議事要旨の公開などを行うことにより、運営の透明性の確保に努めてまいりました。</p> <p>その上で、御指摘のとおり、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後総務省において検討を進めていく上では、本案の意見募集に寄せられた意見を含む関係者の意見を十分に考慮すべきと考えます。</p>	無
---	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

	<p>つの下部組織については、行政における放送政策の立案や改善に繋がる意見交換、懇談等の場と政府内で位置づけられ、放送業界にとって重要かつ、非常に広範囲に渡る議論が行われたという認識です。</p> <p>その上で、民放各社は事業性および採算性が優先される点がNHKとは決定的に異なり、総務省におかれましては、本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者・メディア関係者の意見を十分に尊重して、今後の放送政策を立案していくことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p> <p>○ 総務省には本意見募集に寄せられる国民・視聴者の意見はもとより、放送事業者、メディア関係者の意見を十分に尊重していただき、加えて、地域が置き去りにされるようなことが無いように今後の放送政策を立案していくことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p> <p>○ 総務省には本意見募集に寄せられる各所からの意見を十分に尊重し、今後の放送政策に反映させることを強く望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>		
8	<p>○ 「デジタル時代において地域情報を確保することの重要性が増す中で、地域情報を発信する放送の社会的役割はより一層重要になる」という指摘に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社MBSメディアホールディングス】 【株式会社毎日放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
9	<p>○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」をはじめ、各ワーキンググループ、タスクフォース、作業チームのとりまとめ案がまとまりましたが、検討すべき課題がまだ数多く残されています。今後の検討にあたっては、引き続き関係者の意見を汲み取った丁寧な議論をお願いします。</p> <p>また、構成員からも要望があったように、来年の通常国会での放送法改正に向け、総務省には関係省令等も含め、その全貌が見通すことができるような制度整備の全体像を速やかに提示いただくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見を踏まえて本検討会及び総務省における検討を進めてまいります。</p>	<p>無</p>
10	<p>○ はじめに</p>	<p>各地域における情報発信の主な担い手として、ロー</p>	<p>無</p>

民間放送の中でもキー局とローカル局では事情が異なります。地域住民に向けて、主に身近な生活情報やニュースを届けているローカル局にとっては、地域住民とどう向き合うかという視点が欠かせません。インターネットによる配信は、時間や場所を問わず視聴できるという利点がありますが、高齢者等の情報弱者、経済的な理由で配信の恩恵に預かれない人々にはどう対応するのかなどの視点も重要と考えます。一方で、ローカル局の経営環境は年々厳しさを増しています。今後も引き続き、地域情報を隅々まで届けるというライフラインの使命を担い、地域活性化や地域文化の創造にも寄与していくためには経営の安定が前提となります。県域別放送制度がこれまで果たしてきた役割を再評価していただくとともに、デジタル時代にも持続可能な制度設計についても検討を深めていく必要があると考えます。

【鹿児島テレビ放送株式会社】

- 「放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」でローカル局の意見や考えを述べる機会を頂いたことに感謝申し上げます。よく民放と一括りにされますが、キー局やローカル局等売上規模で置かれている状況が大きく異なるということをご理解頂けたと思います。

そして今回弊社として一番お伝えしたかった点は、ローカル局の使命と役割です。これを果たすためにローカル局が存在しているという事を日々の放送行政の念頭に置いて頂くことを切に願ってやみません。

それではローカル局の使命とは何か。それは「コンテンツの制作・発信を通じて地方を豊かにすること」です。コンテンツとは事件や事故、自然災害への注意喚起など、そこに住む人たちの「いのちや財産」に直結する情報や、地方自治、地方選挙に関するニュースです。災害発生時には、指定地方公共機関としての責務を全うするため総力をあげて放送を継続しています。

その他にもコンテンツには、地域に住む人にとっての身近な生活情報等があります。我々ローカル局は、そこに住む人にとって有益で、日々の暮らしに彩りを添える話題や情報を、国民の共有財産である「電波」を使って広く発信することで、地域社会の発展に貢献しているという自負があります。

そして、地方を豊かにするために大切なことは地域に愛着と誇りを持つ人材を育てていくことだと考えています。そのためには地方に住む人々が、まずは自分の住んでいる地域に関心を持つことが重要です。自分たちが暮らす

カル局の役割はなくてはならないものであり、本検討会ではローカル局も含めた放送の持続的な維持・発展を可能とするための検討を行ってきたところです。

また、在京キー局のみならず、ローカル局を含め、当事者である放送事業者の声を聞くことは、放送制度の在り方を検討する上で重要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しており、ローカル局からの声がありましたら、御意見を届けていただきたいと思います。

御意見を踏まえて本検討会及び総務省における検討を進めてまいります。

	<p>地域で日々起きる出来事はもちろん、その町の魅力や抱えている課題について、きめ細やかで信頼できる情報を丁寧に取材し、コンテンツとして発信することは、キー局やネット配信では出来ない、ローカル局ならではの役割です。そうした地方発のコンテンツが、そこに暮らす人々の地域への関心や愛着、そして故郷への誇りをはぐくむ素地を形成する上で重要な役割を担っていると考えます。郷土に関心を持つ人材を育て地方を豊かにする役割をローカル局が今後も担っていけるよう放送行政に期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ大分】</p>		
11	<p>1. はじめに</p> <p>フィルムからテープに、そしてディスクになり、今はIPによって届けられ時代となった。コンテンツはハリウッドからシリコンバレーに変わりつつあるように思います。また、以前は大きな障壁であった国境も、フィルムからデジタル化により、また翻訳技術の進展により低くなり、更に国内の競合企業間の争いより、グローバルの争いがより重要になり、生成AIによって制作も大きく変わる可能性がある。この結果、対応を誤ると産業が大きく衰退し、ビジネスが成り立たない持続不可能な産業となる可能性がある。このため、現状課題と将来の望ましい姿から、現在を忖度せずに、将来の幹となる流れを作り、提案されることが期待する。</p> <p style="text-align: right;">【個人27】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
第1章 衛星放送及びケーブルテレビ			
1. 衛星放送			
12	<p>○ 衛星基幹放送のマスメディア集中排除原則の緩和について</p> <p>放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、認定放送持株会社の関係会社を使用することができるトランスポンダ数の上限を緩和することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 衛星基幹放送のマスメディア集中排除原則の緩和について、放送事業者の経営の選択肢を拡大する観点から、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を緩和することに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無

	<p style="text-align: right;">【株式会社 BS 日本】</p> <p>○ 認定放送持株会社の関係会社が使用できるトランスポンダ数の上限を緩和することは、経営の選択肢の拡大につながり、賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ フジ・メディア・ホールディングスの要望を踏まえ、衛星基幹放送事業者に係るマスメディア集中排除原則について、「認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を、現状の0.5トランスポンダから、認定放送持株会社制度を利用していない衛星基幹放送事業者と同等の4トランスポンダとすることが適当」と提言されたことは経営の選択肢を拡大する観点から大いに歓迎します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>○ 衛星基幹放送のマスメディア集中解除原則の緩和について、放送事業社の経営の選択肢を拡大する観点から、認定放送持株会社の関係会社が使用することができるトランスポンダ数の上限を緩和することは、衛星放送事業者の経営基盤強化につながり、業界全体の維持・発展に寄与することが期待され、歓迎します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエスフジ】</p> <p>○ 「認定放送持株会社の関係会社が使用するトランスポンダ数の上限を原状の0.5から4とすること」について 賛同します。経営の選択肢の拡大は、現在の民間放送において喫緊の課題であり、遅きに失した感があるとはいえ、規制緩和の一環として早急に実施されるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
13	<p>○ 衛星放送インフラの効率化について 共同衛星や管制の在り方等について、関係者からなる検討の場を設置するな</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

どの取り組みが進むことにより、衛星トランスポンダ料金の低廉化につながることを期待します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 本検討会の下に新たにワーキンググループを設置し、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方や衛星放送における4K放送への取組等、短期・中期にわたる諸課題への対応に関して、具体的・専門的な議論・検討を行う場を設けることに賛成。

インフラ料金の低廉化は、早急に対応が必要な案件であり、先行して議論・検討する必要があると考えられる。

【一般社団法人衛星放送協会】

- 衛星放送インフラの効率化について、共同衛星や管制の在り方等について、関係者からなる検討の場を設置するなどの取り組みが進むことにより、衛星トランスポンダ料金の低廉化につながることを期待します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

- 共同衛星や管制の在り方等について、関係者が効率的な運用を検討することで、衛星トランスポンダ料金の低廉化が実現することを期待します。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 衛星放送について「過度な競争や市場の縮小を招かないように、競争と協調のバランスを適切に取る必要があり、そのことを踏まえた冷静な検討が必要となる。」との報告に同意します。

【株式会社放送衛星システム】

- ワーキンググループを設置し、短期・中期にわたる諸課題への対応に関して、具体的・専門的な議論・検討を行う場を設けることに賛同します。

	<p>共同衛星、管制の在り方等については、放送の安定的な継続・質の確保のために、安全性、費用等を精査した議論が行われることを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社放送衛星システム】</p> <p>○ 衛星放送の共通プラットフォームの現状・抱えている課題について、具体的に検証したうえで検討を進め、費用の低廉化につなげることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社 TBS テレビ】</p> <p>○ テレビ離れや動画配信サービスの急進展により、とりわけ衛星放送を取り巻く環境は厳しさを増しており、衛星放送の諸問題に特化した検討ワーキンググループ（WG）が設置されることに賛同します。WGでの議論を通じて、BS4K放送の周知・広報の強化や、衛星会社（B-SATとスカパーJSAT）の業務の効率化等による衛星利用料の低廉化が一層進むことを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 衛星放送を取り巻く環境が変化する中、放送インフラの維持・管理にかかるコストの効率化は経営課題であり、引き続きの協議・検討がなされ、衛星トランスポンダ料金の低廉化につながることを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ビーエスフジ】</p>		
14	<p>○ 衛星放送の未来像については、2015年に示された「4K8K 推進のためのロードマップ」が最新のものとなっていますが、このロードマップでは、2025年頃の「イメージ」として「4K 及び 8K 実用放送のための伝送路として位置付けられた BS 左旋及び 110 度 GS 左旋において多様な実用放送の実現・右旋の受信環境と同程度に左旋の受信環境の整備が進捗」となっています。</p> <p>目指すべき衛星放送全体のサービスイメージを明確にした上で、新たに今後のロードマップの検討と作成が必要と考えており、総務省が先導的役割を果たしていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【日本放送協会】</p>	<p>衛星放送の未来像に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
15	<p>○ 本家で、中長期的な周波数利用の効率化に関して、現行の BS2K 放送の技術</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>方式「MPEG方式」よりも効率的な圧縮方式（HEVC等）について、衛星放送事業者の「選択的な導入」としたことは妥当です。新たな技術方式への移行は、その受信環境が十分に整い、現行の視聴者に影響がないことが前提です。現行の視聴者が視聴できなくなり、その影響によって広告主の衛星放送離れが加速すれば衛星放送に未来はありません。技術圧縮方式の変更は放送事業者自らの経営判断に拠るべきであり、行政が一方向的に強制することがあってはなりません。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
16	<p>○ 衛星放送において、大型スポーツコンテンツをはじめとした優良コンテンツを編成・放送するNHKの役割は非常に大きく、BSプレミアムの停波によるチャンネル減は、衛星放送視聴者にネガティブな印象を与える懸念があります。NHKには、本チャンネル再編の周知徹底を要望するとともに、新たな2チャンネルにおいてもコンテンツの拡充をはじめ、引き続き衛星放送業界、特に4K放送の推進をけん引する役割に期待します。</p> <p>衛星放送業界から見ると、BS4K放送開始・4Kの普及推進のタイミングでの2Kの新規事業社募集など、その政策に一貫性を感じられないため、一貫性のある道筋を示すことを望みます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ビーエスフジ】</p>	<p>NHKの衛星波の削減については、NHKにおいて、令和5年度末の停波に向けて、視聴者への丁寧な説明及び周知を行うことが重要と考えます。</p> <p>衛星放送政策の在り方に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
17	<p>○ 「本検討会の下に新たにワーキンググループを設置し、(中略) 具体的・専門的な議論・検討を行う場を設けることとする」ことが適当と考えます。</p> <p>なお、一定規模の縮小が避けられない有料放送の市場の中で、より柔軟かつスピーディーに市場の変化に対応するために、放送事業者、プラットフォーム、ハード事業者のそれぞれが筋肉質化や多角化の推進による経営基盤の安定化を行って、業界そのものの生き残りをはかる必要があるため、マスメディア集中排除原則の一部緩和にとどまらず、衛星放送事業全体に対する規律の在り方そのものの見直し検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>衛星放送における課題を解決し、持続可能な衛星放送の将来像を描くことは喫緊の課題であると考えております。</p> <p>衛星放送政策の在り方に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
18	<p>○ 第1章 衛星放送及びケーブルテレビの「衛星放送の左旋帯域」で現状と課題、今後の方向性が取りまとめられているが、以前意見として取り上げられていてびっくりしたのだが、なぜまた「条件不利地域における地上波を代替する手段としての左旋帯域の活用の可能性や有効性、経済合理性について検証」が</p>	<p>衛星放送の左旋帯域に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本案では、「衛星放送の左旋帯域は4K・8K</p>	無

	<p>出てくるのかさっぱりわからない。右旋で難視聴対策として地デジ放送の衛星再送信を以前やっていませんでしたっけ？4K放送用チャンネルに転用されたと思ったのですが、左旋でもまた検証と難視聴対策ですか？右旋でやろうが左旋やろうが変わらないでしょうよ。</p> <p>正直、これやり出すと究極的には地デジ帯域で放送しないで衛星放送で全国放送するほうが、製作番組の全国需要があるキー局放送事業者にとっての設備固定費負担削減だったり、地方ローカル局へのネットワーク使用料削減？実際どのような名目でキー局の番組をローカルに委託放送してるかは知りませんがそんな未来が見えちゃいませんか？</p> <p>経営環境悪化に伴う地方の廃局が見えているのであればローバンドで逼迫している5G用のIMT用周波数帯確保に向けた地デジチャンネルの再編だったり、ホワイトスペース放送のローカル5G移行に特定ラジオマイクの新帯域確保に向けて業務無線をデジタルMCAやらIP無線（携帯事業者提供）に整理統合したらよさそうなものですが、放送関係の使用帯域現状は地上も衛星も含めて穴だらけという印象しかありません。技術的に可能であれば使いたい、需要がある未来の事業者（税収増大）のためにも根気をもって説得し、総務省殿が正しい方向（周波数再編）にもっていくのが正道ではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人5】</p>	<p>放送で使うことが基本とされているが、当該帯域を使用した放送が開始された2018年（平成30年）以降、未使用の帯域が存在し続けていることを踏まえ、周波数の有効活用の観点から、他のサービスでの活用も検討すべきである。」とされており、左旋の空き帯域の更なる有効活用のため、「条件不利地域における地上波を代替する手段としての左旋帯域の活用の可能性や有効性、経済合理性について検証」することは重要と考えます。</p>	
19	<p>○ 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」（平成11年4月27日閣議決定）別紙4「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針」においては、「懇談会等に関するいかなる文書においても、当該懇談会等を『設置する』等の恒常的な組織であるとの誤解を招く表現を用いないものとする。」とされているところ、「本検討会の下に新たにワーキンググループを設置」するとの記載は不適當であるから、修正すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人8】</p>	<p>御意見を踏まえて、7ページの記載を次のとおり修正させていただきます。</p> <p>「そこで、本検討会の下で新たにワーキンググループを開催し、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方や衛星放送における4K放送への取組等、短期・中期にわたる諸課題への対応に関して、具体的・専門的な議論・検討を行うこととする。」</p>	有
20	<p>○ 2. 衛星放送の課題</p> <p>国内の衛星放送PF企業は複数社あり、またコンテンツ提供社も各社一チャンネルと少ない。また国内市場は世界の5%と小さく、過当競争の結果、低収益で、継続したインフラ投資が困難な状態となりつつあるように見えま</p>	<p>4K放送に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>す。衛星放送企業間より、IPを通じたコンテンツ（Netflixを含む）との競争が激しくなることから、その競争状態の変化に応じた産業のあり方が変わることが期待される。政府が率先して行う領域ではないかもしれないが、将来継続される産業に補助をすることが望ましいことから、業界再編を含めた動きが期待される。</p> <p>BSの4Kでは、NHKをふくめて6社チャンネルあるが、多くは4kを生かしたのではなく、またHDTVの4k版も多い。またHDTVを含めてほとんどが東京本社の企業によるものであり、地方発の放送は少ない。山間部に住民は地元の番組がみれない状態であるともいわれており、地上波では資本の統合が進みつつあることからこのままでは集約化が想定される。このことから、既存のチャンネルにおいても番組割合を地域ごとの時間枠を設けて放送することが期待されるのではないかと（例：関東枠30%、関西枠15%、中部枠15%、北海道一東北10%、四国一九州一沖縄枠10%、その他20%）もし放送に地域枠が設定される場合、各地域発の番組が増え、放送の多様性が増し、東京一極集中の緩和が期待される。地方自治と放送を扱う省であり、日本の課題に応じた制度設計が期待されるのではないのでしょうか？</p> <p style="text-align: right;">【個人27】</p>		
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

2. ケーブルテレビ

21	<p>○ ケーブルテレビに期待される「地域における放送の送受信環境の担い手」としての役割が機能するためには、今後、地域において人口減少が予想される中で、ニーズの所在や整備等費用、採算性や設備の維持管理などの課題も想定されます。地上基幹放送の責務（「あまねく受信」）との関係等、運用や制度面の課題も含め、より具体的に継続して検討を進める事に賛同致します。</p> <p>また、制度的な課題を検討する場合には、ケーブルテレビ事業者ごとに異なる規模・業態・経営環境等にも留意いただく事も重要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】</p> <p>○ 地上放送のデジタル化の際に、ケーブルテレビは、辺地共聴施設の巻取りなどの実績がございます。</p> <p>他方「(1) 現状と課題」に示された通り、辺地共聴施設は、設備の老朽化、人口減少に伴う組合員数の減少等により維持管理・更新が困難な状況になり</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------	----------

つつありますが、「採算性や費用負担の問題から支援がなければケーブルテレビエリア化や更新が進まない」と言った課題があります。

このため、災害時における住民への安定的な情報提供を確保する観点から、辺地共聴施設の更新における財政的支援についての検討や、公設ケーブルテレビ施設の円滑な民設移行が進むよう支援の在り方の検討が行われる事に賛同致します。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

- 高築年数の集合住宅において、建築当初の旧式の放送受信設備が使用されているものも多く、住宅内の設備改修も困難であることから、放送受信設備の現行化が課題となっております。その解決策のひとつとして「ローカル5Gを活用した放送についても、総務省において技術的な検証や研究開発を行い、実用化に向けた検討を進める」事に賛同致します。

【一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟】

- ケーブルテレビによるいわゆる放送波代替はエリアによっては、ハード的にはすぐにも実現可能な方法です。実際、地方の中継局エリアでは、ほとんどの世帯がケーブルテレビに加入しており放送波を受信している世帯が極めて少ない地区もあります。

地上波がデジタル化されて15年を超え、中継局設備の更新が進みつつある中でケーブルテレビへの代替が行われ設備更新を抑制できることは、ローカル局の経営維持にとっては現時点で望ましいことです。

国においても諸課題の解決と施策をできるだけ早くすすめていただき、推進方向へ後押ししてもらえることを期待しています。

【株式会社テレビ愛媛】

- ケーブルテレビは遅延がなく地上基幹放送同等のクオリティを担保できると考えられるため、小規模中継局・辺地共聴施設の代替移行先としての役割を期待し、円滑な移行を検討する方向性に賛同いたします。

【株式会社テレビ北海道】

- 1. 送受信環境維持の観点からのケーブルテレビの役割

	<p>昨年8月に公表された「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ」においては、全国のテレビ視聴世帯の半数を占めるケーブルテレビ業界に関する検討がほとんど見受けられず、今後放送業界の中で果たすべき役割や使命について定義されていなかった。</p> <p>地方において不採算地域を抱えながら事業を行っている小規模ケーブルテレビ事業者の立場からすると、設備の更新・維持管理に係る負担は非常に大きく、地上波の小規模中継局等の維持管理と同様の課題を抱えている。</p> <p>こうした中、今回の「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）（案）」においては、ケーブルテレビに関して細やかに検討いただいております、とりわけ地方公共団体が整備した公設ケーブルテレビ施設にフォーカスして、公設ケーブルテレビ施設の円滑な民間移行の支援の在り方など、今後の方向性にまで言及されたことは、我々ケーブルテレビ業界にとって大きな意義がある。また、ケーブルテレビ事業者ごとに規模・業態などが異なることにも留意する必要がある点を記述頂いたことは、ケーブルテレビを『送受信環境維持の担い手』として深く検討頂いたことが伝わり、とても心強く感じている。</p> <p>今後もこうした地方に内在するミクロかつ普遍的な問題に、きちんとフォーカスした検討を継続して協議していくことが不可欠である。</p> <p style="text-align: right;">【ひらたCATV株式会社】</p>		
22	<p>○ 「ケーブルテレビは～担い手としての役割が期待される。」について、公設ケーブルテレビは、採算性の面から商業ケーブルテレビの存在しない地域で、地域住民のために難視聴解消として設置している場合が多く、その地域では商業ケーブルテレビが公設ケーブルテレビの移行先とはなりえないと考えます。</p> <p>公設ケーブルテレビは、過疎地域の情報格差是正に有益であり、今後住民の減少で維持が困難になる辺地共聴設備の置き換えとしても検討すべきです。このことから、公設ケーブルテレビの新設・維持に国として協力することも必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社IBC岩手放送】</p>	<p>公設ケーブルテレビの役割に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p> <p>なお、国としての協力については、地域の情報通信基盤であるケーブルテレビネットワークの重要な役割に鑑み、災害時に確実かつ安定的な情報伝達が確保されるよう、ケーブルテレビネットワーク光化等による耐災害性強化事業を実施しております。</p>	無
23	<p>○ 整備等費用の負担の在り方について、施設の更新に課題を抱える辺地共聴施設等に課すのは非現実的であり、個々の受信者等に求めることについても慎重な議論が必要と考えます。総務省において、「災害時における住民への安</p>	<p>辺地共聴施設に関する御意見については、賛同の御意見として承ります。地上放送の代替手段に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考と</p>	無

	<p>定期的な情報提供を確保する観点から、辺地共聴施設の更新における財政的支援について検討する」との考えを示したことは意義があります。</p> <p>地上放送の代替手段として、ケーブルテレビのほか、ブロードバンドや衛星放送も候補として検討されています。まずは対象地域の住民の理解や合意形成を得ることが不可欠ですが、各代替手段のメリット・デメリットを比較・精査し、経済合理性を最も発揮できる手段を見極めることも重要です。代替するエリアや整備費用等については、NHKの「あまねく受信」義務と、民間放送事業者の「あまねく受信」努力義務の違いにも十分留意する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	させていただきます。	
24	<p>○ 本取りまとめ（第2次）（案）における「ケーブルテレビ」とは、昨年の本検討会の取りまとめの別添「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム取りまとめ」（令和4年6月）の5ページに記載の「ケーブルテレビによるものは、ケーブルテレビネットワークによるものとブロードバンドネットワーク（RF（Radio Frequency）方式）によるものがある。」と同義であるということでしょうか？</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>本案におけるケーブルテレビとは、ブロードバンドネットワーク（RF（Radio Frequency）方式）によるものを除外するものではありません。</p>	無
25	<p>○ 「ケーブルテレビは、その高い普及率を活かして、小規模中継局等や辺地共聴施設の代替（巻取り）先や公設ケーブルテレビ施設の移行先として、地域における放送の送受信環境の担い手としての役割が期待される。」とありますが、地上基幹放送だけではなく、衛星基幹放送を再放送することにより衛星基幹放送の受信環境の担い手となることも期待します。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>	<p>ケーブルテレビは、地上放送に加えて、衛星放送の再放送を実施することにより、多様な放送サービスの提供に貢献していると認識しております。</p>	無
26	<p>○ 「ローカル5Gを活用した放送についても、総務省において技術的な検証や研究開発を行う」の文言について</p> <p>技術的な検証や研究開発と合わせて、制度的な検証を加えるべきです。5Gという通信手段を使った伝達手段についても放送法上、著作権法上「放送」と定義するための検討を並行して進めるべきです。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>ローカル5Gを活用した放送に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
27	<p>○ 「ケーブルテレビ」について</p> <p>地域の情報ハブとしてのCATVの在り方は、非常に重要である</p>	<p>ケーブルテレビとコミュニティ放送に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承</p>	無

	<p>特に大都市圏以外のCATV局内にcFMを開局する動きが進んでいるが、地域メディアの発展として大いに推進すべきである cFMは県域局や広域局がカバーし得ない地域の狭い範囲をカバーする情報を放送するのが目的である そういった意味でも、地域をカバーするcFMとCATVの愛称は抜群である考え、CATVによるcFMの開局を促進すべきであると考え (ミュージックバードではcFMの開局支援サービスも行っており、大いに活用すべきだ)</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>ります。</p>	
<p>28</p>	<p>○ 3、ケーブルテレビの課題</p> <p>一部のMSOについては持続可能な状態となっているが、公営公設の第三セクター型や、加入者が少ないCATVは低収益であるといわれている。このため、規模による収益性が見える化し、業界再編を促し、経営の効率化が期待される。一方で、効率化によって経営が持続可能となったとしても、地方の顧客は、地元番組への期待があると言われており、地元番組がなくなることは、文化の途絶が予想されるため、可能であれば、各地域ごとの自主放送などの番組が継続することが期待される。</p> <p>各地域のCATV局の経営が好転することは重要であり、このためには各地方局の加入者が増える可能性がある中継局の巻取りは有効と考える。さらに、地域の情報提供ということでは放送範囲の都道府県を含んだ自治体の関与が期待される。地域単位の貿易収支を見た場合、東京からの番組を垂れ流すのみでは地域貿易収支は赤字となる。この対策としては地元によるコンテンツ作成力向上が重要であり、地元の中学、高校、大学や、自治体、地元企業がしだいに番組提供者となり、地元情報の発信と地域にお金が回る仕組みが期待される。また、これら地域発信の番組に対してNICTの技術を活用して英語を追加し、海外への発信とそれによる観光客の増加が期待される。災害対策については、川の映像や、道路の映像が有効であり、国交省や警察や都道府県などの公的団体からの映像が活用できれば効率化が可能となるため、総務省によるサポートも期待される。</p> <p>大きな目的は地域から持続可能なコンテンツを提供され、それによって地域が元気になることが重要であり、これにむけた制度を期待したい。</p> <p style="text-align: right;">【個人27】</p>	<p>小規模中継局のケーブルテレビによる代替については本案に対する賛同の意見として承ります。放送コンテンツに係る御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

第2章 放送用の周波数の有効利用			
1. 放送大学の地上放送跡地の周波数帯			
29	<p>○ 「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」は、衛星放送を含むすべての放送に影響が考えられる。</p> <p>有効利用の観点からも具体的な実装方式等が示され、放送事業者の経営の選択肢になることが必要。かつ、視聴者の利便性等も重要な要素である。</p> <p>【一般社団法人衛星放送協会】</p> <p>○ 地上デジタル放送方式の高度化について、放送事業者の経営の選択肢になり得るのかを議論するに当たっては、技術検証や実装方式の検討のみに留まらず、新たな放送サービスに対するニーズや実現性を適切に把握することが重要であり、今後の課題として取り組むべきと考えます。</p> <p>【日本テレビ放送網株式会社】</p> <p>○ 放送大学の地上放送跡地の周波数帯を利用して、地上デジタル放送方式の高度化の実証実験が実施されていることは承知しています。実現可能な技術検証を行うことは否定しませんが、技術的に可能になったとしても、実証実験の最終目的として、地上4K放送等の高度化が強要されることがあってはなりません。BS4Kについては、18年12月に放送が開始されましたが普及が大きく遅れており、放送事業者の経営を圧迫していることに留意が必要です。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」の具体的な実装方式等については、総務省における技術検証とともに、放送大学の地上放送跡地に関する利用ニーズの調査等も踏まえて、放送事業者の経営の選択肢となるように取り組むことが適当と考えます。</p>	無
30	<p>○ 第2章 放送用の周波数の有効活用 1. 放送大学の地上放送跡地の周波数帯 に関する提言について賛同いたします。総務省が高度地上デジタルテレビジョン放送方式の答申を受けたことに関して、2019年の諮問から実証実験含めた検討を行い、答申書としてまとめた関係者に敬意を表します。実証実験に使用された放送大学跡地の周波数は、周波数有効利用の観点から、高度地上デジタルテレビジョン放送方式に活用され、経営の選択肢となることを期待します。高度地上デジタルテレビジョン放送方式はインターネットとの親和性が高く、ブラジルの次世代地上放送TV3.0へ提案された方式でもあります。この方式を有効に活用するためにも、あまねく普及にこだわらず、インターネットと連携した新たなビジネスが展開可能な都市部等での実用化を通して、公共の福祉の増進に資することを期待します。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

		【日本電気株式会社】	
31	<p>○ 放送大学の地上放送跡地の周波数帯は、この周辺周波数を放送利用していることも踏まえ、放送に関連する研究開発など、総務省において具体策の検討を主導していただくことを要望します。</p> <p>「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」の具体的な実装については、「放送事業者の経営の選択肢となるように取り組むべき」とされていますが、テレビの方式転換においては、周波数の確保や受信環境の普及が課題になります。実装の可否については総務省が中心となり、国として十分な支援を検討いただくとともに、今後のロードマップの検討と作成が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>放送大学の地上放送跡地の周波数帯の利用については、周波数の有効利用の観点から、総務省において利用ニーズの調査を経て利用者の選定を適切に進めるなど、早急に活用に向けた手続を進めることが適当としています。</p> <p>また、「高度地上デジタルテレビジョン放送方式」の具体的な実装方式等については、総務省における技術検証とともに、上述する放送大学の地上放送跡地に関する利用ニーズの調査等も踏まえて、放送事業者の経営の選択肢となるように取り組むことが適当と考えます。</p>	無
2. 衛星放送の左旋帯域			
32	<p>○ 残念ながら、現状から判断すれば、左旋帯域での事業性は難しいと判断せざるを得ない。従って、他のサービスの利用を検討することには賛成。</p> <p>具体的な案を早急に検討し、進めていくべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p> <p>○ 左旋帯域における未使用の帯域の活用が進むことによって、衛星放送のインフラコスト低減につながるため、弊社も帯域の有効活用に向けた検討に協力していきたいと考えております。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社放送衛星システム】</p> <p>○ 衛星放送は地上基幹放送同等のクオリティを有しているため、平成27年3月末に終了した地デジ難視対策に係る恒久化対策設備の老朽化問題対策の選択肢の一つとして、衛星セーフティネット事業の実績を踏まえ、BB代替やCATV等と共に、衛星活用の可否検討を行う方向性に賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p> <p>○ 地域での事情は様々であることを考えれば、ブロードバンド代替（IPユニキャスト方式）の調査検証のみならず、ケーブルテレビや衛星左旋帯域の活用による代替における可能性・有効性・経済合理性について、横断的な検</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>討を行うことが放送事業者の経営の選択肢になりうるのであれば有意義であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 経済合理性を考慮すると、最良な代替手段は地域ごとに異なることも考えられるため、条件不利地域における地上波代替手段として、左遷帯域の活用、BB代替、ケーブル代替等の方策を横断的に検討することは妥当であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ 当社が提案した左旋帯域の有効活用案としての条件不利地域における地上波の代替について、各種代替手段も含めて横断的な検討を行うことに賛成します。</p> <p style="text-align: center;">【スカパーJSAT株式会社】</p>		
33	<p>○ 条件不利地域における放送ネットワークの維持は、本年5月に成立した改正放送・電波法に基づき、NHKと民放の「共同利用型モデル」によって適切に合理化を図ることが目下の課題です。本案にあるCATVや衛星左旋、ブロードバンド等による代替は放送制度上の位置づけや権利処理、新たな費用負担など現時点では課題も多く、拙速に議論が進むことが無いよう要望します。なお、代替の費用負担については、放送ネットワークインフラ維持の観点から、電波利用料を活用するなど国からの補助を検討して戴けるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和6年夏頃に結論を得ることを目指し、今後、著作権等の権利処理、住民理解・受信者対策、放送法との関連等を含む諸課題について検討することとしております。</p> <p>本案では、条件不利地域における地上波を代替する手段として、衛星放送の左旋帯域、ブロードバンド、ケーブルテレビ等の含め横断的な検討を行うべきとの指摘をしているところ、今後、具体的な検討が行われていくものと考えます。</p> <p>御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
34	<p>○ 第2章 放送用の周波数の有効活用 2. 衛星放送の左旋帯域に関する提言について賛同いたします。未使用の帯域が存在し続けていることを踏まえ、周波数有効利用の観点から、地上放送ネットワーク(中継局ネットワーク)を代替するいわゆる衛星代替への方向性は有効な選択肢であると考えます。た</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>衛星放送の左旋帯域の活用に関する御意見については、本案のとおり、「条件不利地域における地上波を代替する手段としての左旋帯域の活用の可能性や有効</p>	無

	<p>だし、左旋の直接受信についてはマンション共聴設備などの改修等が必要なため、一旦、ケーブルのベッドエンドで受け、ケーブルネットワーク内を伝送し、ラストワイマイルはローカル5Gで対応する手法を組み合わせるなど、総合的な検討が必要と思われます。この衛星代替については、ブロードバンド代替やケーブルテレビによる巻き取り等の代替も含めた横断的な検討を実施し、実証実験等でその実現可能性の検討を行うことを強く希望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本電気株式会社】</p>	<p>性、経済合理性について検証するとともに、ブロードバンド代替やケーブルテレビによる巻き取り等の代替手段も含めた横断的な検討を行う」ことは重要と考えることから、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
35	<p>○ 放送用の周波数の有効利用について</p> <p>条件不利地域における地上波の代替としての衛星活用策は、特に離島局を多く抱える鹿児島において非常に有効な手段だと考えます。</p> <p>一方で、視聴者の受信設備や衛星の使用料等の費用負担が想定される中、その実現に当たっては、特に離島地域の視聴者および離島を抱えるローカル局の費用軽減など経済合理性に基づいて検討をお願いします。</p> <p>地上波の代替という観点では、降雨減衰による受信劣化についても検証の必要性を感じます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>衛星放送の左旋帯域の活用に関する御意見については、本案のとおり、「条件不利地域における地上波を代替する手段としての左旋帯域の活用の可能性や有効性、経済合理性について検証するとともに、ブロードバンド代替やケーブルテレビによる巻き取り等の代替手段も含めた横断的な検討を行う」ことは重要と考えることから、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
36	<p>○ 衛星放送の左旋帯域について、既築の住宅を中心に左旋対応アンテナへの交換や建物内の伝送機器の更新が必要となっています。新4K8K衛星放送の受信環境の整備に今後も着実に取り組み、左旋帯域の有効活用と普及促進を高める方策を継続的に進めていくことが必要と考えます。</p> <p>現在のロードマップでは、2025年頃の「イメージ」として「4K及び8K実用放送のための伝送路として位置付けられたBS左旋及び110度CS左旋において多様な実用放送の実現・右旋の受信環境と同程度に左旋の受信環境の整備が進捗」とされています。目指すべき衛星放送全体のサービスイメージを明確にした上で、今後のロードマップの検討と作成が必要と考えており、総務省に先導的役割を果たしていただくことを要望します。</p> <p>また、衛星放送の左旋帯域の条件不利地域における地上波を代替する手段としての可能性や有効性、経済合理性については、特にBS放送に多くの受信者がいる実態も考慮した十分な検証を要望します。検証に当たっては、左旋帯域の既存サービスの普及促進も含め、受信環境の整備にも引き続き取り組んでいただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>衛星放送の未来像や左旋帯域の活用に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

37	<p>○ 受信環境が整わず衛星左旋帯域での4K参入希望者がいない現状を踏まえて、周波数の有効利用の観点から空き帯域を新たなサービスで活用することを検討するのは妥当です。但し、左旋帯域を活用する新たなサービスの研究開発・実証等の費用が、新サービスとは関係のない放送事業者の衛星利用料等に転嫁されることがあってはなりません。</p> <p>衛星左旋帯域を地上放送の代替手段の1つとして、ブロードバンドやケーブルテレビと共に検討すべきと考えます。衛星放送は山間地域や離島等を含め全国津々浦々に提供できる反面、降雨減衰による影響を受けやすく災害時の情報提供に課題があります。設備費用やその費用負担の在り方等も含めて、各代替手段のメリット・デメリットを比較・精査し、受信者・放送事業者等にとって最もメリットがあり効率的な伝送路を採用することが重要です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>衛星放送の左旋帯域の活用に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
第3章 放送の真実性・信頼性の確保			
1. 現状と課題			
38	<p>○ 本案は、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルス（情動的健康）を確保するためには「信頼性の高い情報に触れる機会を増やすことが重要」とし、「放送コンテンツが人々の目に触れやすくすること（プロミネンス）」を備えていくことが必要と指摘していますが、そのために、放送コンテンツの内容や流通手段等に対して過度な規制・介入が行われなよう求めます。</p> <p>本案は訂正放送等について、総務省が放送事業者に対し、グッドプラクティスの具体例を示すことや、積極的な推進を要請していくことを求めています。しかし訂正放送等は放送事業者の自律的な義務であることが最高裁判例でも明確に示されています。表現の自由を確保する観点から、総務省が「例示」や「要請」などの行政指導によって放送事業者に圧力をかけることに反対します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本検討会としても、情報空間全体におけるインフォメーション・ヘルスは、放送事業者の自主性・自律性を担保しながら確保していく必要があると考えています。</p> <p>また、表現の自由の確保の観点から、放送法第9条第1項に基づく訂正放送等は、放送事業者が自律的に行うものとされている点は御指摘のとおりです。</p> <p>他方、訂正放送等の制度については、視聴者保護の観点も重要であり、本検討会における議論の中でも訂正放送等の請求の手続きが分かりにくいといったような指摘もあったことを踏まえれば、手続き等の透明化・具体化の不断の取組が重要であり、総務省において、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、自社の取組の現状の確認等を要請していくことは適当であると考えています。</p> <p>また、その例示や要請の内容が放送事業者の判断に委ねられるべきことは当然であると考えています。</p>	無
39	○ 意見1：放送が「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報」であり、	本案においても「情報空間全体におけるインフォメ	無

	<p>各事業者が「放送の真実性・信頼性を確保している」ことを広く一般に周知するために、デジタル時代に相応しい伝え方として、インターネットを活用した情報発信が重要であることを明示すべきである。</p> <p>該当箇所：本文 P.17?18 第3章 放送の真実性・信頼性の確保 1. 現状と課題</p> <p>放送が「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報」であることの、デジタル時代に相応しい伝え方が示されていない。「信頼性の高い情報に触れる機会を増やすことが重要である」との指摘はそのとおりであるが、有限かつ希少な電波により発信することを前提とした「放送番組」だけを、やみくもに繰り返すことで伝わるとは思えない。デジタル時代においては、放送事業者は放送番組だけに拘らず、インターネット等を活用した様々な媒体により、「取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報」であることを情報発信しなければ、「放送の真実性・信頼性」が伝わらない。デジタルネイティブ世代に伝わらないことは言うまでもないが、テレビをよく見る世代に対しても、放送番組の限られた時間では十分に伝わらない。</p> <p>東京電力福島第一原子力発電所の処理水問題はその例である。ほとんどの放送では「科学的根拠に基づく安全性が担保されている」とだけ伝える。「科学的根拠」を正確に伝えるには時間が足りない。経済産業省は非常に詳しい情報をインターネットで提供しているが、それを放送事業者として理解し、追加取材をするなどして、インターネットにより放送番組では十分に伝えられない情報を提供することで、放送が「高い信頼性」を担保した情報であることを示すべき。そのような努力の積み重ねが「放送の真実性・信頼性」が伝えるには必要である。</p> <p>このことを明確に指摘すべきである。例えば、以下のような文章を該当箇所に追加してはどうか。</p> <p>デジタル時代においては、放送事業者は放送番組だけに拘らず、インターネット等を活用した様々な媒体により、取材や編集に裏打ちされた信頼性の高い情報であることを、それぞれの媒体の特性を活かして情報発信しなければ、放送が含む情報の信頼性の高さを広く一般に伝えることはできない。</p> <p style="text-align: right;">【個人24】</p>	<p>ーション・ヘルスを確保していく観点から、放送に期待される役割が十分に果たされるようにするためには…放送コンテンツが人々の目に触れやすくすること…が必要となる」ことを明らかにしています。</p> <p>その上で、本検討会としては、放送事業者においては、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼性向上を図っていくことが重要であると考えています。</p>
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2. 今後の方向性		
40	○ 放送の真実性・信頼性の確保について	訂正放送等の制度は、表現の自由の確保の観点から、 無

取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。

民放事業者は放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37)ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。また、2023年4月に施行した改正民放連 放送基準では、新たに、自ら誤りを発見した場合について、「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加したところです。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 放送の真実性・信頼性の確保について、取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。

民放事業者は放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37)ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。また、2023年4月に施行した改正民放連 放送基準では、新たに、自ら誤りを発見した場合について、「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加したところです。日本テレビも自社の「取材・放送規範」で、「万一、誤った放送や人権侵害をした場合には、過ちを改めることを恐れてはならな

放送局が自律的に訂正放送等を行うことを義務付けたものである点は御指摘のとおりです。

他方、同制度については、視聴者保護の観点も重要であり、本検討会における議論の中でも訂正放送等の請求の手続きが分かりにくいといったような指摘もあったことを踏まえれば、手続き等の透明化・具体化の不断の取組が重要であり、総務省において、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、自社の取組の現状の確認等を要請していくことは適当であると考えています。

御指摘の民放連放送基準の見直しも含め、引き続き、放送事業者が自主自律で制度の運用に取り組むことが望まれます。

い」旨を明記しています。

【日本テレビ放送網株式会社】

- 放送の真実性・信頼性の確保について、取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。

民放事業者は放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37) ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。また、2023年4月に施行した改正民放連 放送基準では、新たに、自ら誤りを発見した場合について、「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加したところです。

【株式会社BS日本】

【札幌テレビ放送株式会社】

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 訂正放送制度の活用例が少ない点が指摘されていますが、これは放送事業者が日々放送番組の信頼性を保つため真摯な努力を重ねた成果です。放送は自主、自律が原則であり、制度の運用に際しては、放送法の立法趣意を尊重し国が過度に介入することなく、放送事業者の自主性に委ねるべきであると考えます。本案では「総務省から推進の要請をすることが適当」と指摘していますが、行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」とも受け取られかねず不相当と考えます。

【株式会社MBSメディアホールディングス】

【株式会社毎日放送】

○ 取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。

放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則であり、行政が「要請」することは事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。

民放事業者は、放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37)ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。

また、2023年4月に施行した改正民放連放送基準では、新たに、自ら誤りを発見した場合について、「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加し、朝日放送テレビ、朝日放送ラジオの番組基準はこれに準拠しており、当社グループ内でも認識しております。

当社は放送倫理のさらなる向上に努め、視聴者に信頼される関係を築くため、まずは放送局自らが視聴者の意見を真摯に受け止めた上で、第三者機関としてのBPO（放送倫理・番組向上機構）の意見をもとに改善を行う体制を整えています。

【朝日放送テレビ株式会社】

○ 放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則です。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、望ましくないと考えています。

【株式会社IBC岩手放送】

【株式会社TBSテレビ】

○ 放送法は、放送が「他律」ではなく「自律」であることを原則としていて、訂正放送等も放送局が自主・自律的に対応すべきものであると考えます。これまでも放送で誤りがあった場合は、自主的に放送やHPで柔軟に対応しています。訂正放送制度に関する総務省の要請は、実質的に義務となり

かねず、放送法の趣旨にはそぐわないと考えます。

また視聴者保護の観点としては、放送による人権侵害の申立てを受け付けるＢＰＯ（放送倫理・番組向上機構）の放送人権委員会が活動しており、その認知度も視聴者の間ではかなり向上しています。当社もＢＰＯ人権委員会の調査等には、放送事業者として積極的に応じています。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 訂正放送については放送法及び民放連放送基準に則って適切に対応しています。訂正放送制度の運用は放送事業者の自主・自立的な判断において行われるべきで、行政からの「要請」は適当ではないと考えます。

【長崎放送株式会社】

- 放送の真実性・信頼性の確保について

民放事業者は、日々正確な情報発信に努める中、もし誤りを覚知した場合は、速やかに正すことに努めています。

その範囲で解消しえない場合の最終手段が、訂正放送であり、その活用頻度が低いということは、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37)ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」という項目を遵守していること、2023年4月に施行した改正民放連 放送基準で、自ら誤りを発見した場合について「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加したこと、などに顕された日々の自主・自律の取り組みが成果を上げているといえると考えます。

放送法の趣旨からしても、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自立的な判断によることが原則と考えます。

【株式会社鹿児島読賣テレビ】

- 我々民間放送事業者は、放送法第9条における訂正放送制度を遵守しています。そして、放送の真実性・信頼性の確保については、放送番組の制作・編集に当たり、放送事業者自らの責任において実施しており引き続き、放送番組の信頼性向上を不断に図っていくことが重要です。訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自立的な判断によることが原則であり、放送事業者へ「要請する」ということは、その考え方から外れる恐れが

あるものだと考えます。

【関西テレビ放送株式会社】

- 取りまとめ案では訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自立性に配慮しつつ、放送事業者に対し手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は放送事業者の自主・自立的な判断が原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政による放送事業者への「要請」は、事実上の「義務」と受け取られかねず、不適切であると考えます。

【株式会社福岡放送】

- 放送法の趣旨を踏まえると、訂正放送等の制度を遵守するにあたって前提となるのは、放送事業者が信頼性の確保のために行ってきた自主的かつ自律的な取組みであり、その取組みに対して行政から「要請」が行われることは不適切であると考えます。今後も、自主的かつ自律的な取り組みを継続し続けることこそ、訂正放送制度の遵守と信頼性の確保につながると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- <放送の真実性・信頼性の確保について>

取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。

当社は、放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、当社放送基準で「ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」

と定め、これを遵守しています。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 取りまとめ案では訂正放送制度に関し、「総務省においては、(中略) こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としていますが、放送法の趣旨からすれば、運用方法等は、放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則で、行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られるので、不適切と考えます。

【西日本放送株式会社】

- 放送の真实性・信頼性の確保について、取りまとめ案は訂正放送制度に関し、「総務省においては、放送事業者の自主性・自立性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していくことが適当と考えられる」としています。放送法の趣旨からすれば、訂正放送制度の具体的な運用方法等は放送事業者の自主・自律的な判断によることが原則で、「配慮」のみでなく最大限に尊重されるものです。行政から放送事業者への「要請」は事実上の「義務」であると受け取られかねず、不適切であると考えます。

民放事業者は放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に民放連放送基準で「(37) ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。また、2023年4月に施行した改正民放連放送基準では、新たに、自ら誤りを発見した場合について、「速やかに訂正を行うことが視聴者との信頼関係において大切である」との考え方を追加したところです。

【株式会社テレビ新潟放送網】

- 訂正放送制度の具体的な運用方法等は、放送事業者の自主・自律な判断によることが基本であり、行政の「要請」は適切ではないと考えます。

BSフジは放送法を遵守し、自主・自律の原則に則り、衛星放送事業に取り組めます。

【株式会社ビーエスフジ】

41	<p>○ 放送事業者が、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼向上を図っていくことが有用であることは、当然のことである。加えて、編成権を有する番組供給事業者も、放送事業者と同様に放送番組の信頼向上を図っていくことが必要。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>放送番組の信頼性向上を図っていく上では、御指摘の番組供給事業者による取組も有用であると考えます。</p>	無
42	<p>○ 放送事業者は日々、正確な情報発信に努めており、もし誤りがあった場合、可能な限り速やかに、間違った情報を正すことに努めている。それでも権利侵害から回復されない最終的な手段と言えるのが、放送法9条の訂正制度だ。</p> <p>制度が活用されていないのではなく、使われる前に、放送局の自主自律の取り組みが成果を上げていると言える。</p> <p>また、NHKと民放によって作られた第三者機関であるBPO（放送倫理・番組向上機構）でも、よりよい放送につながるように、事例の共有などが進められている。</p> <p>検討会の指摘では「放送局の自主自律」との言葉があるが、報道機関として放送局が日々、どのような取り組みをしているのか、ご理解をいただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本検討会としても、放送の真実性・信頼性の確保については、現在、各放送事業者が、その放送番組の制作・編集に当たり、自らの責任において実施していることを理解しており、放送事業者においては、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼性向上を図っていくことが重要であると考えています。</p> <p>その上で、訂正放送等の制度の運用においては、視聴者保護の観点から、手続き等の透明化・具体化に向けた不断の取組が重要であるとも考えています。</p>	無
43	<p>○ インターネット上での放送コンテンツの流通の信頼性向上は重要課題であり、そのための最新技術の研究開発が世界で行われていることは承知しています。日本においても複数のメディアが開発に取り組んでいますが、インターネットは国内にとどまらず世界に開かれた情報空間であり、世界の主要メディアが研究開発する最先端技術、世界標準化への動向等を注視していく必要があります。</p> <p>総務省の有識者会議において、開発途上にある民間のオリジネーター・プロファイル技術のみを紹介することに違和感があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>オリジネーター・プロファイル技術は、放送コンテンツの流通の信頼性向上に役立つ可能性がある取組例の一つとして紹介しましたが、他に有用と思われる取組があれば是非とも紹介していただきたいと考えています。なお、放送の真実性・信頼性を確保するための仕組みは時代に即してアップデートしていくべきものと考えます。</p>	無
44	<p>○ 広島テレビは放送法第9条の訂正放送制度を遵守するとともに、法制度とは別に、民放連 放送基準で「(37) ニュースの誤報は速やかに取り消しまたは訂正する」と定め、これを遵守しています。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>	<p>本検討会としても、放送の真実性・信頼性の確保については、現在、各放送事業者が、その放送番組の制作・編集に当たり、自らの責任において実施していることを理解しており、放送事業者においては、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼性向上を図っ</p>	無

		ていくことが重要であると考えています。	
45	<p>○ 放送事業者の自主的な規律を保障した放送法の趣旨を踏まえれば、訂正放送における行政の「要請」については、とりわけ慎重な対応が求められます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>訂正放送等の制度は、表現の自由の確保の観点から、放送局が自律的に訂正放送等を行うことを義務付けたものである点は御指摘のとおりです。</p> <p>総務省において、放送事業者の自主性・自律性に配慮しつつ、放送事業者に対し、手続き等の透明化・具体化に資するグッドプラクティスの具体例を示すとともに、こうした取組の積極的な推進を要請していく場合に、その例示や要請の内容が放送事業者の判断に委ねられるべきことは当然であると考えています。</p>	無
46	<p>○ 「第3章 放送の真実性・信頼性の確保」においては、誤放送に関する記述が若干あるものの、どうして誤放送（実は意図的だろう?!）がなされたのかと言う視点が欠けており、ネットに比べればマシだろう的なニュアンスが感じられます。</p> <p>このあたりは、放送局の多くが一定比率の外資系株主に保有されていることもその一因ではないかと考えられますので、外国人株主の構成比は更に厳格に制限すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人19】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
47	<p>○ 「訂正放送等の制度があまり活用されていないのではないか等様々な課題の指摘があったところである」とのことだが、放送局の実態が反映されていないのではないか。放送局には毎日様々な問い合わせやクレームが寄せられていて、この中には放送内容の真偽を問いたす内容もある。視聴者や直接の関係者からの指摘によって放送した内容が誤っていれば、放送の中で訂正やおわびをするのは当然のこととして行われている（こうした訂正の根拠は放送法第9条第1項、同条第2項に他ならない）。放送法第6条第5項では訂正放送を行った場合に放送番組審議機関に報告することが定められているが、この報告に値するような訂正が少ないだけである。</p> <p style="text-align: right;">【個人25】</p>	<p>本検討会としても、放送の真実性・信頼性の確保については、現在、各放送事業者が、その放送番組の制作・編集に当たり、自らの責任において実施していることを理解しており、放送事業者においては、引き続き、自主的・自律的に、放送番組の信頼性向上を図っていくことが重要であると考えています。</p> <p>その上で、訂正放送等の制度の運用においては、視聴者保護の観点から、手続き等の透明化・具体化に向けた不断の取組が重要であるとも考えています。</p>	無
48	<p>○ 案1に記載の第三章『放送の真実性・信頼性の担保』については、現状認識が“SNSを利用し専門家と繋がる者(旧Twitterにおいて、専門家のツイートを頻繁に閲覧する者)”の視点から見れば、「放送事業者によるエコチャンバーやフェイクニュースの拡散」を頻繁に起こしており、もはや信頼性に欠けた</p>	<p>放送の真実性・信頼性の確保に対する一つの見解として承ります。</p>	無

	<p>情報と化していると言える。</p> <p>とくに、政治関連に関しては訂正放送が放送法第9条第2項は期待できず、同第1項に関しては請求権者が政治家になること多いため、政治による弾圧であると批判されることを恐れ請求できず実効性の存在しない状態と言える。</p> <p>更に、ジャニーズ事務所の性加害問題や、2023年4月に放送された『報道特集』（TBS）において福島第一原発の処理水の特集において、放出反対派の学者の意見のみ放送し、国際原子力機関の調査結果を放送しなかった事例に代表されるように、放送事業者の利益や、その番組が事前に決めた主張に沿う内容になるように、不都合な情報を放送しない、SMS上にて「報道しない自由」と揶揄されるような実態があり、これに至っては放送された内容に対して行う訂正放送や取消放送では、全く対応不可能である。</p> <p>これらから、放送の信頼性は著しく低下しており、もはや「SNSでの指摘を見ながら視聴する」が「サンデーモーニング」（TBS）や「報道特集」（TBS）を始めとする一部番組で一定数存在しており、旧Twitterでは、上記番組の放送される時間帯にはトレンド（ツイートの件数などの数値が急上昇した言葉やハッシュタグのランキング）に毎週の様に表示されている状況である。</p> <p>放送においては、訂正放送・取消放送を有効にするとともに、報道番組を中心に抜本的な異議申し立て制度を講じない限り、信頼性に欠けていると言える。</p> <p style="text-align: right;">【個人26】</p>		
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

第4章 民間放送事業者の情報開示の在り方

2. 今後の方向性

49	<p>○ 民放事業者の情報開示の在り方について</p> <p>民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。</p> <p>行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。</p> <p>民放事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性の観点から、自ら</p>	<p>公共の電波を割り当てられて放送を実施している民間放送事業者においては、自主的な取組として、その社会的役割に鑑み、経営の透明性を高めていくことや社会的役割を果たすために必要な財源・体制を開示していくことが期待されます。</p> <p>民間放送事業者におけるコーポレートガバナンスの在り方については、放送事業者の自主性・自律性に十分配慮する必要があると考えており、御意見や規制改革実施計画等も踏まえた検討を継続してまいります。</p>	無
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

の事業とその価値を、ステークホルダーである視聴者・リスナー、広告主・広告会社や地域社会に伝え、その理解と協力を得る取り組みを続けてまいります。

地方公共団体からの出資・委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信をおこなっています。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 民間放送事業者は国民の利益のために報道、表現の自由の下で放送事業を行っています。そのため、ガバナンスに関しても自主自律を基本とした上で、各社で質の高い地域情報を持続していく必要があります。ローカル局の経営基盤の強化は必要と考えますが、既に5年毎に免許制度の下、厳しい審査の上で必要な情報を提供しています。過度な公的機関の介入や情報開示の要求が無いように、今後の検討においても留意して頂くように希望します。

【RKB毎日放送株式会社】

- 民放事業者の情報開示の在り方について、民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。

行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場企業会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。

民放事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性の観点から、自らの事業とその価値を、ステークホルダーである視聴者・リスナー、広告主・広告会社や地域社会に伝え、その理解と協力を得る取り組みを続けてまいります。

地方公共団体からの出資・委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正

中立な情報発信をおこなっています。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社山梨放送】

【札幌テレビ放送株式会社】

- 民放事業者の情報開示の在り方について、民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。

行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場企業会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。

地方公共団体からの出資・委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信をおこなっています。

【株式会社BS日本】

- 当社子会社の株式会社毎日放送はホームページにて経営情報の開示を行っていますが、放送事業者であることを理由に、民間企業に対して会社法で規定される以上の経営情報開示を強いることには違和感があります。あくまでも当該企業の自主性に委ねるべきであると考えます。

【株式会社MBSメディアホールディングス】

- 当社はホームページにて経営情報の開示を行っていますが、放送事業者であることを理由に、民間企業に対して会社法で規定される以上の経営情報開示を強いることには違和感があります。あくまでも当該企業の自主性に委ねるべきであると考えます。

【株式会社毎日放送】

- 行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際

は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 放送事業者は、行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢で国民の知る権利に応えるために、公平・公正な情報発信をおこなっています。

報道機関である民間放送事業者のガバナンスの在り方について検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、慎重に対応いただくことを要望いたします。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 民放事業者の情報開示の在り方について

国民の財産である電波を預かり、報道機関としての役割を果たして行く立場として、免許期間中の経営基盤の安定を示す意味で情報開示は当然です。

報道機関として、視聴者に向かって、より分かりやすい、地域のためになる情報の開示に努めるべきと考えますが、それは民放事業者が自主自律の判断のもとで行われるべきであり、私企業の経営について国家介入にならないように十分な配慮が必要だと考えます。

特に非上場会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。

地方公共団体からの出資・委託等に関する懸念については、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信をおこなっています。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 放送局の地域社会への貢献の取り組みはそれぞれの放送局が独自に創意工夫を行っているものであります。「放送事業者ならではの役割との関係で指標とすべき情報を検討し」とありますが、その指標が数値的な「目標」のようなものとして画一的に設定されることにならぬよう、慎重にご議論いただくことを期待いたします。

【株式会社テレビ西日本】

- 放送事業者は、5年ごとの再免許申請において詳細な資料を提出し、総務省による厳格な審査を受けています。また、放送事業者が積極的に果たそうとしている社会的役割を明らかにし、そのために必要な財源・体制を開示することは期待されることではありますが、一方で、構成員からは「非上場のマスメディア事業者に関しては懸念もある」との指摘もありました。情報開示の在り方については、各放送事業者・地域の事情を勘案しつつ、自主的に経営の透明性を高めていくことが重要だと考えます。

【関西テレビ放送株式会社】

- 取りまとめ案では「日本民間放送年鑑」において、非上場会社を含む民放事業者が会社概要を開示する等、財務情報や資本情報の自主的な開示に努めていることに対し一定の評価をすべきとしており、民放の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。

行政の場において、報道機関である民放事業者への規律を検討する際は、放送の自主・自立を尊重し、慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場会社については、会社法を上回る過度な規律を課すことは不適切と考えます。

【株式会社福岡放送】

- <民放事業者の情報開示の在り方について>

民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。

行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場企業会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。

民放事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性の観点から、自らの事業とその価値を、ステークホルダーである視聴者・リスナー、広告主・

広告会社や地域社会に伝え、その理解と協力を得る取り組みを続けてまいります。

地方公共団体からの出資・委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信をおこなっています。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 民放事業者の情報開示の在り方について、民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。

行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場企業会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。

地方公共団体からの出資、委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信を行っています。

【株式会社テレビ新潟放送網】

- 行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場企業会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。

【広島テレビ放送株式会社】

- 民放事業者の情報開示の在り方について、民放事業者が「日本民間放送年鑑」において非上場会社を含め会社概要を開示するなど、財務情報や資本情報の自主的な情報開示に努めていることに対し、一定の評価をすべきとしており、民放事業者の取り組みをご理解いただいたものと受け止めます。

行政の場において、報道機関である民放事業者に対する規律を検討する際は、放送の自主・自律を尊重し、くれぐれも慎重に対応いただきたいと考えます。特に非上場企業会社について、会社法を上回る過度の規律を課すことは不適切です。

民放事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性の観点から、自らの事業とその価値を、ステークホルダーである視聴者、広告主・広告会社や地域社会に伝え、その理解と協力を得る取り組みを続けてまいります。

地方公共団体からの出資・委託等に関する記載がありますが、放送事業者は行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割を果たし、公正中立な情報発信をおこなっています。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 国民の財産である電波を預かる企業として、経営基盤が整っているかという部分で、情報を明らかにするのは当然だ。

ただし、上場していない民放事業者は、上場企業などと情報開示について同列に語られるべきものではない。

視聴者がより分かりやすい、地域のためになる情報の開示に努めるべきではあるが、民放事業者が自主自律の判断のもとで行われるべきものだ。

放送以外にも様々な企業活動を行っており、株主の利益などを考える必要もある。

私企業の経営介入にならないように十分な配慮をすべきだ。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- 本章で述べられているローカル民間放送事業者の役割、位置付け、期待等についてはその通りであり、その社会的付託に応えるため民間放送事業者のコーポレートガバナンスの在り方を検討することは理解します。しかし、非上場で比較的小規模な事業者が圧倒的に多いローカル民間放送事業者に新たな事務的負担を強いる方向での検討は、ローカル民間放送事業者の経営基盤強化には必ずしも繋がらないものと考えられます。可能な限り過度な業務負担にならない方向でのコーポレートガバナンスの在り方の検討を要望します。

		【株式会社仙台放送】	
50	<p>○ 「放送事業者は、地域情報の発信主体としての持続可能性という観点から、発信する地域情報の向上に資する情報や、人的資本や地域社会への貢献といった放送事業者ならではの役割との関係で指標とすべき情報を検討し、活用していくことも考えられる」との見解に賛同します。ただ、地域情報の向上を評価する尺度として自社制作比率に比重を置きすぎることのないよう要望します。地域情報には、地上波番組だけでなく、イベントやローカルCM、自局のウェブサイトやSNSなどで発信する情報も含まれ、評価は幅広い尺度で行われるべきと考えます。</p> <p>「地域社会への貢献に関する放送事業者ならではの役割としては、災害情報や地域情報等の社会の基盤となる情報の共有だけでなく、地域の歴史・文化の証人として、コンテンツをアーカイブとして残し、次世代以降に伝えていくことも含まれ得る」という見解に賛同します。映像を記録し発信することを中心的な業務としてきたテレビ局にとって、アーカイブの活用は社会に対する責務であるだけでなく、収入源の一つとしても今後有用性が増すと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本県民テレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>地域情報の向上を評価する尺度に関する御意見については、今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
51	<p>○ 民放事業者の情報開示の在り方について</p> <p>弊社は、地域情報の発信主体としての持続可能性の観点から、自らの事業とその価値を、ステークホルダーである視聴者、広告主・広告会社や地域社会に伝え、その理解と協力を得る取り組みを続けていきたいと考えています。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見は、まさに本案の趣旨と合致するものです。</p>	無
52	<p>○ 「地方公共団体から出資等を受ける場合があり、利益相反関係が課題になり得るのではないか」との記載は、民放事業者の特定の出資者について問題視するものと受け取られかねず、不適切だと思います。民放事業者が報道機関として、自主・自立という姿勢で公正な情報発信を行うことは、言うまでもありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社IBC岩手放送】</p> <p>○ 報道機関として自主・自立の姿勢で公正な情報発信を行うことは当然のことと考えています。「放送事業者において地方公共体から出資等を受ける場合</p>	<p>行政を含むいかなる第三者からも独立し、自主的・自律的な姿勢を堅持して地域住民の知る権利に応えるという報道機関としての役割は重要であり、引き続き公正中立な情報発信に取り組んでいくべきと考えています。</p>	無

	<p>があり、利益相反関係が課題になり得るのでないか」との記述は、具体的にどのようなケースを想定したものなのか不明です。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p> <p>○ 民放事業者の財務や株主に関する情報の開示については、あくまでも自主的な取組みを尊重すべきです。</p> <p>「地方公共団体から出資等を受ける場合があり、利益相反関係が課題になり得るのではないか」との記載は、民放事業者の特定の出資者について問題視するものと受け取られかねず、不適切です。民放事業者が報道機関として、自主・自律という姿勢で公正な情報発信を行うことは、言うまでもありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p>		
53	<p>○ 記載されている通り、社の各種経営情報は毎年度、民間放送連盟を通じて開示しております。今後の開示方法の工夫について特に拒むものではありませんが、非上場会社である場合、株主との関係などから開示内容に関して、会社内情の完全な公開には一定の制約があり得ることも理解いただきたいところです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>	今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
54	<p>○ 「民間放送事業者の情報開示の在り方」について</p> <p>「民放の情報開示」では主に株主や資本比率、放送基準等が考えられるが、番組審議会速記録も開示されて然るべきだ</p> <p>放送の知識がない、無能な委員がお手盛りで雑な議論をただけではテレビ局も良いコンテンツが生まれない</p> <p>逆に興味を持ってしっかり議論に参加しようと言う意識のある委員が集まりが真面目に議論をする事により良いコンテンツが生まれる土壌が出来る</p> <p>テレビのコンテンツがつまらない、と言われるようになって久しいが、視聴者の視点からも「番組審議会がどう言う仕事をしているのか」チェックされるべきだ</p> <p>従って、情報開示対象に番組審議会速記録も入れる事を強く要求したい</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	放送法第6条第6項第1号において、放送事業者は放送番組審議機関の議事の概要等を公表することが義務付けられております。	無
第5章 その他の事項			
1. AM局のFM転換・FM補完中継局の整備			

55	<p>○ NHKの主たるFM補完中継局に割り当てる周波数帯を検討する際は、民間放送事業者の既設FM親局・中継局に対する割当ての状況だけでなく、将来の新設や移設の可能性も考慮頂きますようお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p> <p>○ NHKによる主たるFM補完中継局の整備等については、広いエリアが対象になると想定されます。使用可能な周波数がひっ迫している地域における周波数の割り当ては、民放でのFM転換の取り組みなど、将来的な周波数選定に配慮した検討が行われることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>	<p>NHKによる主たるFM補完中継局に具体的に割り当てる周波数帯については、民間放送事業者に対する割当て状況を踏まえた上で、検討する必要があると考えます。頂いた御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
56	<p>○ ローカルラジオ局の経営は厳しく、放送の継続のためにも早期のAM局の廃止、FMへの転換は必要と考えます。先行停波実証は全国的な動きでもあることから、住民や地方公共団体への周知など、総務省における協力、また、FM転換及びAM局廃止に必要な制度の早期整備を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>AM局の運用休止に係る特例措置を受けるための要件として、住民への周知や地方公共団体等への周知を行うこととしており、総務省においても、特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、特例措置実施に関する周知広報及び問合せへの対応を行うことを予定しています。また、今後、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う予定です。</p>	無
57	<p>○ 「FM転換」及び「AM局廃止」へ方針を掲げるAMラジオ局にとってAM局の運用休止を行う実証実験を可能とする特例措置の策定へと政策が進められていることは、ラジオ局にとって経営選択肢が増える観点より高く評価します。放送事業者として社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にする前提において「FM転換」及び「AM局廃止」を進めるにあたり、適用をうける審査基準についても緩和的な判断をもたれ、困難なく進められることを要望すると同時に実証実験を終了したあとのFM(事業者)転換への政策案を明確に示していただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社山梨放送】</p>	<p>AM局の運用休止に係る特例措置の適用期間の終了後は、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行う予定です。</p>	無
58	<p>○ 「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会」及びその下部組織において、これまでラジオについて論じられる機会が少なかったところ、本取りまとめではFM転換及びAM局廃止に留まったとは言え、ラジオについて触れていただいたことは意味深いと考え、歓迎いたします</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>AM局の運用休止に係る特例措置の適用期間の終了後は、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を</p>	無

	<p>ラジオ放送について「災害時、特に停電時において、地域住民の生命・財産の安全確保に関わる情報の提供手段として、極めて重要な役割と有用性の高さを認識」していただいたことに賛同いたします</p> <p>今回の特例措置に続く、今後のFM転換及びAM局廃止については、引き続き民間AMラジオ事業者の要望等に真摯に耳を傾けながら、同事業者の更なる経営基盤強化を第一の目的とし、柔軟かつ早急な制度整備を強く要望いたします</p> <p>今後のFM転換及びAM局廃止に際して、周知広報への留意点として、「radikoでのラジオ放送のインターネット配信の取組が進展」と明記されたことに対して歓迎し、評価いたします</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ニッポン放送】</p>	<p>行うとともに、その際に考慮すべき事項について整理及び公表を行う予定です。</p>	
59	<p>○ FM転換にあたって、トンネル内再送信のFM波への変更を早期に対応していただけるよう、総務省からも担当省庁に働きかけていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社IBC岩手放送】</p>	<p>関係省庁等に対しては、必要な情報提供を行ってまいります。</p>	無
60	<p>○ FM転換及びAM局廃止に向けた制度整備の検討を行うことと記載されていますが、特例適用局の運用休止に関する報告書を提出し総務省が承諾していただくことでFM転換及びAM局の廃止が実現できるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p> <p>○ 運用休止前の世帯・エリアカバー率の最大限維持に関して、その手段については、今後の聴取スタイルの変化を見ながら、柔軟に見直しを図っていただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【長崎放送株式会社】</p>	<p>AM局の運用休止に係る特例措置の適用期間の終了後は、特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省において、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う予定です。</p>	無
61	<p>○ FM転換及びAM局廃止の影響を受ける住民に対して聴取者層や聴取形態を踏まえた十分な周知広報に最大限、努力が必要であることは理解していますが、放送エリアが広大な北海道では、一放送事業者で対応することは困難です。すでに普及が進むradikoなどのインターネット配信による代替手段での聴取に対する理解を得ることを含め、自治体や住民の理解促進のため、国による後押し、支援を要望します。</p> <p>NHKによる主たるFM補完中継局の整備等については、広いエリアが対象になると想定されます。使用可能な周波数がひっ迫している地域における周波数の割り当ては、民放でのFM転換の取り組みなど、将来的な周波数選</p>	<p>総務省においても、特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、特例措置実施に関する周知広報及び問合せへの対応を行うことを予定しています。</p> <p>NHKによる主たるFM補完中継局に具体的に割り当てる周波数帯については、民間放送事業者に対する割当て状況を踏まえた上で、総務省において検討する必要があると考えます。</p>	無

	<p>定に配慮した検討が行われることを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>		
62	<p>○ 今回の取りまとめ案に賛同いたします。「デジタル時代における放送制度の在り方に関する検討会（第15回）」においてNHKが表明した「主たるFM補完中継局」に関する要望をご理解いただいたものと認識しています。</p> <p>制度整備されたのちには、「安心・安全を支える」「あまねく伝える」を強化するため、主たるFM補完局の検討に着手していく考えです。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
63	<p>○ 取りまとめ(案)にある「『radiko』や『らじる★らじる』といったラジオ放送のインターネット配信の取組が進展していることなどにも留意」という記載は、重要です。radikoのサービス開始から10年余り経過し利用者は増加し続け、トンネル内・都心の地下鉄・地下街などで主要な聴取手段はradikoとなっていることを踏まえて、エリア・カバー率の算入対象としてradikoを含めるよう、要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社TBSテレビ】</p> <p>○ FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備を速やかに進めることとの記載がありますが、制度整備の際の考慮事項として、AM局を廃止する際に必要な代替手段として「radiko」の利用を可能にする提案を含めるべきと考えます。現在の受信機の普及状況やスマートフォンなどのスマートデバイスの普及状況から判断すると、災害時にはワイドFMよりもスマートフォンなどでのラジオ聴取者が圧倒的に多くなることが想定されます。弊社もできる限りFM中継局の整備を行う予定ですが、テレビの中継局更新の設備投資負担との兼ね合いから、全てのFM中継局を整備するには相当の時間がかかると予想しています。そのため、「radiko」を放送の代替手段として利用可能とし、エリア・カバー率の参入対象として含めるよう、要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p> <p>○ ラジオ放送は、災害時や停電時に情報を得られる最終手段として極めて重要な役割を担っていることを、われわれAM放送事業者も強く認識しています。しかしながら、本取りまとめ(案)にあるように、AM放送事業者の経営状況は厳しく、この役割を維持継続して行くためには、今後、さまざまな</p>	<p>AM局の運用休止に係る特例措置の適用を受けるための要件としては、radiko等のインターネット配信サービスについては世帯カバー率には含めないこととしていますが、今後の取扱いについては、情報通信技術の動向等を見極めていくことが必要と考えています。</p>	無

	<p>選択・決断をして行かなくてはならないものと考えています。</p> <p>選択肢の一つである「FM転換」において、親局のFM転換後のカバー率が低くなる場合、聴取できなくなるエリアでは、radikoが代替手段の一つとして受け入れられるよう強く望みます。</p> <p>radikoによる緊急速報伝達時に、(現段階では)遅延の問題がありますが、このような場合においてもリスナーには、スマートホンの緊急情報受信機能を活用したり、広くあまねくエリアをカバーするNHKを利用したりするなどの選択肢もあるものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>		
64	<p>○ FM転換及びAM局廃止の影響を受ける住民に対して聴取者層や聴取形態を踏まえた十分な周知広報を行うことについては、radikoなどのインターネット配信による代替手段での聴取に対する理解を得ることを含めて、自治体や住民の理解促進のため、国による後押し、支援を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社STVラジオ】</p>	<p>総務省においても、特例措置の適用を受けたAM局の運用休止に関するホームページを作成し、特例措置実施に関する周知広報及び問合せへの対応を行うことを予定しています。</p>	無
65	<p>○ FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備を速やかに進める検討会の提言に賛同いたします。AM局の運用休止がその地域での社会的影響、特に聴取者への影響を最小限にするため、またご理解を得られるためには様々な広報手段で丁寧かつ分かりやすい周知広報の実施が必要だと考え、弊社は全国の実施ラジオ局に先駆けて本年10月1日付で「新時代FM準備室」を新設することになりました。テレビCM、ラジオCM、報道資料等広報ツール発信に加えて、コールセンターの設置を通して住民からの広聴に注力します。</p> <p>また、FM補完局は国が進める国土強靱化の一環として設立されたものであり、洪水や津波といった大規模災害発生時に川辺など低い標高に設置されているAMラジオ送信所からの放送が困難になる事態が想定され、送信アンテナが山頂など高い土地にあるFMが災害対策に適しているという発想があったと理解しています。従って大規模災害発生時における対応について、運用休止するAM局(特例適用局)の運用再開ありきで調整するのは筋が違う話であり、あくまでFM放送の継続を大前提に災害時の対応に当たるべきであり、放送ネットワークの強靱化の理念に合致するものと考えます。</p> <p>AM局の運用休止の影響を最小限に抑え、災害発生時での不利益、かつ聴取者サービスの低下を招かないためには、全国レベルでワイドFM対応受信機の普及をより進めていく必要性を感じています。それにはキー局の強力なリーダー</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>AM局の運用休止に係る特例措置の適用期間の終了後は、特例措置の実施状況等を踏まえ、FM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う予定です。</p> <p>ワイドFM対応受信機の普及についての御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>ーシップの下、関係事業者や日本民間放送連盟が連携して普及活動に取り組むことを強く望むものであり、総務省としても対応受信機普及にも尽力していただければ幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【南海放送株式会社】</p>		
66	<p>○ ラジオ事業に関しまして、FM転換およびAM局の廃止の方向で整備を行っていくことについては賛同致します。</p> <p>現状のAM放送は設備投資等のコストが巨額で各局の負担は大きくなっているうえ、特に規模の小さいエリアで複数あるローカルラジオ会社は、経営面でも黒字を確保することが極めて困難な状況が続いています。一方で、災害時等有事におけるラジオ放送は、停電時でも情報の入手が可能なことから地域住民の命や財産を守る手段として極めて重要な役割を担っており、特に「南海トラフ地震」が想定される高知県では、今後も維持すべきメディアであることは確かと考えます。</p> <p>FM転換およびAM局の廃止に伴いましてこれらの機能は欠けることなく維持されるべきであり、そのためにはFM波のみならず、近年ユーザーが増加しているradiko等インターネット配信の普及及びワイドFMを聴取可能な受信機の普及（特に自動車）といった環境面を整えていくことが必須です。FM転換に向けて、全国的な広報活動のみならず、法整備等も含めた丁寧な議論を要望致します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>今後、AM局の運用休止に係る特例措置の実施状況等を踏まえ、総務省においてFM転換及びAM局廃止に必要な制度整備について検討を行う予定です。</p> <p>ワイドFM対応受信機の普及についての御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
67	<p>○ 民間AMラジオ放送事業者の経営状況は厳しく、黒字を確保することは極めて困難ななか、AM放送設備の設備更新の費用負担は重く、かつ、今後も継続せざるを得ない状況です。</p> <p>FM転換、又はFM転換を伴わないAM放送を行う中継局の廃止を検討するにあたり、AM局の運用休止を可能とする特例措置が設けられましたが、運用休止を行うにあたっては休止前の世帯・エリアカバー率を最大限維持すること、代替手段を確保することが課題とされています。</p> <p>世帯・エリアカバー率の基準・定義は各放送事業者の経営に大きな影響が出る重要なポイントになりますが、従来の説明にあった「約90%を概ね満たす」というものから「最大限維持」という表現に変わった理由・背景について明確な回答が無いことに戸惑いを禁じえません。</p> <p>FMに比べてカバーエリアを大きく確保出来るAM放送を廃止した場合</p>	<p>AM局の運用休止に係る特例措置を受けた運用休止に当たっては、世帯カバー率について一律の基準を設けるのではなく、放送対象地域内の聴取者や地方公共団体の理解を得ることが重要であると考えております。</p> <p>そのため、特例措置の適用を受けるための要件として、具体的な世帯カバー率の基準を示していません。</p> <p>AM局の運用休止に係る特例措置の適用を受けるための要件としては、radiko等のインターネット配信サービスについては世帯カバー率には含めないこととしていますが、今後の取扱いについては、情報通信技術の動向等を見極めていくことが必要と考えています。</p>	無

	<p>に、世帯カバー率を最大限維持するためには、相応のFM中継局を整備する必要があります。</p> <p>しかし、北海道は国土の22%を有する広さがあり、現在のAM中継局によるカバー率をFM中継局で確保するためには、札幌市に整備済の主たるFM補完中継局以外に50以上のFM中継局を建てる必要があります。</p> <p>1局所あたりの整備費用は、AMに比べFMは低コストであるとはいえ、巨額の設備投資が必要となるのは明白で、ラジオ放送事業者の経営状況に鑑みると、非現実的であり、到底無理です。</p> <p>ブロードバンドや通信を有効活用するなど、効率的な代替手段確保の検討も急務と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>		
68	<p>○ カバーエリア内外で、災害時に備えてさまざまな伝送手段にてシームレスに聴取が可能となるよう、radikoに加えワイドFM受信も可能な「ラジスマ」の普及促進が非常に有効であると考えます。</p> <p>また車載型受信機については、補助金対象とすることなどと合わせ、搭載を強く推奨する施策等を実行することにより、災害時におけるドライバー等への最終情報伝達手段として極めて重要なものになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社アール・エフ・ラジオ日本】</p>	<p>ワイドFMに対応した受信機等の普及についての御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
69	<p>○ AM局のFM転換では、局数が少ない地方でもバラエティ豊かな番組を楽しむように、AM局のネットワーク(JRN, NRN)とFM局のネットワーク(JFL, JFN)の垣根を超えた自由な番組流通が行われる環境も整備すべきだと思います。それと関連してAM局がコミュニティFM局にも番組販売すればAM局が過疎地にFM中継局を設置しなくて済むという効果も期待できます。</p> <p style="text-align: right;">【個人6】</p>	<p>放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされていることから、番組編成については各放送事業者において判断すべきものと考えます。</p>	無
70	<p>○ NHKの親局のAMラジオ放送を補完するFM補完中継局については、災害時等の冗長性確保の観点から解禁しても良いと思うが、以下の3点に留意した形で進めるべきである。</p> <p>(1) NHKのAMラジオ放送親局に対するFM補完中継局は「災害対策」の「補完」目的に限定し、AMラジオ放送の親局は引き続き維持すること。</p> <p>(2) 民間放送事業者との競争上の公平性確保の観点から、NHKのAMラジオ放送親局に対するFM補完中継局の空中線電力は同一放送対象地域の民放が設置するFM補完中継局の空中線電力と同等以下にすること。</p>	<p>NHKによる主たるFM補完中継局の整備については、公共放送としての使命を前提として、災害時にもラジオ放送の継続を可能とする観点から必要となる場合があり得ること、具体的に割り当てる周波数帯については、民間放送事業者に対する割当て状況を踏まえた上で、総務省において検討する必要があると考えます。</p> <p>ワイドFMの周知広報については、頂いた御意見については、今後、総務省において検討を進めていく上で</p>	無

	<p>(3) NHKの親局のAMラジオ放送を補完するFM補完中継局に対する周波数割当ては、民間AMラジオ放送事業者のFM転換・AM局廃止に伴う中継局設置・周波数割当てに支障を及ぼさない形で実施すること。</p> <p>ワイドFMについて国民の理解を深めるため、総務省において声優を起用した広報キャンペーンを毎年実施していることは承知しているが、広報の方法と内容について不十分に感じる。</p> <p>広報の方法について、現状ではWebやYouTube上での広報が中心となっているが、2028年(令和10年)以降の民間AMラジオ放送事業者のFM転換・AM局廃止を見据えるならば、対象となる放送事業者と連携して、ラジオを購入する場所として代表的な場所である家電量販店・ホームセンター・カー用品店等においてもポスター・パンフレット等により周知広報を積極的に展開し、より多くの国民に広報が伝わるようにすべきである。</p> <p>広報の内容については、「ワイドFMを聴くためには90MHz以上の周波数を受信することができるラジオ受信機が必要である」という点をより強調して伝えるべきである。この点、今年の総務省の周知広報動画では、どのようなラジオがワイドFMに対応しているのかという説明がされていない。昨年や一昨年の周知広報動画ではラジオの周波数目盛りを用いてこの点に触れていたため、来年以降はこの説明を復活させることが望ましい。</p> <p style="text-align: right;">【個人13】</p>	<p>の参考として承ります。</p>	
71	<p>○ 「AM局のFM転換・FM補完中継局の整備」についてですが、ワイドFMについて、現状はラジオ好きや放送マニア以外にはあまり周知されていないように感じるため、放送局とも連携して広報活動をもっとしていく必要があると思います。</p> <p>特に、ワイドFMを聴くためには90MHz以上を受信可能なラジオが必要であるという点は、周知を徹底していくべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】</p>	<p>ワイドFMの周知広報の方法及び内容についての御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
72	<p>○ 民間AM放送のFM転換に関する意見。</p> <p>放送免許更新後に行う民間AM放送のFM補完中継局の一本化に向けた実証実験でこれを行う放送事業者のうちもともとFM補完局でも聴けるけどいつもAM波で聴いてるリスナーも少なくはない。過去に親局以外の中継局における独自の放送を行った放送事業者もあったが今は親局中継局関係なく終日編成同一化になっています。僕が住む佐賀ではAM局の放送対象地域が長崎を親局(メイ</p>	<p>放送法において、放送番組の編集は、放送事業者の自主自律を基本とする枠組みとされていることから、番組編成については各放送事業者において判断すべきものと考えます。</p> <p>民間AMラジオ放送事業者の経営状況を踏まえ、その経営判断としてFM転換及びAM局廃止のための検討は必</p>	無

	<p>ン局)で佐賀にも中継局を置くが最近まで一部の時間では全く異なる番組を流したがFM転換を視野に終日同一化となり長崎中心の内容ばかりが目立つようになった。でも既存のFM放送事業者はそもそも佐賀と長崎は完全別々であり、地元佐賀では地元の番組は既存のFM局だけで十分であるからAM放送事業者のFM転換する場合はどちらか一方の県のFM放送事業者が新規に隣県に中継局を設置しFM転換後のAM局の放送対象地域を合わせる、もう一方の県のFM放送事業者は既存のFM波を補完として残しAM放送事業者が使っていた中継局設備のうち親局のみAM併用としてFM放送事業者に譲渡し放送対象地域そのままAM転換というものをあつたほうがいいと思います。この先もラジオのAM波は必要不可欠です。どうかお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人16】</p>	<p>要であると考えます。</p>	
2. クリエイターに適正な対価が還元される環境			
73	<p>○ コンテンツ産業を振興するため、クリエイターに適正な対価が還元される環境を維持することは重要です。しかしここでいう「適正な対価」とは一律でなく、関係者が都度合意するものであり、国が介入すべきものでないと考えます。</p> <p>なお、番組の著作権帰属と制作連携は本質的に異なる問題であり、議論を混同せぬよう、慎重にお取扱いいただけるよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社MBSメディアホールディングス】 【株式会社毎日放送】</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、クリエイターに適正な対価が還元される環境の在り方及び番組の著作権帰属・制作連携に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
74	<p>○ 前提条件として、放送と配信の著作権に関する扱いをイコールにする必要があり、制度面でそのような論点での検討が十分行われておらず再検討が必要である。</p> <p style="text-align: right;">【個人1】</p>	<p>放送と配信の著作権に関する扱いに関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
3. 放送のエコシステム			
75	<p>○ 視聴データの利活用について</p> <p>「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は重要です。視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

○ 視聴データの利活用について、「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は重要です。視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

【株式会社山梨放送】

【札幌テレビ放送株式会社】

【日本海テレビジョン放送株式会社】

○ 「視聴データの利活用」の検討は喫緊の課題だ。
現在の利活用の状況が不十分であることを指摘した点は意義がある。
視聴者のプライバシーは最大限、配慮するのは言うまでもないが放送・通信問わず、テレビが広告媒体としての効果を検証し、広告主に対して説明責任を果たせるような環境づくりをするためにも、視聴データの利活用が円滑に運ぶよう環境整備を進めていただきたい。

【讀賣テレビ放送株式会社】

○ 放送コンテンツについて、視聴データの利用が制限され結果として競争環境の劣位に繋がっているという認識を本案が示したことに賛同します。広告主に対して視聴データ等を用いて説明責任を果たすことはデジタル時代の民放エコシステムの成立に向けた重要なアプローチであり早急の制度整備を望みます。

【株式会社毎日放送】

○ 「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は重要です。

視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「民間放送事業者のコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他の配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘に賛同します。視聴者のプライバシー保護の観点に留意しつつ、視聴データの利活用が推進されることを期待しています。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 信頼性の高い放送の広告については、番組同様今後も変わらず提供していきたいサービスと考えます。プライバシー保護に留意しつつ、視聴データの取り扱いについて検討を行う方向性に賛同いたします。また、本件の検討や実装についてはローカル局個社のリソースで行うことが難しいため、国全体としての取り組みを希望します。

【株式会社テレビ北海道】

- 視聴データの利活用について
「民間放送事業者が提供するコンテンツにおいて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は重要です。

視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- デジタル時代の変化を踏まえ、放送のエコシステムを維持・発展させていくためには、海外のIT事業者や配信プラットフォームとの競争も視野に入れなければなりません。視聴データに関して、「放送分野の視聴データの活用とプライバシー保護の在り方に関する検討会」での検討がこれまでも行われてきましたが、こうした場を通じて、個人情報保護に留意しつつ、速やかに

視聴データの利活用が拡大していく環境が整うことを期待します。

【関西テレビ放送株式会社】

○ <視聴データの利活用について>

「民放事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民放事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は重要です。視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。

【株式会社静岡第一テレビ】

○ 視聴者の属性分析等においてインターネット配信と比較される昨今、プライバシー保護に留意した上で、ローカル局においても視聴データの利活用が進む環境を早期に整備することは非常に重要であると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

○ 視聴データの利活用については、視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。

【西日本放送株式会社】

○ 視聴データの利活用について

「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘は同感です。「視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討を行う必要がある。」との指摘に賛同します。

【北海道テレビ放送株式会社】

○ 「信頼性の高いコンテンツが流通する環境があることは、広告を提供する企業にとっても、また、広告を視聴する視聴者にとっても重要であり、その

	<p>ような環境を維持・強化していくためにも（中略）アップデートしていくことが必要となる」とした上で、「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」としたことは非常に重要な指摘であり、民間放送事業者及び国内の広告ビジネス全体にとって可及的速やかに解決を図るべき喫緊の課題と認識しています。個人情報取り扱いに留意しながらも、放送及び配信事業において、データ活用全般が委縮しないよう、行政による環境整備や制度的な後押しを要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p> <p>○ 広告料収入の減少傾向や視聴データの取り扱いについては衛星放送も同様に抱えている課題であり、本件の検討にあたっては、衛星放送業界も密接に関連していることを改めて申し上げます。</p> <p>「放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との意見に賛同します。視聴データの取り扱いに留意し、放送・配信双方において、データの利活用が行えるような制度や環境整備を希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ビーエスフジ】</p> <p>○ 「民間放送事業者が提供するコンテンツについて、視聴データの利用が制限され、その他のコンテンツ配信事業者よりも競争環境が劣位になり、広告主が民間放送事業者を選択しにくくなる環境を改善する必要がある」との指摘に賛同します。視聴者のプライバシー保護に留意したうえで、視聴データの利活用が拡大される方向で検討が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【福井放送株式会社】</p>		
76	<p>○ インターネットを利用した動画配信事業者等への広告費が大きく伸びる中、信頼性の高いコンテンツを送り届けている放送事業者も視聴データの利活用が必須となっています。プライバシーの保護や視聴者の安心が大前提で</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 御意見については、今後、総務省において、視聴データの利活用に関する整理・検討を進めていく上での</p>	無

	<p>すが、データの利活用において、国内の放送事業者が大手配信プラットフォーム事業者に比べて不利とならないような制度、ガイドラインの整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>参考とすることが適当と考えます。</p>	
<p>77</p>	<p>○ 「例えば、広告の効果等を検証し、広告主に対して説明責任を果たせるような環境を構築することや、放送コンテンツのインターネット配信を通じて、広告についても放送・通信双方でリーチを確保することなど、放送・通信双方からのアプローチが考えられる中で、今後、昨今の放送を取り巻く環境の変化を踏まえて、視聴者のプライバシー保護の観点に留意しつつ、視聴データの取扱いについても検討を行う必要がある。」との記載がございます。</p> <p>本年6月7日の第19回検討会において弊社からも述べさせていただきましたように、2018年～2022年にかけて放送広告費の漸減傾向が続いており、本年1-3月期、ならびに4-6月期においてもその傾向は継続しております。</p> <p>デジタル時代に信頼性の高い情報を人々に届け続けるために、民放のエコシステムを堅持していく上で、放送広告のアカウントビリティ強化・テレビ広告の価値向上が必要であり、改めてデータの利活用の議論の場が設定されることを期待しております。近年、民放ビジネスを取り巻く環境変化が加速し、放送事業者の更なるDX化推進が図られる中で、適正なデータ利活用の検討が円滑に進行すべく、機会がございましたら広告業界の一員として、弊社も貢献して参りたいと考えております。</p> <p>広告業界では、放送広告と配信広告の「トータルなリーチ」によるテレビ広告市場を創出することで民放のエコシステム堅持に貢献して参りたいと考えておりますが、放送広告の漸減傾向を抑えるために、まずは放送の領域を中心に視聴データの利活用の議論がなされることが必要であると考えております。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社電通】</p> <p>○ 信頼あるコンテンツの流通が担保される環境に向け、民間放送の番組の質の維持を図っていくためには、広告収入を前提とした放送のエコシステムの好循環が必要である中で、現状では広告収入の減少など、課題が多く、その対策に</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、視聴データの利活用に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	<p>無</p>

	<p>についても検討が必要であるとした分析に賛同いたします。また、放送のエコシステムの未来において、民間放送のコンテンツや広告の価値化のため、視聴データの利活用の検討は大変重要であり、放送を取り巻く環境変化を踏まえた「放送」と「通信」の在り方に関する議論の中で、視聴データの取り扱いを含む様々な検討が早急に進むことに期待いたしますとともに、我々も広告収入を前提とした信頼される放送のエコシステム継続のため、協力させていただき所存です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社博報堂 DY メディアパートナーズ】</p>		
おわりに			
78	<p>○ 我が国においては、NHKの視聴料収入の影響で、有料放送の普及率が欧米に比べて低い。NHKの引き続きの視聴料金の低廉化が図られ、国民がより自由に視聴選択ができる方向を目指すべきである。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人衛星放送協会】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。我が国の放送は、受信料を財源とする公共放送であるNHKと、広告収入又は有料放送の料金収入を財源とする民間放送との二元体制を基本としており、相互に切磋琢磨することにより、有料放送事業者を含めた放送界全体の発展が図られることが期待されていると考えます。</p>	無
別添 1 小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム 2次取りまとめ			
全体的事項			
79	<p>○ 小規模中継局等のブロードバンド等による代替の検討にあたっては、コスト削減等の経済合理性と持続可能な仕組み作りを前提に進めることが必要と考えます。また、ブロードバンド代替採用の是非や代替方式は、各社や各地域の事情があるため、それぞれの社の経営判断に委ねるのが適当と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>本作業チームでは、小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて検討を行っています。新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
80	<p>○ 小規模中継局等のブロードバンド等（ケーブルテレビ、光ファイバ等）による代替可能性について、実証事業の実施を通じて新たな課題が明らかとなり、ブロードバンド代替が放送事業者の「経営の選択肢」として導入可能な環境を整備するために必要な具体的な取組を確認できたことに賛同いたしま</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	す。 【KDDI株式会社】		
81	○ 小規模中継局等のBB代替は、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担の軽減を第一義としており、永続的な経済合理性が得られることを前提に実現されるべきです。また移行にあたっては費用負担の問題をはじめ住民理解が不可欠ですが、これについても放送事業者の負担が少ない方策を要望します。 【株式会社テレビ信州】	小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。	無
82	○ 小規模中継局等をブロードバンド等で代替すること（以下、「BB代替」という。）により放送事業者の課題解決につながることは望ましいことではありませんが、利用者の利便性等を踏まえ、通信・放送の既存サービスに影響が出ないように検討する必要があると考えます。 また、BB代替を実現するためには、最終的にビジネスとして成立するか否かの検証が必要不可欠です。この点、デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめに記載されている本作業チームの趣旨に照らせば、今後 コスト面の精査・負担の在り方の議論を深めることが必要と考えます。 【ソフトバンク株式会社】	通信・放送の既存サービスへの影響に関する御意見については、今後、品質・機能要件に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。コスト面の精査・負担の在り方に関する御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。 なお、コスト面の精査については、本案において、放送アプリケーションの費用の精緻な把握ができなかったことなどの課題が残りつつも、その費用項目と費用の多寡に影響を与える要因の明確化を行っています。	無
83	○ 今回の取りまとめは、実証実験の結果を中心に送り手の目線で記述されているが、本来、受け手（受信者）側の目線についても並行して検討が行われるべきである。該当するエリアの受信者すべてがブロードバンドへ移行しないと、その中継局は廃止できない訳で目的は達成しない。であるならば、何よりも住民理解が大切であり、そのフォローもきめ細かになされるべきである。国はひとつの選択肢を示しているとしているが、受信者の対応について	令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、視聴者における受容性について、「インターネット経由での番組視聴を受け入れられる」と回答した被験者が約9割、費用負担については、「一定程度の負担はやむを得ない」と回答した被験者が6割強との結果となりました。令和5年度は、放送アプリ	無

	<p>は放送事業者ではなく、国が責任をもって行うべきと考える。そもそも、地方局救済が目的のひとつであるなら、地方局には受信者に対応するマンパワーは到底ないのではないか。</p> <p>早急に受信者対策について、国が主体となった体制づくりが進められることを切に願う。</p> <p style="text-align: right;">【個人12】</p>	<p>ケーションを試作した上で、放送番組の配信を行う新たな実証事業を、被験者数を増やした上で実施し、視聴者における受容性や費用負担について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
<p>第2章 放送アプリケーションに関する基礎的調査</p>			
<p>2. 調査結果</p>			
<p>84</p>	<p>○ 小規模中継局等のブロードバンド等による代替を検討するにあたり、「経済合理性の評価」は非常に重要な要素と考えます。そして、ブロードバンド代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かを判断するには、競争法等に配慮しながらも、ブロードバンド代替全体のコスト試算が今後何らかの方法で具体的になされることは必要です。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、コスト試算については、本案において、放送アプリケーションの費用の精緻な把握ができなかったことなどの課題が残つつも、その費用項目と費用の多寡に影響を与える要因の明確化を行っています。</p>	<p>無</p>
<p>85</p>	<p>○ ブロードバンド代替の可能性について、実証事業の実施及び作業チームでの議論を通じて、放送アプリケーションの構成イメージや実装すべき必要機能の詳細、その費用項目を抽出できたことは一定の成果と考えます。しかし、今回の実証事業の被験者数がのべ152名にとどまり、属性として高齢者の割合が高いこと（p.10参照）を踏まえると実証・分析結果は慎重に評価する必要があります。</p> <p>今回の実証事業では、番組表の表示や緊急情報の通知、アクセス制御といった地上波放送と同等の機能の扱いが決まらず、「経済合理性を評価するための前提となる放送アプリケーションの費用を精緻に把握することができなかった」と課題を残しました。しかし、ブロードバンド代替の可否を判断するためには、通信に関する費用も含めたシステム全体の経済合理性が最も重要です。</p>	<p>令和5年度は、放送アプリケーションを試作した上で、放送番組の配信を行う新たな実証事業を、被験者数を増やした上で実施することとしております。実証・分析に関する御意見については、実施に当たっての参考とさせていただきます。</p> <p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。費用負担、経済合理性に関する御意見については、検討を進めてい</p>	<p>無</p>

	<p>今後の実証事業や作業チームにおいては、単に費用項目を洗い出すだけでなく、費用負担の在り方、経済合理性の有無や評価についても具体的に検討を進めるよう要望します。品質・機能要件の追加見直しについては、技術的な実現性に加えて、費用からの評価判断が必要です。</p> <p>【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>く上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、本案においては、放送アプリケーションの費用の精緻な把握ができなかったことなどの課題が残りつつも、その費用項目と費用の多寡に影響を与える要因の明確化を行っています。</p>	
第3章 「仮置きした品質・機能要件」の見直し			
1. 対応デバイス			
86	<p>○ 伝送遅延「低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討」</p> <p>IPユニキャスト方式を選択して検討を実施した経緯であるにもかかわらず、IPユニキャスト方式以外の対応要件について検討していると見られる項目があり、IPユニキャスト方式を前提とするならば、機能要件の整理が必要だと考えます。</p> <p>【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>御意見については、今後、品質・機能要件に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
87	<p>○ 映像・音声・字幕等の同時性「低遅延プッシュ型配信（MTE等）について検討」</p> <p>IPユニキャスト方式を選択して検討を実施した経緯であるにもかかわらず、IPユニキャスト方式以外の対応要件について検討していると見られる項目があり、IPユニキャスト方式を前提とするならば、機能要件の整理が必要だと考えます。</p> <p>【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>御意見については、今後、品質・機能要件に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
第4章 今後の検討課題と検討の方向性			
1. 1次取りまとめで例示された課題に係る検討状況と今後の検討の方向性			
88	<p>○ 「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム（第14回）」で表明したとおり、視聴者に受容され、かつ、経済合理性が成り立つのであれば、ブロードバンド等による放送の代替は、放送事業者にとって、持続可能な放送ネットワーク実現に向けた選択肢の1つになると考えます。一方で、IPユニキャスト方式を導入する際のフタかぶせに関する課題は、必要な設備の構成や権利処理、運用体制など広範囲に影響します。</p> <p>したがって、条件不利地域に向けたブロードバンド代替が放送と同等の扱いになり、特別な権利処理を求められることのない運用となるよう、課題解決に向け総務省が先導的役割を果たしていただくよう要望します。</p> <p>【日本放送協会】</p>	<p>令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、いわゆる「フタかぶせ」について、「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」と回答した被験者が約7割という結果となりました。IPユニキャスト方式による代替について、「フタかぶせ」が回避されるようにするため、著作権法の改正によってなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要か、更に検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

		きます。	
(1) 著作権等の権利処理			
89	<p>○ ブロードバンドによる小規模中継局の代替において、ユニキャスト方式による代替ではふたかぶせ処理や出演者、通行人に至るまで放送とは別の著作権処理が必要となり、放送局の負担が非常に大きく、また視聴者の求める情報が欠落した違和感の強い放送（配信）となってしまいます。放送には放送区域の考えがあるため、地域制限についての検討が必要かもしれませんが、同時、見逃し配信は著作権上、放送とみなすような制度整備が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p> <p>○ IPユニキャストについて検討を行う場合、「フタかぶせ」を回避するため、簡素で一元化された権利処理に加え、スピーディーな処理ができるように、制度が整えられることが前提だ。報道番組の場合は、使用する映像が、飛び込みで入って来ることもある。視聴者に分かりやすいニュースにするために、「フタかぶせ」は基本、あってはいけないものだ。そのための権利処理の仕組みは必須だ。放送と同じことができない、できる見通しが立たないなら、放送の代替にはなり得ない。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 本件は放送の代替としてブロードバンドを利用する検討であり、フタかぶせをせず放送と同じコンテンツを提供するのが大前提と考えます。実証事業でも、視聴者のフタかぶせを否とする意見は、受容派の倍以上というデータが出ております。必要な法改正や権利処理を行い、BB代替を放送扱いとし、視聴者が放送と同じコンテンツをBB代替で視聴できる方針を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p> <p>○ 本案では、IPユニキャスト方式によるブロードバンド代替の検討課題として、著作権等の権利処理、特にフタかぶせの回避が挙げられています。総務省は今後の方向性として「著作権法の改正によってもなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対</p>	<p>令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、いわゆる「フタかぶせ」について、「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」と回答した被験者が約7割という結果となりました。IPユニキャスト方式による代替について、「フタかぶせ」が回避されるようにするため、許諾推定規定の創設等を内容とする著作権法の改正（令和4年1月1日施行）によってなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要か、更に検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>策が必要かについて更に検討を進めていくべき」としましたが、何をどう検討するのか、具体的な施策や解決の見通しが不明瞭です。</p> <p>実証事業の被験者の多数はフタかぶせに反対しており、IPユニキャスト方式による代替の実現に向けて大きな障害となっています。小規模中継局等の次期更新が近づく中で、総務省において、文化庁や関連団体等と連携して、制度面・運用面からどのように課題解決を行うのか、大いに注目しています。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
(2) 地域制御の有無			
90	<p>○ 地域情報を視聴者に届けることは、放送局の重要な役割だと認識している。</p> <p>視聴者に地域情報を適切なタイミングで、確実にお届けするためにも、地域制御は必要で、確実に行うシステムを要望する。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 地域制御の有無について</p> <p>地域情報を当該エリアの視聴者に届けることは、放送局の最も重要な役割だと認識します。</p> <p>視聴者に地域情報を適時適切に伝えて行くためにも、地域制御は必要であり、かつ確実に運用されるシステムを望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>地域制御については、一般的な同時配信サービスとは異なり、地上波放送の代替であるため、サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じとすべきと考えており、本案の「仮置きした品質・機能要件」において、「サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ」としております。また、地域制御手段については、IPアドレス、GPS、ユーザID等、複数の手段が考えられ、今後具体的に検討することとしています。御意見については、今後、地域制御の有無に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
(3) 住民理解・受信者対策			
91	<p>○ 円滑に切り替えをするためには、主体的に放送局が動くべきではあるが地域住民の理解を得るために、総務省、地方自治体の協力をお願いしたい。</p> <p>切替後、使用方法などの住民フォローにおいても、同様だ。</p> <p>また、代替の実態を全国の国民に広く周知することにも協力いただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 住民理解・受信者対策</p> <p>地域の視聴者の理解を得るためには、切り替え時はもちろん、その後の使用方法のフォローなどについても総務省、地方自治体の協力を望みます。</p> <p>全国的な周知と地域ごとの対策両面についてお願いします。</p>	<p>御意見については、今後、住民理解・受信者対策に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	【株式会社鹿児島讀賣テレビ】		
92	<p>○ 「デジタル時代における放送の将来像と制度の在り方に関する取りまとめ（第2次）（案）」の第1章にケーブルテレビの現状と課題が記載され、ケーブルテレビ事業者の小規模中継局等や辺地共聴施設の代替（巻取り）について、その際の整備等費用の課題が残されている旨、記載がされています。</p> <p>仮にケーブルテレビにて代替する場合は、幹線や引込線の敷設、ヘッドエンド内の伝送装置の増強等の投資が必要となります。今般の代替の対象となる地域は、基本的に経済合理性が低い地域であると考えられることから、その設備投資および運用に係る費用を利用者からのサービス利用料のみで回収することは困難と考えられます。</p> <p>また、小規模中継局等をブロードバンド等で代替する場合については、昨年の総務省の「ブロードバンド基盤の在り方に関する研究会」にて、「放送のブロードバンドによる代替を実現するために追加的なコストが発生したとしても、当該コストを有線ブロードバンドサービスに関する新たな交付金制度によって支援することは制度上困難であり、当該コストは、少なくとも第一義的には、放送のブロードバンドによる代替の直接の受益者である放送事業者によって負担されるべきものと考えられる。」と、最終取りまとめに記載されております。</p> <p>ケーブルテレビによる代替にせよブロードバンドによる代替にせよ、費用については受益者となる放送事業者が負担することが明らかであると考えます。</p> <p>さらに、これまでアンテナで受信（月額利用料が無料）、又は共聴施設等で安価に放送を受信できている地域住民にとって、ブロードバンドやケーブルテレビ等の代替手段に変わること、従来よりも高額な利用料が発生することが想定されますが、十分にご納得いただくことが大前提であると考えます。</p> <p>「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームの2次取りまとめ（案）」においても、今後の検討課題として「ブロードバンド等の利用に係る費用については『一定程度の費用負担はやむを得ない』との回答が多いものの、具体的に受容できる費用水準については調査できていない」とされています。費用水準によって対象の地域住民の受け入れ可否も異なると思われるので、費用水準を早急に明らかにした上で、国、関係自治</p>	<p>令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、費用負担について、「一定程度の費用負担はやむを得ない」と回答した被験者が6割強、また、辺地共聴施設のケーブルテレビへの切替えでは、「現状と同程度ならよい」と回答した被験者が約7割という結果となりましたところ、御意見については、今後、住民理解・受信者対策に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>体及び、地上放送事業者から地域住民に十分な説明をしていただき、地域住民が納得した上で代替手段をとることが肝要であると考えます。</p> <p>このように、今後の検討会の議論においては、費用に関する議論は避けて通れないものであり、地上放送事業者の負担の在り方及び、地域の受信者の負担の水準や在り方と、周知・理解について検討を進めていただくことを要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【JCOM株式会社】</p>		
(5) デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上			
93	<p>○ 緊急地震速報や録画など、視聴者のニーズを満たせなければ、放送の代替にはなり得ないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上</p> <p>緊急地震速報など、同時性、即時性を求められる情報発信、一方で視聴機会の拡大に繋がる録画機能の搭載など、現状と同等以上の利便性を確保出来なければ放送の代替にはなり得ないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>本案の「仮置きした品質・機能要件」においては、「緊急地震速報（文字スーパー方式）」について、「速やかに表示させることが望ましい」とし、また、「録画」については、「録画（ストリーミング動画の蓄積）の代替機能として、ファイルダウンロード機能及び見逃し配信機能」としております。御意見については、今後品質・機能要件、デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
第5章 今後の進め方			
94	<p>○ 小規模中継局等の代替は、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担の軽減の観点から、人口動態を適切に考慮しつつ永続的な経済合理性の成立を第一義として、必要な制度手当てがなされることを前提とするとともに、放送事業者と視聴者に対して負担の少ない手段によって実現されるべきです。なお、代替手法に関する検討に当たっては、あくまでも地上波放送の代替としての位置付けであることを念頭に、求められるべき提供サービスを精査すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社山梨放送】 【株式会社静岡第一テレビ】 【株式会社宮城テレビ放送】 【日本海テレビジョン放送株式会社】 【株式会社長崎国際テレビ】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>○ 小規模中継局等の代替は、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担の軽減の観点から、人口動態を適切に考慮しつつ、経済合理性を念頭に、必要な制度整備がなされるとともに、放送事業者、視聴者双方に負担の少ない手段によって実現されるべきです。代替手法の検討に当たっては、あくまでも地上波放送の代替としての位置付けであることを念頭に、求められるべき提供サービスを精査し法整備を行うべきと考えます。 【株式会社福岡放送】</p> <p>○ 小規模中継局等の代替については、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担軽減の観点から、また、視聴者負担の少ない手段で考えるべき点からも、あくまで地上波放送の代替として検討すべきと考えます。 【西日本放送株式会社】</p> <p>○ 小規模中継局等の代替は、放送事業者の放送ネットワークインフラに係るコスト負担の軽減の観点から、適切な人口動態の考慮と永続的な経済合理性の成立を第一義として、必要な制度手当てがなされることを前提にするとともに、放送事業者と視聴者に対して負担の少ない手段によって実現されるべきです。 代替手法に関する検討にあたっては、あくまでも地上波放送の代替としての位置づけであることを念頭に、求められるべき提供サービスを精査する必要があります。 【株式会社テレビ新潟放送網】</p>		
95	<p>○ 検討会での議論はわが国の放送制度を根幹から見直すもので結論までに時間がかかることは十分承知していますが、一方で検討の最中であっても中継局設備の更新時期は刻々と近づき、放送事業者は数年先の設備の先行発注（社の年度予算が確定する前の発注行為）を進めなければなりません。中継局の設備更新にあたり、昨今の半導体の供給不足により従来より発注から納品までの期間が非常に長くなっている実態があります。その結果、2？3年先に計画している設備更新を行うために、現時点でメーカーへの先行発注を強いられるケースが増えています。 財務基盤の弱いローカル局にとって、業績の先行きが不透明な中での数年先の設備投資の意思決定と先行発注は、経営判断する上で大きな不安要素で</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替についての検討は、放送事業者における小規模中継局の更新時期を念頭に、放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和6年夏頃に結論を得ることを目指すこととしております。 御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>す。</p> <p>今後の制度変更や中継設備を所有する新会社案などの放送ネットワークの在り方によっては、発注時期が早くなっている現状を鑑みると、設備投資の重複や、既に結んだ契約のキャンセルなどが発生する可能性もありうると考えております。</p> <p>今後の検討にあたってはこの点も考慮いただき、新たな放送制度の早急な構築をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社熊本県民テレビ】</p>		
96	<p>○ 「ブロードバンド代替が放送事業者の経営の選択肢」としている点には賛同する。</p> <p>また、結論を導き出す際には、導入時点だけでなく、維持・管理も含めた経済合理性を明らかにしていただきたい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
97	<p>○ 小規模中継局、ミニサテを他の手段で置き換える場合は、経済合理性の元に検討されるべきと考えます。ブロードバンド（ユニキャスト方式）は現制度では放送ではないため、フタかぶせなどの権利処理対応に別の設備や作業が発生すること、また視聴者への回線費用や放送アプリケーション（配信プラットフォーム）費用なども必要となり、もし費用面での大きな優位性が伴わないとなれば移行する理由が乏しいためです。想定費用や運用面でより具体的な検討がなされない限り、移行の判断は難しいのではないかと考えられます。</p> <p>また本件は、ブロードバンド（ユニキャスト方式）以外のケーブルテレビ、衛星放送（左旋）などと並行して検討のうえ、経済合理性と視聴者の受容性が伴う手段を検討するのが良いのではないかと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
98	<p>○ 各地域の放送局が地域情報の発信主体としての役割を担う観点から、小規模中継局等の代替を検討するうえで、現在の放送で実施されている機能・品質を視聴者に提供することが望ましいと考えます。</p>	<p>御意見については、今後、品質・機能要件、デジタル技術の特性を活かしたサービスの向上に関する検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

	<p>作業チームでは「コスト負担軽減のため」という観点から提供されるサービスの精査が行われていると理解します。その上で、取りまとめでは、今後の進め方において「デジタルの特性を活かしたサービスの向上」が検討課題として挙げられていますが、本来の「コスト負担軽減のため」という目的に限定して検討されるべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>		
99	<p>○ 「作業チームでは、(省略)ブロードバンド代替が放送事業者の新たな『経営の選択肢』となり得るか否かについて、令和6年夏頃に結論を得ることを目指すこととする」とありますが、その他の代替手段の検討も並行して進めて、出来るだけ早期に結論を得ることが必要と考えます。</p> <p>「作業チームでは、(省略)ブロードバンド等による小規模中継局等の代替について、より実践的に検討を進めていくこととし」とありますが、ブロードバンド代替のみならず、地域事情によっては経済合理性が期待できるギャップフィルラーへの置き換えも選択肢になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道文化放送株式会社】</p> <p>○ 小規模中継局の代替として、ブロードバンド代替の検討・実証実験が進められていますが、小規模中継局等の更新作業は既に始まっていることから、更新スケジュールに影響が出ない様、既に提示されている時期に遅滞なく結論を出して頂くとともに、他の代替手段として放送波で視聴継続可能なギャップフィルラーも、地域事情やエリアの実態によっては、コスト負担軽減の観点や視聴者の利便性において有用と考えられるため、選択肢の一つとしての検討を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 中継局等の代替手法</p> <p>中継局の代替手法の選択肢のひとつに、経済的合理性が見込めるギャップフィルラーを加えていただくよう要望します。</p> <p>BB代替の議論の結論が出るまで送信機の更新時期を先送りする動きが始めており、実現性を含めたスピーディーな議論をお願いしたい。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>ギャップフィルラーへの置き換えに関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>○ ブロードバンド代替が放送事業者の「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和6年夏ごろに結論を得るとしてはありますが、この結論は中継局の放送機更新計画に大きく影響しますので、これ以上遅滞することなく判断がなされることを希望します。</p> <p>ブロードバンド等による代替の検証のみならず、経済合理性や地域事情を十分加味し、有線でのカバーが難しい地域などでギャップフィラーへの置き換え等も選択肢となるような幅広い検討を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道放送株式会社】</p>		
100	<p>○ 北海道は広大な土地に150以上の多数の中継局を有する特殊な地域であり、放送を維持するため2024年度から多年度計画で中継局の更新作業を予定しています。BB代替が経営の選択肢たりうるかどうかの結論は、予定の令和6年夏より後ろ倒しにならないよう、迅速な検討を希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替についての検討は、放送事業者における小規模中継局の更新時期を念頭に、放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和6年夏頃に結論を得ることを目指すこととしております。</p> <p>御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
101	<p>○ 放送番組の配信を行う新たな実証事業について</p> <p>ブロードバンド代替を想定した放送アプリケーションを試作して放送番組の配信を行う新たな実証実験を実施し、視聴者の受容性の検証や技術的な検証を行う事には賛同します。</p> <p>ブロードバンド代替の実施に当たっては、費用（辺地での施設整備費用や維持費用、視聴費用等々）について、地域放送事業者や視聴者の負担が極力少なくなるように検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>住民理解・受信者支援については、令和5年度は、放送アプリケーションを試作した上で、放送番組の配信を行う新たな実証事業を、被験者数を増やした上で実施し、ブロードバンド等の利用に係る経済的負担等について検討を進めてまいります。御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
102	<p>○ 中継局の代替としてIPユニキャスト方式を利用するには、その扱いを「通信」ではなく「放送」とみなすことを前提としなければ、視聴者の利便性を著しく低下させるほか、権利処理などで放送局に過大な負担が生じることとなります。技術的な検討も必要ですが、法制度的な検討を早急に進めていただくよう期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、権利処理について、いわゆる「フタかぶせ」は「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約7割という結果となりました。IPユニキャスト方式による代替について、「フタかぶせ」が回避されるようにするため、著作権法の改正によってなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要か、更に検討を進めてまいります。</p>	無

		<p>また、放送法との関連等についても検討を進めてまいります。</p> <p>御意見については、検討を進める上での参考とさせていただきます。</p>	
103	<p>○ 今後の取組みにおいては、ブロードバンド代替のみにこだわることなく、放送ネットワークインフラに係るコスト負担を軽減するという本来の目的を重視し、視聴者及び放送事業者双方にとってメリットのある、継続的な経済合理性・受容性・実現性の高い代替手段を優先的に検討していくべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案では、IPユニキャスト方式以外の代替手段も含めた最適な代替手段について検討を進めていくことも必要となるとしています。</p> <p>御意見については、今後検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
104	<p>○ 小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、我々の選択肢を広げるための検討であることは理解していますが、判断に資する情報とまではなっていません。また、権利処理の問題やそれに伴うフタかぶせなど課題も山積しています。ミニサテの更新時期が迫っていることも踏まえ、高い実現性を前提とした検討を進めて頂きたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【高知さんさんテレビ株式会社】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替については、放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るか否かについて、令和6年夏頃に結論を得ることを目指し、今後、品質・機能要件等の諸課題について検討することとしております。</p> <p>御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無
105	<p>○ 本案の「ブロードバンド等による小規模中継局等の代替は、(中略)放送事業者及び視聴者の双方にとってこれまでに経験したことのない新たなサービスとなることから、その実現までの道のりは決して平坦ではない」との認識は妥当です。とりわけ、IPユニキャスト方式による代替は、権利処理等の課題について未解決のままです。一方、地域制御を導入すれば、放送事業者による既存の配信ビジネスに悪影響を与えかねず、現実的な選択肢とはなり得ないと考えます。</p> <p>「IPユニキャスト方式以外の代替手段も含めた最適な代替手段について検討を進めていくことも必要」との方針に賛同します。但し、代替に当たっては、総務省から強制されるものではありません。現行の小規模中継局等の更新も含めて、経済合理性があり、且つ地域事情を勘案した上で、放送事業者自らが選択判断することが重要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、権利処理について、いわゆる「フタかぶせ」は「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約7割という結果となりました。IPユニキャスト方式による代替について、「フタかぶせ」が回避されるようにするため、著作権法の改正によってなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要か、更に検討を進めてまいります。</p> <p>地域制御については、一般的な同時配信サービスとは異なり、地上波放送の代替であるため、サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じとすべきと考え、本案の「仮置きした品質・機能要件」において、「サービス提供区域は、代替する小規模中継局等の放送エリアに同じ」としております。引</p>	無

		<p>き続き検討を進めてまいります。</p> <p>経済合理性については、小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減するものであることが重要であると考えます。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。</p> <p>放送事業者の選択判断については、小規模中継局等のブロードバンド等による代替について、一律の義務として放送事業者に課すことは考えておりません。</p> <p>御意見については、これらの検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
106	<p>○ 安全・信頼性を確保した上での経済合理性が最も重要です。また小規模中継局とミニサテはその多くが民放とNHKの共同建設でもあるため、NHKには、“あまねく受信”義務の一環と捉えてもらい、視聴者実態の調査などイニシアティブを取った役割を期待します。そして放送ネットワークの効率化に向けて、放送事業者の経済合理性確保、視聴者の負担軽減、そして地域事情を十分に勘案してもらうことを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>	<p>小規模中継局等のブロードバンド等による代替が放送事業者の新たな「経営の選択肢」となり得るためには、放送事業者における放送ネットワークインフラのコスト負担を軽減することが重要であると考えています。この点を念頭に、今後、品質・機能要件を含む諸課題について検討を進めてまいります。</p> <p>視聴者における費用負担については、今後、放送アプリケーションを試作した上で、放送番組の配信を行う新たな実証事業を、被験者数を増やした上で実施しつつ検討を進めてまいります。</p> <p>御意見については、こうした検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p> <p>なお、「安全・信頼性」については、本案の「仮置きした品質・機能要件」において、「既存の放送事業、電気通信事業等での基準に準拠」としております。</p>	無
107	<p>○ 鹿児島県は島嶼部を含めると南北約590kmの長さで、有人離島は7つの地域に18島が点在する総面積9,187km²（全国10位、九州最大）の県です。カバーするテレビ・ラジオは、従来のニュース・情報の提供だけではなく昨今の地球温暖化（沸騰化）による気候変動の影響で防災インフラとしての役割が急速に高まっています。</p>	<p>令和4年度の実証事業における視聴者へのアンケート調査では、権利処理について、いわゆる「フタかぶせ」は「できれば無いのが望ましい」又は「受け入れられない」との回答が約7割という結果となりました。IPユニキャスト方式による代替について、「フタかぶ</p>	無

	<p>当社はエリア内に79のテレビ中継局がありその保守点検、整備また更新による設備投資は大きな経営負担となっており、今回の「放送法の一部改正」により、共同利用会社が中継局を運用することが可能になる「中継局の共同利用」は当社のみならずエリア全体の経営上の懸念を解決する方策の一つであるとの認識です。当社はNHKとエリア民放局と協議の上、早急に着手したいと考えます。</p> <p>小規模中継局等のブロードバンド代替は少数世帯をカバーする中継局が有人離島を含め多く、有効であると考えます。しかしながら、権利処理に係る課題は残っていると認識していますので、地方ローカル局に過度の負担が発生しない制度となることを希望します。また、限定された地域におけるブロードバンド代替は地上波放送と見做す等の法的整備の検討も希望します。</p> <p>県および関係自治体の理解と協力を得ながら、テレビ局としての役割を果たしていきますので、ご支援をいただきたく希望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島放送】</p>	<p>せ」が回避されるようにするため、著作権法の改正によってなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要か、更に検討を進めてまいります。</p> <p>また、放送法との関連等についても検討を進めてまいります。</p> <p>御意見については、検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	
108	<p>○ 小規模BB代替WGの実証事業の現場には、規模の大小は別にして放送通信融合の現実的なテーマが集約されていると受け止めています。すなわち、CTVの普及拡大が一段と進む中、地上デジタルの放送品質と同等のサービスがIP通信によってご家庭に届けられるよう、代替のための条件（特に県域免許制度に基づく地域制御）や利用者の声、それにアクセシビリティやトータルな経済合理性について、実に詳細かつきめ細かい目線で段階的実証的に進められている取り組みに注目しております。</p> <p>ローカルコンテンツを発信する立場で見ますと、今後は公私2本立てのPFサービスが混在並立する段階に入るのではないかと予想しております。自由闊達で内外入り乱れてのサービス競争が激化する多数の私的PFと、地上デジタル同等のスペックで日本の放送全体を包括する形で協調領域のシンボルの一つとなる公的PFとで、それぞれ役割が明確に別れ、ローカルコンテンツの発信側も、それを選ぶ受信側もマルチモーダルで処理しあうであろう局面では、今の小規模BB代替WGの実践的な取組みが礎となるのは必然と受け止めており、大いに期待をしております。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>プラットフォームに関する御意見については、本案に対する一つの見解として承ります。</p>	無
109	<p>○ 放送に求められる「品質・機能要件」を満たす、ブロードバンドを用いた放送サービスとしては、既にIPマルチキャスト方式・優先制御方式によるも</p>	<p>御意見については、今後、品質・機能要件等の検討を進めていく上での参考とさせていただきます。</p>	無

のが提供され、多くの視聴者に利用されているところです。
一方、IPユニキャスト方式・ベストエフォート方式（以下、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）と記載）によるものは、設備投資コスト等の観点から、既存の配信方式（放送波による配信方式のほか、IPマルチキャスト方式やRF方式を含む）による放送の提供が難しいエリアでの例外的な選択肢として、新たに検討が開始され、昨年度には実証事業が行われたところです。

当該実証事業において、ミニサテライト局・小規模中継局エリアにおける9割の被験者がIPユニキャスト方式（ベストエフォート）によるインターネット経由での番組視聴を受け容れられるとの結果が得られた一方で、同時視聴者数が多いコンテンツを視聴する場合を想定した受容性等への実証が十分に行われた訳ではない等、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）によるブロードバンド代替を導入するに当たっての課題は残っているところです。
これら課題の解消に向けて、新たな実証事業や放送事業者における具体的な検討を実施する際は、引き続き、当社も積極的に検討・協議に関わっていく考えです。

なお、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）によるブロードバンド代替を用いて、多くの視聴者が放送を同時に視聴する場合には、通信ネットワークへの負荷が増大することは避けられず、その結果、映像遅延・画像劣化の発生等の放送の品質低下が生じるおそれがあることに加え、ブロードバンド事業者が提供する通信サービスにおいても、通信速度の低下等の影響が生じるおそれがあります。

以上を踏まえると、各放送事業者が具体的なブロードバンド代替手段を選択される場合においては、より効率的な通信ネットワークの利用が可能なIPマルチキャスト方式や、遅延が発生しにくい優先制御方式を活用することで、放送サービスの安全性・信頼性や、視聴者にとっての優良な視聴体験を確保できるものと考えております。

【東日本電信電話株式会社】

- 放送に求められる「品質・機能要件」を満たす、ブロードバンドを用いた放送サービスとしては、既にIPマルチキャスト方式・優先制御方式によるものが提供され、多くの視聴者に利用されているところです。

	<p>一方、IPユニキャスト方式・ベストエフォート方式（以下、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）と記載）によるものは、設備投資コスト等の観点から、既存の配信方式（放送波による配信方式のほか、IPマルチキャスト方式やRF方式を含む）による放送の提供が難しいエリアでの例外的な選択肢として、新たに検討が開始され、昨年度には実証事業が行われたところで</p> <p>す。</p> <p>当該実証事業において、ミニサテライト局・小規模中継局エリアにおける9割の被験者がIPユニキャスト方式（ベストエフォート）によるインターネット経由での番組視聴を受け容れられるとの結果が得られた一方で、同時視聴者数が多いコンテンツを視聴する場合を想定した受容性等への実証が十分に行われた訳ではない等、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）によるブロードバンド代替を導入するに当たっての課題は残っているところです。</p> <p>これら課題の解消に向けて、新たな実証事業や放送事業者における具体的な検討を実施する際は、引き続き、当社も積極的に検討・協議に関わっていく考えです。</p> <p>なお、IPユニキャスト方式（ベストエフォート）によるブロードバンド代替を用いて、多くの視聴者が放送を同時に視聴する場合には、通信ネットワークへの負荷が増大することは避けられず、その結果、映像遅延・画像劣化の発生等の放送の品質低下が生じるおそれがあることに加え、ブロードバンド事業者が提供する通信サービスにおいても、通信速度の低下等の影響が生じるおそれがあります。</p> <p>以上を踏まえると、各放送事業者が具体的なブロードバンド代替手段を選択される場合においては、より効率的な通信ネットワークの利用が可能なIPマルチキャスト方式や、遅延が発生しにくい優先制御方式を活用することで、放送サービスの安全性・信頼性や、視聴者にとっての優良な視聴体験を確保できるものと考えております。</p> <p>また、ブロードバンド代替を導入する際は、代替手段を提供する通信事業者において、経済的、効率的な提供を担保する仕組みが必要であり、投資インセンティブが損なわれることにならないよう、留意する必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【西日本電信電話株式会社】</p>		
110	○ 今後の進め方	小規模中継局等のブロードバンド等による代替につ	無

	<p>「品質・機能要件」に可能な限り準拠することを前提とするならば、ブロードバンドに限定せず、ケーブルも含めた代替手段をあわせて検討することが必要です。このまま「ブロードバンド代替に関する作業チーム」という呼称で作業チームを継続すると、あたかもIPユニキャストでないと代替手段とならないような誤解を与えかねません。令和6年に結論を得ようとするなら、作業チームの呼称を変更し、代替手段全般を検討する枠組みとすべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>いては、ケーブルテレビによる代替も検討対象としており、作業チームの名称は「小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チーム」としております。</p>	
--	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------------------------------------------------------------------------------------	--

別添2 公共放送ワーキンググループ 取りまとめ

1. はじめに

111	<p>○ 取りまとめ案で、NHKのインターネット業務を必須化し、新たにネットから費用負担を求めるといふ、抜本的な制度改正を提言した。しかし、国民・視聴者の最大関心事である受信料制度、ガバナンス、これまでのNHKによるネット任意業務などについての議論、検証が不十分のまま、結論を急いだ印象は拭えない。検討すべき課題が山積し、懸念が解消されない中でのネット必須化には強く反対する。</p> <p>事実上、今後のNHKの在り方を決定する重要な有識者会議にもかかわらず、ネット必須化に異を唱える委員はほぼ皆無で、議論は低調だったと言わざるを得ない。当初から、必須化を推進する総務省が主導した「結論ありき」の会議だったのではないか。今後もこのような手法を繰り返せば、放送行政、延いては政府の有識者会議に対する国民の信用を失いかねない。総務省に猛省を促すとともに、今後は公平な人選・会議の運営を強く求める。</p> <p>そもそも、ネット業務の必須化は放送法改正だけで対応が可能なのか。放送法が想定する二元体制はNHKと民放だけだが、インターネット世界のプレーヤーは、新聞、通信、出版などを含んでおり、ネット世界は「より大きな二元体制」（NHKとNHK以外の全メディア）と言える。しかし、放送法の枠組みだけで改正してしまえば、NHKと民放以外のメディアは法の枠外に置かれ、放置される恐れがある。今後は、総務省、放送法の枠組みを超えた幅広い視点に立った議論をするべきだ。</p> <p>総務省は、NHKに対し、近く公表する次期中期経営計画(案)で、現在検討中のネット必須業務の具体的な内容に加えて、潤沢な受信料収入があるにもかかわらず、膨れ上がる事業規模との均衡をいかに確保するか、相次ぐ不祥事</p>	<p>本検討会においては、新聞業界を含む関係者の意見を丁寧に聴きつつ、議論を重ねてきたところであり、また、業界の問題としてのみとらえるのではなく、国民・視聴者の目線を常に意識して受信料制度を含め検討を進めてまいりました。</p> <p>受信料により支えられているNHKは、競争評価の仕組みをより公正かつ客観的なものとする中で、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要であり、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>また、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

	<p>へのガバナンス強化策などについて、国民・視聴者に丁寧な説明を求めよう求めるべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p> <p>○ NHKはんには2つの顔がある。「報道機関たる放送事業者」の顔と「放送法で設置された特殊法人」の顔や。報道機関やから、放送だけやなくネットでも情報を伝えたいと思うのは当然かもしれんけど、特殊法人ちうのんは、業務範囲に限られとるはずや。バランスが肝心やろ。</p> <p>取りまとめ案は、テレビを持ってない人に、番組や情報をネットで見せるんをNHKはんに義務付けて言うてる。簡単にやめられへん「必須業務」いうやつやな。その代わりに、ネットでの視聴者からも「受信料相当額」を取ってもええことにしとる。そないに放送とネットを2本柱と認めるんやったら、受信料制度との関係とか、市場への影響とか、経営委員会なんかのガバナンスとか、特殊法人やからこそ議論せなあかんことがようけあるのに、みーんな先送りにしてしまった。議論したんは、業務の在り方ばっかしやんか。なんで必須業務にするんかも、はじめは「情報空間の健全性確保」て言うてたのに、いつの間にかどっか行ってまって、訳わからんわ。</p> <p>必須業務でネット提供する情報の範囲と条件を誰がどう決めるんか、制度としても、実務でも難しいわな。取りまとめ案は、NHKはんと総務省はんがそれぞれ「競争評価」の仕組みをつくって、2段重ねの審査で決めるて言うてる。NHKはんがまず原案まとめて、NHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）が民放や新聞・通信社なんかの参加を得てチェックする格好や。同時配信と見逃し配信のほかにNHKはんがやりたいことがあったら、もちろんこの審査を通さなあかん。</p> <p>ただ、取りまとめ案も言及しとるように、この競争評価を口実に、行政がコンテンツに口出しするようなことは、絶対に絶対にあきまへんでえ。審査は独立性、公開性、透明性が求められとるのを、総務省はん、肝に銘じてえな。</p> <p style="text-align: center;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>		
2. NHKの役割			
(1) 放送全体の発展への貢献			
112	○ NHKの放送全体の発展への貢献について	今後総務省において検討を進めていく上での参考と	無

「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映いただくようあらためて要望します。

全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、す

して承ります。

なわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連と共に当社は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、民放連が放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映していただくよう改めて要望します。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、放送法第20条第6項の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【日本テレビ放送網株式会社】

【札幌テレビ放送株式会社】

○ 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を

支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

【株式会社BS日本】

○ NHKの放送全体の発展への貢献について

放送ネットワークインフラの維持コスト削減にも限界があるため、NHKと民放による「共同利用型モデル」は、経営の選択肢になり得ると考えます。「共同利用型モデル」の実現には、NHKの協力が不可欠であるため、放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を要望します。「共同利用型モデル」の検討にあたっては、中継局の規模などで制限することなく、経済合理性と持続可能性などを総合的に判断し、メリットを最大化させることが重要であると考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

○ 当該取りまとめ(案)5頁において、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割」に「放送ネットワークインフラ維持への貢献」もあるとし、現行の放送法第20条第6項の民間放送事業者の放送ネットワークインフラ整備に対するNHKの努力義務規程について「さらにNHKの業務として位置付けることの必要性」の指摘を受け「今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは妥当であり、評価します。

【株式会社仙台放送】

○ 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していくべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、す

なわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、合意を得ていくことが不可欠です。協議の場において、NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題です。地上波中継局における放送設備の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして当社も重要視しています。石川県のような小規模県では、相当効率的な体制を構築しないと、コストダウンにつながらないと考えますので、その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう強く要望します。

【株式会社テレビ金沢】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連と共に当社は、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。

このため、民放連が放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映していただくよう改めて要望します。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局

が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が極大化されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、令和4年6月放送法改正の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【株式会社山梨放送】

- 本案において、NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の1つとして、「放送ネットワークインフラの維持への貢献」が改めて明記されたことに賛同します。

【株式会社MBSメディアホールディングス】

【株式会社毎日放送】

- <NHKの放送全体の発展への貢献について>

「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また各地域や各局の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場においてNHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、放送法第20条第6項の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

同時に、地上波中継局の共同利用においては地域ごと個別の事情があり、想定されるコスト感も異なることから、決して強制や義務化されるものではなく、共同利用は一つの選択肢であって個社の経営判断に基づくものとなることを要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 「(NHKは民放との)二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべきと考える」という提言について賛同します。その中で「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言したことについて高く評価し賛同します。

そして、放送法によりNHKの民放への放送ネットワークインフラ整備に対する努力義務が規定されていますが、「さらにNHKの業務として位置付けることの必要性について指摘があったことも踏まえ、今後の法制化の過程で検討すべきである」とあるように、放送ネットワークインフラの維持に関するNHKの責務を過渡的なものなく継続的なものすべく、是非この検討が具現化することを要望します。

【株式会社福島中央テレビ】

- NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラの維持への貢献があるとの指摘に賛同します。

民放連が公共放送WGで指摘したNHKによる放送ネットワークインフラの維持への貢献を 実効性を持たせるために「制度的担保」が必要であることに当社も同意し、放送法20条第1条（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持を明記する法改正が望ましいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場では、在京局とローカル局の事情だけでなく、広域局である在阪・在名局も主体的に参加できる検討体制の構築を要望します。

各地域・各社の事情を踏まえつつ、経済合理性と持続可能な運用の観点から検証を行い、民放事業者が検討しやすい提案を準備していただきたいと思えます。

二元体制の維持のため、放送ネットワークインフラの維持は最重要課題であると考えます。地上波中継局等の共同利用については、各エリア・各社の事情を踏まえたうえで、NHKは放送法第20条6項の協力努力義務を順守し、民間放送事業者にとっては、経済合理性があり、持続可能な形での運用となる前提で、経営の選択肢になることを望みます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「NHKは、二元体制を基本とする放送全体の発展に貢献する役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献する役割に、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

放送全体に貢献する役割を明確にするために、放送ネットワークインフラの維持に関する責務をNHKの必須業務として、放送法に明記していただくことを要望いたします。

中継局の共同利用に関する全国レベル及び地域レベルの協議の場では、実現性と経済合理性、及び地域事情への配慮をよくふまえて検討することが重要と考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ 地上テレビ放送とは事情が異なりますが、ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【山口放送株式会社】

○ NHKの放送全体の発展への貢献について

現在の二元体制のもと、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるために、NHKと民放の地上波中継局の「共同利用型モデル」は、民放経営の有力な選択肢であると考えます。一方で、その活用については、各社の経営判断に委ねるべきと考えます。

「共同利用モデル」の検討においては、中継局の規模で制限することなく、カバーエリアの面積や中継局の立地環境などに基づく地域特性を踏まえて、経済合理性および、特に継続性の観点を重視し、民放ローカル局の経営の選択肢として、最大限有用な体制構築を望みます。

「共同利用モデル」の実現に向けては、NHKとの協力が必須であるため、放送法20条第1項（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を要望します。

現在、民放事業者は、各地で中継局更新の時期を迎え、更新計画も進んでいる中、早期の方向性提示と、地域ごとの協議を進めるべきと考えます。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

○ 取りまとめ案で、放送法に放送ネットワークインフラの維持について「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、重要な意義があります。放送法を改正し20条1項（NHKの必須業務）にNHKの責務として明記していただくよう、要望します。

中継局の共同利用について検討する「全国および地域レベルの協議」では、継続的な経済合理性を検証しながら、合意を得ていくことが不可欠です。協議を通じて、NHKには、ローカル局を含めた民放事業者が経済合理性について明確に判断できるような情報を提供していただきたいと考えています。

中継局の更新・共同利用を進めるにあたって、改正された放送法の趣旨も踏まえて、民放事業者の負担を軽減していただきたいと考えています。

中継局の共同利用・通信等による代替を進める場合、放送ネットワークイ

ンフラを維持する観点から、電波利用料を活用するなど国からの補助も検討していただくよう要望します。

ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、特にローカルのラジオ局にとっての将来的な必要性も考慮して、検討していく必要があると考えます。

【株式会社TBSテレビ】

- 放送全体の発展のため、放送ネットワークインフラ維持へのNHKの貢献は大変重要だと考えます。共同利用による小規模中継局・ミニサテの更新が実効性をもって具体的に進められるよう、NHKの協力努力義務から業務として位置付けることを早急に検討いただくよう、希望します。

【関西テレビ放送株式会社】

- 「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。」との考えに賛同します。そうであれば、NHKの必須業務を定める放送法第20条第1項にインターネット業務のみならず、ネットワークインフラの維持に関する業務も併せて明記し、放送の維持・発展のためNHKが恒久的に貢献できる仕組みを導入する必要があると考えます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- 民放も含めた放送ネットワークインフラの維持は、NHKの必須業務・責務であるとの法改正を行って頂きたいと考えます。特に「小規模中継局」「ミニサテ」の更新・維持・運用はローカル局にとって喫緊の課題となっており、放送ネットワーク維持の観点からNHKは相応の役割を担う必要があると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要で、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、

継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ることが必要です。

地上放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方は、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを希望します。

ラジオ放送の送信設備の共同利用についても、将来的な課題として検討を要するものと考えます。

【西日本放送株式会社】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要と考えます。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、ローカル局が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 放送全体の発展への貢献

「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。特に、経営基盤が脆弱なローカル局にとってインフラコストの低減化は喫緊の課題です。NHKには、放送ネットワーク全体を維持するための役割を継続的に果たしてもらいたいと考えます。

【北海道テレビ放送株式会社】

○ 検討の方向性

地上波中継局の「共同利用」の実現に向けて、地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。

また、各地域や各局・各系列における固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありませんが、NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識した民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のために、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にはあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、共同利用のための自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担割合の在り方については、放送法第20条第6項の協力努力義務の趣旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを強く要望します。

【株式会社テレビ新潟放送網】

○ 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、民放連が放送法 20 条第 1 項（NHKの

必須業務)に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映していただくよう改めて要望します。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。

【広島テレビ放送株式会社】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。

民放連と共に、NHKと民放の共同利用型モデルの実現を喫緊の課題と捉えておりますが、放送法上の明確な裏付けがないままでは、暗礁に乗り上げるのではないかと危惧しております。このため、民放連が放送法20条第1項(NHKの必須業務)に、放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を、公共放送WGで提案しました。取りまとめ案において、放送法第20条第6項の協力努力義務を超えて、「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」としたことは、民放連の提案が反映されたものと理解します。行政において、民放連提案の趣旨を法改正に反映していただくよう改めて要望します。

全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情へ

の配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、放送法第20条第6項の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 日本の放送が二元体制で成り立っていることを考慮すると、NHKと民間放送は両輪としてバランスの取れた関係を築くべきと考えており、また、NHKは受信料による潤沢で安定的な予算を持っていることから、「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKには、民間放送事業者等と協調・協力した取組を具体的に進めていくことが期待される。その際、インターネットへと情報空間が広がった中で、放送業界全体が動画配信プラットフォーム事業者等との視聴者獲得競争のフェーズに入っていることを直視し、その中で放送コンテンツが埋没しないような仕組みをどのように作り上げていくかという視点を持つべきである。もっとも、NHKには、放送コンテンツのプラットフォームとして、放送番組の流通のみならず、報道や教育といった一般的に採算性が低いと考えられるが公共性の高いコンテンツの制作を支えていくことも期待」と記されていることに同意します。

【株式会社ビーエスフジ】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

【株式会社テレビ信州】

- 「NHKは、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」、「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。

全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえ、(地域特有の課題解決のためローカル局の機能の維持を見据え)つつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

【福井放送株式会社】

- 全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

二元体制の維持のため、地上放送の放送ネットワークインフラ維持費用の圧縮は喫緊の課題であり、地上波中継局の共同利用は経営の選択肢となりうるものとして民放も重要視しています。その実現にあたっては、経済合理性が最大限担保されるよう、放送事業者それぞれが業務運営の一層の効率化を図るとともに、自主的な規律や仕様の柔軟な見直しが肝要です。また、共同利用で設定されるNHKと民放の費用分担の在り方については、放送法の協力努力義務の主旨に照らし、これまでの考え方や枠組みにとらわれない柔軟かつ抜本的な見直しを図っていただくことを要望します。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 民放連の「放送の多元性に向けたご提案」に記載されている、放送法上で

	<p>放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明示する提案に賛同いたします。放送法を改正し20条1項(NHKの必須業務)にNHKの責務として明記していただくよう、要望します。</p> <p>中継局の共同利用について検討する「全国および地域レベルの協議」では、地域毎の事情を十分に勘案したうえで経済合理性を検証して頂けるように要望します。また、ラジオの送信設備についても共同利用による経済合理性の検証が必要だと考えます。</p> <p>中継局の更新・共同利用を進めるにあたって、改正された放送法の趣旨も踏まえて、民放事業者の負担を軽減していただきたいと考えています。弊社のサービスエリアは山間部でカバー世帯数も比較的少ない中継局が多く、現状の世帯カバー率を維持するためには多くの中継局が必要です。</p> <p>これらのテレビ送信設備以外にもサービス継続のための保守要員の確保など、非常に負担が大きい状況です。ラジオも含めると、かなりの負担となっています。将来にわたって地上波放送を維持する観点から、電波利用料を活用するなど国からの補助も検討していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社大分放送】</p> <p>○ 「NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p> <p>○ NHKの役割の最初んとこに、「放送全体の発展への貢献」を挙げたのは、ええやんか。珍しく、褒めたくなったわ。ワーキンググループでいろいろ話する中で、NHKはんが何回も「メディアの多元性確保への貢献」て言うてたんは、自分ばっかし生き残っても駄目や、メディア全体のために貢献せなあかん、そないな決意表明やろ。ぜひ、これからのNHKはんの経営と総務省はんの放送行政に、生かしておくんなはれ。</p> <p style="text-align: right;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>		
113	<p>○ 二元体制は、NHKと民放が、それぞれの特性と役割をしっかりと果たしてこそ、成立するものだ。</p> <p>弊社は、自らの考えと取り組みを通じて、国民・視聴者に信頼できるニュース、生活に豊かさを加える娯楽、テレビを見る楽しみを提供し続けられるよ</p>	<p>本検討会としても、NHKと民間放送が、二元体制の下、お互いに切磋琢磨する中で創意工夫を凝らして質の高い放送番組を制作し、国民の情報基盤としての役割を果たしていくことに期待しています。</p>	無

	<p>うにしたいと考える。 さらに地域貢献を常に意識し、民放だからこそできる可能性を追求していきたい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>		
114	<p>○ インターネット空間における放送番組の配信について、現在の放送と同様にNHKと民間放送の二元体制が維持される必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
115	<p>○ 「また、NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある。この点については、(中略)今後の法制化の過程で検討すべきである。」との提言について、世帯カバー率に比べて負担が大きい「ミニサテ」「小規模中継局」の更新時期が近づき、その費用をどう圧縮していくかはローカル局にとって喫緊の課題となっています。放送ネットワーク維持のため、「ミニサテ」「小規模中継局」の設備更新費だけでなく、安定運用・設備維持に関わる費用まで含めてローカル局の負担が軽減されるようなスキームについて検討をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
116	<p>○ 受信料に支えられるNHKが、「放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献していく役割を担うべき」(別添2・P4)、「放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラ維持への貢献もある」(同P5)と提言し、NHKの放送全体の発展への貢献をこれまでより踏み込んで明確にしたことに賛同します。</p> <p>NHKの放送ネットワークインフラ維持への貢献について、民放連の提案を反映した、放送法第20条第6項の協力努力義務を超える「NHKの業務と位置付けることの必要性について、今後の法制化の過程で検討すべき」(同P5)とする考えに賛同します。</p> <p>具体的には放送法第20条第1項(NHKの必須業務)に、NHKが放送の二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献することを明記することでNHKの担う責務を明確にすべきと考えます。</p> <p>尚、中継局設備等の共同利用型モデルについては、一部設備の更新開始時期が2026年に迫っており、民間放送事業者とNHKの取り組みを可及的速やかに進める必要があります。また、共同利用型モデルを持続可能な仕組みにする</p>	<p>今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>ためにも、行政には環境整備に加え、電波利用料を含む継続的な公的支援措置の検討を要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>		
117	<p>○ NHKは、受信料を原資に運営される点で、民放とは財政基盤を大きく異にしている。NHKと民放の二元体制及びNHK受信料制度が今後も国民に受け入れられるためには、NHKは公共放送として、民放とは違った視点から放送コンテンツを供給していくべきである。本取りまとめ案の参考資料の参考-111頁や第4回WGの資料4-1のスライド47頁では、ドイツのメディア州間協定について触れているが、そこでは「教養／情報／文化／暮らしの助言」の4分野が公共放送にふさわしい番組内容として示されている。我が国の公共放送の今後の在り方を検討していくにあたって、この点を参考にすべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人13】</p>	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
(2) インターネットを通じた放送番組の配信			
118	<p>○ 放送の二元体制の維持は、多様性、多元性の観点で非常に重要です。NHKのインターネット活用業務が必須化されるにあたっては、地方ローカル局の存在を忘れてはならないと考えます。インターネット空間における、地域情報発信においても、民間放送事業者との二元体制を維持していく必要があります。地方のローカル局がNHKの行うインターネット活用業務に対して二元体制を維持できるように、同時、見逃し配信を行い易くする仕組みや制度が必要です。インターネット上における二元体制について、地方の視点も必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p> <p>○ 一次取りまとめ以降の議論は、必須業務化ありきで進められた印象が非常に強いと感じる。 業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」が進まないまま拡大していくことは国民の理解が得られないのでは。 認可されていないBS同時配信の予算計上及び設備調達など、改革がしっかりと進んでいないことを示すような事案が発生している中、インターネット活用業務を必須業務に位置づけることは反対。</p>	<p>本検討会としては、NHKには、放送コンテンツのプラットフォームとして放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送全体の発展に貢献する役割が求められていると考えています。</p> <p>御指摘のとおり、放送の二元体制を含むメディアの多元性については地方の視点も必要であり、今後も多くの意見が届けられることを期待しています。</p>	無

	<p>NHKのインターネット活用業務は、これまでの受信料制度によって得られた国民の膨大な顧客情報を持った売上高6000億規模の企業の参入を意味する。放送の二元体制維持に考慮している点は評価できるが、そもそも潤沢な資金を背景に、必須業務として運営されれば、民間事業者が太刀打ちできない圧倒的な配信サービスを構築することも可能となる。抽象的な議論に基づいて制度設計を進めれば、業務範囲の際限ない拡大につながりかねない。特に経営規模・人的体力が小さく、収支を勘案してネット業務に取り組みざるを得ない地方ローカル局においては、今回提示された業務の具体案に限定したとしても自局エリアでの公正な競争およびメディアの多様性が阻害される恐れがある。</p> <p>インターネット活用業務について、まずは現在NHKが行っているリアルタイム配信や見逃し配信など「インターネット活用業務」の内容を精査し、必須業務とするサービスを公共放送の役割と照らし合わせて、その原案を早期に策定し公表する必要があると考える。また、放送の二元体制の維持に関しては地方ローカル局を含む民間事業者との意見交換も必要と考える。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビユー山形】</p>		
119	<p>○ 二元体制を発展させていくためには、NHKは、民放事業者が特に力を入れて取り組んでいる分野ではなく公共性が高い分野（選挙、教育、伝統文化、国際など）でNHKの役割を果たすべきではないか。</p> <p>また、スポーツ中継の分野でも、民放ができないことをやるべきだ。</p> <p>視聴率は広告収入で成り立つ民放でこそ、尺度になるべきものでNHKは自らの存在意義を、民放と同じ土俵で考えることは適当ではないはずだ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>NHKは、放送法上、公共放送として、視聴率にとらわれない豊かで良い番組を放送することによって、放送番組の質の向上と、我が国の教育や文化の向上に資することが求められています。</p> <p>このような放送法の趣旨を踏まえ、NHKにおいては、幅広いジャンルの番組を自らの責任で編成していると認識しています。</p>	無
120	<p>○ NHKがインターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する業務を「任意業務」から「必須業務」に位置付けることは議論がし尽されたとは言えないのではないかと考えます。</p> <p>そのうえで現状の「任意業務」のもとでも、NHKと民間放送の二元体制の趣旨を踏まえ公正競争に関するNHKの配慮義務を法定することを法制化の過程で検討するべきものと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
121	<p>○ NHKのネット業務について「インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴者に提供する業務の有無がNHKの判断に完全に委ねられている任意業務ではな</p>	<p>NHKインターネット活用業務実施基準は、NHKの申請に基づき、総務省が、NHKの目的達成に資するか、過大</p>	無

	<p>く、継続的・安定的な実施が義務付けられる必須業務として位置付ける」と明記しているが、放送法20条10項では、任意業務の開始、変更について実施基準の作成と総務相の認可を受けなければならない、と明記されている。任意とはいえ、ネット業務を一旦始めたら簡単に中断することはできない。現状のネット業務は事実上「必須化」されていると言える。上記の記述は「必須化」を正当化するための方便に過ぎず、誤解を招く表現であり、削除を求める。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>な費用を要するものでないか、といった観点で審査を行い、適当と認められた場合に認可をするものであって、インターネット活用業務の廃止について制約を課すものではないと考えています。</p>	
122	<p>○ 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、本ワーキンググループにおいて要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである。」の文言について</p> <p>「ことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきである」を削除すべきです。</p> <p>二元体制とは放送という限られた情報空間の中におけるNHKと民放の併存体制を示しており、オープンなインターネットという情報空間の中においてはそもそも成立しません。要望・指摘があったことについて記述することまで否定はしませんが、法制化の過程において、インターネット空間での二元体制を検討するのは無理があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本検討会としては、NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合において、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持していくことは重要であると考えています。法制化に関する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
3. NHKのインターネット活用業務の在り方			
123	<p>○ NHKがインターネット業務を本来業務にするとありますが、地方放送の同時配信はまだ実施できていないし、見逃し配信も地域放送のごく一部です。肝心なニュースや天気などの見逃し配信は18時のニュースしか行われていません。本来業務化にあたりこれらのものを早急に始めて欲しい。また、番組によっては権利のために一部が配信されていなかったり、特に高校野球はNHKプラスでは見ることはできません。本来業務にするには放送で出してるコンテンツとの大きな格差があります。この格差を解消していただきたい。</p> <p>9月3日にはらじるらじるが1時間ほど聞けなくなる不具合も起きております。こういったことが放送であれば放送事故になります。NHKにはインターネットにおいても放送と同等の品質で業務を行っていただきたい。</p> <p>また、現在のNHKプラスは放送に比べて40秒ほど遅延しており、スポーツ番組を見るにはかなり遅れています。こういった部分も世界ではもっと遅延が</p>	<p>本検討会としても、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきものであり、例えば、NHKのインターネット配信において放送と同様に視聴者が視聴できる環境を整備するようNHKは努めるべきと考えます。</p>	無

	<p>少ないものも行われています。そういった現在のサービスの改善もしっかりと行っていただきたい。アプリなどのレビューにもありますが、朝ドラを連続再生すると放送回が逆に再生されるなど、視聴者の要望を聞く改善が全くされていません。NHKのインターネット業務が本来業務となるのであればそういった視聴者の要望をしっかりと受け止めてサービスを行って欲しい。また、それがしっかり行えないのであればNHKに対する罰則などインターネットサービスもしっかりと規律を持って行ってほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人2】</p>		
124	<p>○ 「公共放送であるNHKが、このデジタル時代にどのような役割を果たすべきか」 「インターネット活用業務の在り方」 について論じる前に、NHK自体の存在意義などが議題俎上にあがらなかったのは遺憾である。 NHKの受信料による放送体制については見直ししなければならないと思う。今回の公共放送WGもNHKの放送体制ありきで、ネット業務について会議が進められたように感じた。 百歩譲ってNHKがネット利用による業務を行うことには反対しないが、それを本来業務で行うことには反対だ。 任意業務でネットからNHKを利用する人々に対して課金すればいい話。 総務省さんはテレビのスクランブル化について「公共放送にそぐわない」旨のコメントを以前に出していると思いますが、それなら、税金化して国営にすればいいと思います。 総務省さんは「番組の公平性が～」とか言い出すのでしょうか、現在のNHK予算を国会に通すやり方だって、公平性は担保されていない。 その時の与党に影響される可能性はゼロではないでしょ？ 今のやり方が公平だというならなら証明してほしい。 さらに千歩譲って受信料方式を認めるにしても、国民が金額を決められない契約の強制について認められないと思う。 そしてNHKが肥大化過ぎている、さらに現在の社会経済状況を見て、まだ受信料が高い。 番組のジャンルごとに整理し、受信料でやるもの、番組対価付加（ペイテレビ）でやるものを仕分けして年間受信料5000円～10000円（衛星含）程度でな</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、本検討会においては、国民の知る権利に奉仕するメディアの一員であるNHKがどのように振る舞えば、民間放送事業者や新聞社・通信社等とあいまって、豊かなコンテンツを国民に届けられる社会になるかといった観点から、関係者の意見を丁寧に聴きつつ、議論を重ねてきたところです。また、業界の問題のみにとらわれるのではなく、国民生活に浸透した放送、その中のNHKの将来の方向性について、放送番組が重要な役割を果たしている我が国のコンテンツ産業全体の将来の方向性を視野に入れつつ、国民・視聴者の目線を常に意識して検討を進めてまいりました。 その結果、視聴者に継続的・安定的に放送番組を届けていくことなどが公共放送としてのNHKの役割であり、そうした役割を担っていく上では、テレビなどの受信設備を持たない人に対してもインターネットを通じて豊かで、かつ、よい放送番組を提供する責務を課すことが必要であるとの結論に達しました。 また、放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォースにおいては、NHKは、公共放送として、「豊かで、かつ、良い放送番組」を提供することに加え、放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国放送業界全体の発展に貢献していくことが求められている</p>	無

	<p>いと現在の国民には理解されないと思いますよ。 「豊かで、かつ、良い放送番組」「放送及びその受信の進歩発達に必要な業務」のために受信料をいくらでも取っていいという理由にはならない。 特に前者「豊かで、かつ、良い放送番組」は解釈の仕方ではNHKが何とでもいえる。 本来業務もその上限額を設けるべきである。 バラエティ・スポーツ・音楽など生活するうえで絶対的に必要な情報ではないものはスクランブル化すべきだと思う。</p> <p style="text-align: right;">【個人3】</p>	<p>ことなども議論してまいりました。</p>	
125	<p>○ NHKプラスのサービスですが、地方では東京よりも劣化したサービスが使われています。同時配信はなく、見逃し配信も放送からだいぶ遅れて提供されます。本来業務化の中で地方のサービスが取り残されないように配慮をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【個人4】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
126	<p>○ 「NHK教務全般」について 協会のインターネットを用いた必須業務としての範囲拡大は絶対的に必要であり、これを推し進める事に賛成する 某政党が流している様なあらゆる誤解やデマについては断固として排し、誰もが納得する事は難しいにしても、ある程度納得出来る様な制度設計にすべきだ 地上波のスクランブル化についてはB-CASシステム上、そもそも想定していない形式である為、技術的に不可能であるとする論文なりを技研が公表する必要があると考える 要請放送についても、協会の業務について理解し得ない者を徹底的に無視し、小異を捨ててそれ以外の理解ある国民に説明すべきである</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。なお、本検討会としては、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきものと考えます。</p>	無
(1) 必須業務化の是非と範囲			
127	<p>○ NHKのインターネット活用業務の必須業務化に関し、本案にて提言があった課題が解決されることを前提に賛同致します。 必須業務化においては、放送技術面において従前NHKが担ってきた開拓者としての役割を、インターネットにおける放送番組を配信する領域においても同様に担い続けて頂き、その知見が放送メディア全体の資産として有効に利活</p>	<p>衛星放送、国際放送、地上波ラジオ放送については、十分に議論が尽くされたとは言えず、継続して検討を行い、年内を目途に結論を得たいと考えています。その際、必要に応じてラジオ局からもヒアリングを行うことを想定しています。</p>	無

用されることを希望します。
諸外国においても検討が進んでいる、小規模サテ局のブロードバンド代替における「輻輳」や「遅延」の課題解決にもつなげる可能性のある5Gブロードキャスト（プロトコル）等に関して、より具体的な技術及び制度面の検討を希望します。

今後、ラジオのインターネット活用業務の必須業務化の検討においても、全国の民放ラジオ局や関連企業、特に系列に属していない独立FM局へのヒアリング等の実施を要望します。

放送コンテンツが、真に国民より必要とされるものとして機能し続けられるよう、第22回会合における構成員からの発言のとおり、視聴者（Customer）ファーストの視点で制度整備が進められることを要望します。

【株式会社J-WAVE】

- 意見2：NHKのインターネット活用業務の在り方の議論において、最も重視されるべき利用者（契約者）の利益に関する考慮が著しく欠けている。少なくとも、地上放送と衛星放送のインターネット活用業務は同時に開始すべきである。

該当箇所：別添2 P.10 3. NHK のインターネット活用業務の在り方 (1) 必須業務化の是非と範囲

衛星放送の同時・見逃し配信の必須業務化先送りは、年内を目途に結論を得るとは言え、現在衛星契約を行っている「利用者」を軽視する議論の進め方と言わざるを得ない。衛星契約をしている利用者にとって、費用の高い衛星契約をしているにもかかわらず、地上放送のみが同時・見逃し配信が必須業務化されることは納得できない。また、衛星放送の同時・見逃し配信にあたっては、衛星契約者に限って利用できる仕組みが導入されるべきである。NHKの経営を支えているのは利用者（契約者）であることを忘れず、議論が進むことを望む。

【個人24】

- 費用負担をする意思があり、かつ受信設備以外でNHKの放送番組を視聴したいというニーズを拾うことができるので、地上波テレビ放送のインターネットによる同時・見逃し配信を必須業務にすることに賛成する。

	<p>衛星放送及び国際放送については、必須業務にするか否かは別にしても、希望者が追加の料金負担をすることで同時・見逃し配信を視聴できるようにすべきである。</p> <p>地上波ラジオ放送の同時・聴き逃し配信については、必須業務化すべきであるが、放送法第64条ただし書きにおいて、「ラジオ放送に限り受信することのできる受信設備のみを設置した者」については、受信料支払義務がないとされていることから、現行の「らじる★らじる」や「radiko」を踏襲し、これらのサービスのみを利用する者からは料金を徴収すべきではない。</p> <p style="text-align: right;">【個人13】</p>		
128	<p>○ テレビ受像機を持たない人にもNHKのテレビ番組をインターネットを通じて視聴できるようにすることについて理解はできますが、少なくとも上記の「NHKの公正競争配慮義務」の法制化、受信料制度との整合性や財源問題の整理に対する国民の理解も得られていないなかであっても「必須業務化」すべきなのか疑念があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p> <p>○ 視聴者の行動が、テレビ放送を通じた視聴から、インターネットを通じた視聴へと確実にシフトしている現状を鑑みると、放送番組と同一情報をネットで届けるという考え方は、国民の知る権利にこたえるという観点では理解できません。しかし、NHKオンデマンドのようなサブスクでも放送番組と同じ情報を得ることができる現状において、必須業務化が視聴者への押し付けにならない配慮が必要と考えます。そのためにも受信料制度についての具体的な議論をまず行い、その上で必須業務化の内容を議論されることを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【テレビ大阪株式会社】</p>	<p>本検討会としては、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきと考えます。</p> <p>また、受信料制度は、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者から広く公平に負担を求めるものであり、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者についても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」(放送法第64条第1項)と同等と評価される行為を行った者とするのが適当であると考えています。</p> <p>なお、NHKの業務は、国民・視聴者の理解を得て実施していくべきことは当然であると考えます。</p>	無
129	<p>○ 放送法(20条、64条、86条)に基づき、今後のNHKのネット事業とネット視聴者からの負担金を規定しています。多種多様な事業者・団体・個人が自由競争をしているネットの世界に多大な影響を与える法規制を「放送」「放送法」「放送制度」の観点で定めるべきなのか、疑問があります。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>放送法は、放送の基本法であると同時に特殊法人であるNHKの根拠法でもあり、NHKの業務についても規定するものとなっています。</p>	無
130	<p>○ 取りまとめ案は当該部分に限らず、随所で「メディアの多元性」と「放送</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、</p>	有

	<p>の二元体制」という言葉を混在させ、「メディアの多元性」より「放送の二元体制」を重視する表現を採用しています。公共放送ワーキンググループでは、NHKのネット事業によって放送以外の事業者・団体への悪影響を懸念する意見があり「メディアの多元性が損なわれかねない」という論点が出ていました。にもかかわらず「放送の二元体制」を「多元性」より重要視するような表現は賛同できません。上述の疑問と同様に「ネットを放送の観点で規定する」ものと言わざるを得ません。</p> <p>取りまとめ案は2（1）でコンテンツ市場では「放送は3割近く」と紹介しています。自ら「7割は放送以外」と指摘していることも踏まえ、取りまとめ案の該当箇所すべてで「放送の二元体制」よりも「メディアの多元性」を重視して制度設計をすると修正すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を含むメディアの多元性」等に修正させていただきます（7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ）。</p>	
(2) 必須業務として配信すべき情報の範囲			
131	<p>○ NHKのインターネット活用業務の必須業務化について 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。</p> <p>民放連は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則と提案しました。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。</p> <p>ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。</p> <p>民放連は受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提案しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。</p> <p>必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論するとのことですが、必須業務との線引きを行い、抜け穴とならないようにすべきです。</p>	<p>本検討会としては、制度化に当たって、インターネットを通じて提供すべき情報の範囲をあらかじめ法律において限定列挙することは、言論報道機関としての性格を有するNHKに対する過度の制約となることから適当ではなく、テキスト情報等の外延を画定する方向で検討すべきであり、費用負担者にどこまで提供すべきかといった点も含め、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。要する費用についても競争評価の重要な一要素と考えています。受信契約に紐づく認証の可否についても競争評価のプロセスを経て決定されるものですが、本案のとおり災害時の緊急情報など費用を負担する者以外への提供が必要な場合もあり、このような場合を除き、受信契約に紐づく何らかの認証が基本と認識しています。</p> <p>また、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えており、そのことは本案において明ら</p>	無

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 放送番組以外のコンテンツの範囲について、「放送法に定性的に規定する」としたことには強い懸念がある。理解増進情報の「放送番組に対する理解の増進に資する情報」というあいまいな定義がなし崩し的な業務拡大につながってきたことを踏まえると、厳格なルールが必要だ。

放送番組以外のコンテンツとして例示されている「(ii) 放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」は現在の理解増進情報の考え方との差異は極めて小さく、なし崩し的な業務拡大が懸念される。理解増進情報は競争の不公正さや、受信料制度との矛盾が繰り返し指摘されたからこそ、取りまとめ案でも「廃止されるべき」とされた。現状の反省を踏まえるならば、現行制度の課題を指摘している以上、少なくとも(ii)は削除すべきだ。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

民放連と共に当社は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくは明確に限定すべきと考えます。

民放連は、WGの場などを通じ、受信契約者と非契約者の公平性担保（フ

かであると考えています。

任意業務の在り方に対する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。

リーライド防止)や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提起しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。

必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論することですが、拙速な結論は避け、NHKが真に行うべき業務であるかどうか、NHKの在るべき公共性の議論に関連付けて丁寧な検討が行われることを強く要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

【札幌テレビ放送株式会社】

- 日本民間放送連盟2023年8月「放送の多元性確保に向けたご提案」にある「受信契約者と非契約者の公平性担保」の考え方と当社も同意見です。すなわち、現在、無料・無認証で閲覧・利用できるNHKの「報道サイト」や「ニュース・防災アプリ」について、フリーライド防止や民間事業者との公正競争確保の観点から、原則として受信契約に紐づいた認証を必須とすべきであり、例外は、災害関連、国民保護関係など法律に基づく義務的分野に限るものと考えます。

【株式会社仙台放送】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。
民放連と共に当社は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情

報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

民放連は、WGの場などを通じ、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提起しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。

必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論することですが、拙速な結論は避け、NHKが真に行うべき業務であるかどうか、丁寧な議論が行われることを強く要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社山梨放送】

- 放送番組以外のコンテンツ（テキスト情報等）について現在の理解増進情報の制度を廃止し再整理することに賛同します。

その再整理では拡大解釈されることがないように、情報の範囲を明確に限定すべきと考えます。

【北日本放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。
民放連と同様に当社は、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原

則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

当然のことですが、地上波放送は行っても配信権を持たずに現時点で配信できていないコンテンツがある場合、民間がすでに配信を行っている場合は、NHKは新たに配信権の獲得を求めるべきではないと考えます。

放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があると考え、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除するか、より明確に限定すべきと考えます。

取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。民放のネット配信には従来から放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【朝日放送テレビ株式会社】

- NHKのインターネット配信を必須業務とする場合に、市場競争の毀損を防ぐ観点に加えて、テレビ受信機設置に基づく受信料で主に費用が賄われる実態をふまえるべきという観点から、インターネット活用業務全体に対する費用上限を、引き続き設定することを強く要望いたします。

また上記の費用上限の設定と合わせて、任意業務として残るインターネット活用業務の内容についても具体的に限定し、業務範囲がなし崩し的に拡大しないよう歯止めをかけることが重要と考えます。

放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は拡大解釈が可能な曖昧な表現で、理解増進情報という曖昧な名称のもとに起きた結果を鑑みて、内容を具体的に限定することを要望いたします。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのインターネット配信に対する規律に変更がある場合でも、それを端緒として民間放送事業者へ新たに規律が及ぶことはあってはならないと考えます。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ NHKのインターネット活用業務の必須業務化について

現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則と提案しました。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社鹿児島読賣テレビ】

○ 取りまとめ案では、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は

「放送と同一の内容を基本」とする考え方を示している以上、インターネット向けの独自コンテンツは配信しないことを明確に示すべきです。インターネットで提供できるコンテンツの範囲・費用に関する規定・運用の基準を策定して、外部に公表する必要があります。

「取りまとめ(案)」で放送番組以外のテキスト情報等について「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」という記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。取りまとめ(案)で現在の理解増進情報について「放送番組に関連付けられた補助的な範囲のものとは考えづらいものも含め」などと現状の問題点を指摘していること・公共放送WGで構成員からテキスト情報について「何らか

の例示的列挙をしていただく必要がある」という意見が出たことも踏まえて、「解説・補足は含まない」等より明確に規定すべきです。

受信契約者と非契約者との公平性担保や民間事業者との公正競争確保の観点から、放送番組以外のテキスト情報についても、受信契約及び受信契約に紐づいた認証との関係を明確に規定すべきです。

必須業務化に伴って、インターネット活用業務の中で任意業務がどうなるのか、明らかにされていません。任意業務が抜け穴となって、インターネット活用業務全体でみると現状よりも拡大することがないように、任意業務は最小限の範囲に限定すべきです。

「費用についても、競争評価を実施するに当たっての重要な一要素」との記載は重要であり、インターネット活用業務全体の費用上限を引き続き設定すべきです。

【株式会社TBSテレビ】

- 構成員の中でもアクセシビリティ、国民の生命・安全に関わる伝達の範囲、テキスト情報の提供範囲など、一部異なる意見もあり、まだまだ議論は十分でないと考えます。今後、受信料制度との整合性や予算的に実施可能であるのかを含めての丁寧な検討が必要です。

【関西テレビ放送株式会社】

- インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲として、本案が「放送番組と同一の内容を基本」としたことを評価します。

また、これまで、なし崩し的に拡大してきた「理解増進情報」を廃止することは極めて適切です。

しかし、本案には「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定する」との記述があります。これは極めて曖昧な定義であり、現在の理解増進情報と同様、拡大解釈により業務範囲がなし崩し的に広がる懸念があり不適切だと考えます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- <NHKのインターネット活用業務の必須業務化について>
現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

インターネット活用業務の在り方に於いてNHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。また、地方向け放送番組の配信拡大については、民放ローカル局の事業運営への影響を十分に配慮いただくよう要望します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。地域情報の発信についても拡大解釈される懸念があります。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくはより明確に限定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、任意業務の在り方についてしっかりと議論する必要があります。今後、衛星放送、国際放送、ラジオ放送のネット配信の位置付けについて議論することですが、拙速な結論は避け、NHKが真に行うべき業務であるかどうか、NHKの在るべき公共性の議論に関連付けて丁寧な検討が行われることを強く要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放事業者に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放事業者のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社静岡第一テレビ】

- NHKが理解増進情報を再整理し、必須業務化する場合の業務範囲を「放送番組の同時・見逃し配信」、「報道サイト（放送と同一の情報内容の多元提供）」と設定したことは妥当であると考えます。しかし、「必須業務として提供するテキスト情報等は、（中略）番組表などの放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定する」と記載されており、拡大解釈の余地があります。「放送番組を補完する情報」がどのようなものなのか、具体例を出すなど、明確にする必要があると考えます。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

- 放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、削除、もしくは限定すべきと考えます。

【西日本放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。
放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくは明確に限定すべきと考えます。
必須業務化にあたっては競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

【株式会社宮城テレビ放送】

- 広島テレビは、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。
必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

【広島テレビ放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。
民放連と共に、NHKは放送と同じものをネットに出すことが原則との認識です。取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。
ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に

密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、削除する、もしくは明確に限定すべきと考えます。

民放連は、WGの場などを通じ、受信契約者と非契約者の公平性担保（フリーライド防止）や民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証が必須と提起しています。放送番組以外のテキスト情報等についてもその趣旨が反映されたものと理解します。受信契約に紐づいた認証を必須とする方向性を明確に記載していただくよう要望します。

必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には元々放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツの配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

【株式会社テレビ信州】

- 現在の理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

【北海道放送株式会社】

- 取りまとめ案は、NHKが必須業務として提供するテキスト情報等は放送と同一の内容を基本とする考えを示しており、ネットオリジナルコンテンツ

の配信はおこなわないものと理解します。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛成できません。拡大解釈の余地のないよう、より明確に限定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。この趣旨は公共放送WGで複数の構成員が言及していました。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【北海道放送株式会社】

- 必須業務化にあたって競争評価の仕組みを導入するとしても、NHKのネット配信全体の費用上限を引き続き適切に設定すべきと考えます。

必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。民放のネット配信には放送法上の規律がなく、変更がない旨を明記していただくよう要望します。

【株式会社長崎国際テレビ】

- 「現在の理解増進情報の制度は廃止され」の部分は賛同する。

ただし、放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」との記載は、現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があり、賛同できない。

なし崩し的な拡大にならないよう、より明確に限定すべきだ。

NHKはこれまで「理解増進情報」の名のもとに、なし崩し的に範囲を拡大してきた。

民間事業者がコストをかけて築き、コストを回収しないと成り立たない一方、NHKは受信料制度に支えられ、コストの回収を一切必要としない組織だ。

ここには公正な競争環境は成り立たない。

民間事業者との公正競争確保の観点から、受信契約に紐づいた認証を必須と

すべきだと考える。

【讀賣テレビ放送株式会社】

- NHKのインターネット活用業務（以下、ネット業務）の必須業務化について

災害時の緊急情報など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度が高い重要な情報を除き、NHKのネット業務においては放送と同一内容のもののみを配信すべきだと考えます。国民の知る権利への奉仕という観点から、テレビなどの受信設備を持たないインターネットを通じて視聴する利用者に対しても安全・安心な放送コンテンツを届けることがNHKのネット業務の必須業務化の目的であることから、放送と同一にすべきだと考えます。

理解増進情報の制度を廃止することに賛同します。

「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報」については、その定義が曖昧であり、これまでの理解増進情報がなし崩し的に拡大したことで、民間報道機関の経営に悪影響を及ぼしたと思われることから、必須業務の対象とすべきではないと考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

- 現状の理解増進情報が廃止されることには賛同します。ただし、NHKが必須業務として提供する情報は基本、放送番組と同一としていることから、放送番組そのものではない情報については、災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる緊急度の高い重要情報に限定すべきと考えます。放送番組に密接に関連する情報または放送番組を補完する情報は現状の理解増進情報と同様に拡大解釈される懸念があるため賛同できません。

【テレビ大阪株式会社】

- 放送番組以外のコンテンツの範囲について、「放送法に定性的に規定する」としたことには強い懸念がある。曖昧な定義がなし崩し的な業務拡大につながった「放送番組に対する理解の増進に資する情報」（理解増進情報）と同様、「定性的」という表現では、抽象的になってしまい、理解増進情報の二の舞になる危険性が高い。「定性的」を削除し、より具体的に範囲を明記するべきだ。

放送番組以外のコンテンツとして例示されている「(ii) 放送番組に密接に関

	<p>連する情報又は放送番組を補完する情報」は、現在の理解増進情報の考え方とほぼ同意で、再びなし崩しの業務拡大が懸念される。「看板の架け替え」は認められない。理解増進情報は公正競争の課題や、公平性が求められる受信料制度との矛盾が繰り返し指摘されたからこそ、取りまとめ案でも「廃止されるべき」とされた。現状の反省を踏まえるならば、少なくとも(ii)は削除すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
132	<p>○ 日本民間放送連盟が2023年8月に同ワーキンググループに提出した「放送の多元性確保に向けたご提案」にある通り、NHKがテレビ放送で果たしている公共的役割をインターネットでも果たしたいとするならば「放送と同じものをネットに出す」ことが原則であると当社も考えます。よって、本取りまとめ(案)左記のパートで「1. 放送番組と同一のもの(映像及び音声)」としたことは妥当です。また「2. 放送番組以外のコンテンツ(テキスト情報等)」で現制度の理解増進情報制度の廃止を謳ったことも妥当です。しかしながら、限定的に例示されている放送番組密接関連情報や放送番組補完情報に関して放送法にその旨を定性的に規定するとした点は一定の評価をしつつも、現行の理解増進情報のようになし崩しの拡大に対する懸念もぬぐい切れません。その意味で、提言されている「担保措置としての競争評価の仕組み」や「競争レビュー(仮称)」の定期的実施、その他の放送の二元体制維持のための担保措置については、確実に実効性のある実施と運用を強く望みます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社仙台放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。</p>	無
133	<p>○ 本案では必須業務化の業務範囲に、まず放送番組そのもの(映像及び音声)の提供を挙げています。しかし例えばスポーツ中継など、現在NHKは配信権をもたず、既に民間で配信サービスが成立しているコンテンツについて、NHKが必須業務化を理由に新たに配信権の取得に乗り出すことのないルール確立を強く要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社MBSメディアホールディングス】 【株式会社毎日放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
134	<p>○ 「テレビなどの受信設備を持たないがインターネットを利用できる環境にある者から、インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHKには放送番組を提供する義務が生じる。」 上記案文から読み取る限り、必須業務として配信する内容は、放送番組と同</p>	<p>本検討会の議論においては、「NHKに対してインターネット上も含めて適切な情報発信をする役割を求めていく上で、動画であるか、テキストであるかということとを区別する必要はあまりないのではないか」、「エビ</p>	無

一の内容で必要かつ十分であり放送番組以外のコンテンツを同じ組上で議論されていることに違和感を感じます。

ただし放送番組以外のコンテンツとは、番組表など、放送波から得られる番組以外の情報のことを指すのなら理解できますが、放送波では得られない情報の配信を必須業務とするべく検討をするのであれば別途の議論とすべきではないでしょうか。(国民の生命安全に関する緊急時の対応などは除いて) また現在の理解増進情報といったかようにも拡大解釈できるような文言は不適切であり、案文の中の番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定すること”でも曖昧さが残ります。誰にも是非の判断ができるような線引きのルールを今後検討し明示すべきと思います。

【株式会社テレビ愛媛】

- 「(テレビを持たない人であっても) インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴したいとの求めがあれば、NHKには放送番組を提供する義務が生じる」など、必須業務化の理由や意味に関する記述はあるものの、「放送番組」の同時配信・見逃し配信の必須業務化の説明に過ぎない。「放送番組以外のコンテンツ(テキスト情報等)」を必須業務として配信すべき範囲に含めることに明確な意義がないならば、必須業務化の範囲に含めるべきでない。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

- 必須業務化の「是非と範囲」について説明した3(1)では、「放送番組と同一なもの」を「放送ではないネットで流し、受信料と同様の負担を視聴者に求める」という提案を放送法に依拠して説明しています。「放送番組と同一ではないもの」を「ネットで流す」ことについては、該当部分で理由・根拠を示していません。にもかかわらず3(2)②では「放送番組以外のコンテンツ(テキスト等)」を必須業務にすべきだと指摘し、その理由を「NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案」と記しています。「NHKの設置趣旨」も「国民の知る権利への奉仕」も「放送」に関して規定されているものではないのでしょうか。「放送番組と同一」であれば「放送法」や「放送の規定」で根拠づけることは理解できます。一方で「放送番組と同一ではないもの」を「放送の規定」に依拠してネットに流すのは拡大解釈といえないのでしょうか。ネットを放送の観点で規定してしまう

デンスに基づく適切な競争評価の中で、無用の悪影響を及ぼすようなサービスをできないようにしつつ、国民・社会にとって必要なサービスをNHKのミッションとして認めていくことが必要」、「テキスト情報の提供が国民にとって有益であることも否定できないため、競争への影響評価を前提に、テキスト情報の提供を行う余地を今回の制度改正で認めておくことが適当ではないか」といった指摘がありました。

また、NHKからは、インターネット活用業務を必須業務化する場合の業務範囲について、「放送番組の同時・見逃し配信」と「報道サイト(放送と同一の情報内容の多元提供)」が基本であり、これ以外は「放送と同様の効用が異なる態様で実現されるもの」について限定的に提供することを想定しており、テキスト情報については、放送と同一の情報内容についてインターネットの特性に合わせたものを提供することが基本であるとの考えが示されています。

こうした議論を踏まえて、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多元的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましく、配信するテキスト情報等の範囲については、放送番組と同一の内容を基本とし、その具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。その上で、NHKは、競争評価に関する検討の場において、「放送と同一の情報内容」や「放送と同様の効用」についてより分かりやすい説明に努めるとともに、提供する情報の範囲等について明確な説明に努めるべきであると考えています。

	<p>問題点を考えれば「放送番組以外のコンテンツ（テキスト等）」は「放送番組と同一」に限るべきだと考えます。</p> <p>なお3（2）②（i）で言及している「災害時の緊急情報や重大事件など国民の生命・安全に関わる伝達の緊急度の高い重要な情報」は、その重大性を鑑みてNHKは既に常に放送番組中にも速報テロップなどで随時流しています。放送番組の文字放送と同様に「放送番組と同一」のコンテンツを流すことは賛同します。</p> <p>そもそも「必須業務化の意味」について、3（2）①は「NHKの放送番組について、放送、ネットといった伝送手段を問わず、視聴者に継続的・安定的に提供することが必須業務化の意味するところ」と明確に書いています。「テレビを持たないネットの視聴者にNHKの放送番組を届ける」というのが必須業務化であるのであれば、3（2）②（ii）は矛盾を含んだ規定ではないでしょうか。3（2）②（ii）は「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等」と書いています。「テレビを持たない人」は「放送番組をみない人」のほずです。放送番組をみない人になぜ「放送番組に密接に関連する情報・放送番組を補完する情報等」を届けるのでしょうか。必須業務化の意味を「ネット視聴者に放送番組を届ける」と定義している以上、提供範囲は「放送番組と同一」であるべきです。取りまとめ案で必須業務の範囲は「放送番組と同一」が基本である、と繰り返し強調した点も考慮して「放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等」は削除すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>		
135	<p>○ 必須業務化に伴い、放送法におけるNHKのネット配信に対する規律が何らかの変更があるとしても、公共放送ワーキングにおいて同じ趣旨で複数の構成員からの発言があったように、民間放送事業者に規律が及ぶことはあってはならないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 必須業務化に伴い、放送法においてNHKのネット配信に対する規律に何らかの変更があるとしても、民放に規律が及ぶことがあってはならないと考えます。この趣旨は、公共放送WGで複数の構成員が言及していたものと理</p>	<p>本検討会としては、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のような法律上の規制は課さず、NHKを含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えており、そのことは本案において明らかであると考えています。</p>	無

	<p>解しています。民放のネット配信には放送法上の規律がなく変更がない旨を明記していただくよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p>		
136	<p>○ 今回の必須業務化の方針にあたり、現在の理解増進情報の制度は廃止されるべきとされていますが、その意味や範囲、そして今後の扱いに関して、NHKの説明を聞いても依然あいまいさを感じます。ローカル局にとって、現在でさえ、地域のニュース出稿本数などで優位に立つNHKの配信の必須業務化はまさに脅威といえます。必須業務化するのであれば、まずは範囲を明確にし、「放送番組と同一のもの」の範囲に徹することを大原則とすべきだと考えます。また、今回盛り込まれた、放送の二元体制確保のための担保措置としての競争評価の仕組みは、非常に重要と考えます。実効性のあるものにするためにも、広く関係者の知見や意見を集約する場を作るべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【四国放送株式会社】</p>	<p>本検討会としては、NHKによる理解増進情報の提供によって、民間放送事業者その他の民間報道機関の経営が、実際にどの程度の悪影響を受けているのかについては、エビデンスベースで検証していくことが必要と考えています。また、配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきであり、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。</p>	無
137	<p>○ NHKのインターネット活用業務の無限定な拡大につながっていた「理解増進情報の制度は廃止」とすることに賛同します。必須業務は、基本的に「放送と同一」のコンテンツと考えます。</p> <p>放送番組以外のテキスト情報等について、「番組表など放送番組に密接に関連する情報又は放送番組を補完する情報等に限定する」との記載は、現状の理解増進情報と異なり、無限定に拡大することなく、抑制的な運用を求めると理解します。</p> <p>運用に関して、「放送法に定性的に規定する」と記載されていますが、実際の法律案作成に当たっては、後述の担保措置（競争評価）を含め、十分に実効性のある法的枠組みを構築するよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>御指摘のとおり、配信するテキスト情報等については無限定に拡大することなく、公正競争確保の観点から抑制的な運用が求められるものであり、今後、総務省において本案を踏まえて競争評価の制度設計を進めるべきであると考えています。</p>	無
138	<p>○ 「理解増進情報制度の撤廃」に賛同するとともに、「放送番組と同一の内容」を基本とするべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエスフジ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
139	<p>○ 理解増進情報は公正な競争が成り立たないだけでなく、受信料制度との整合性の観点からも問題がある。「インターネット活用業務を必須業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報は廃止されるべき」との記述があ</p>	<p>理解増進情報は、NHKの放送番組に編集上必要な資料その他のNHKの放送番組に対する理解の増進に資する情報（これらを編集したものを含む。）として、インタ</p>	無

るが、必須業務化するかどうかにかかわらず廃止すべきだ。

【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】

- 現行の理解増進情報に関して「なし崩しの拡大であり、収支を勘案してネット事業に取り組む民間放送事業者その他の民間報道機関の経営に悪影響を及ぼしているのではないか」との指摘を紹介した点に強く賛同します。NHKについて「受信料を財源とすることがいわゆる国家補助 (state aid) に該当し得る」「特に有力な公的事業者が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪める恐れがある」との意見を明記した部分にも賛意を示します。NHKは受信料を財源に、年間6500億円前後の収入を得て、1万人規模の職員を抱える日本最大のメディアです。他の民間放送事業者や新聞社・通信社などでこれほど強大な基盤を持つメディアはありません。

取りまとめ案では「公正競争」が重要、という指摘が多々ありましたが、そもそも「国家補助に該当し得る」巨額の財源で運営する組織と、購読料や広告収入で運営する通常の民間企業では「競争」は成り立たないと考えます。現行の理解増進情報が放送のための受信料で賄われ、巨費が投じられている状況は一刻も早く是正すべきです。

該当部分ではNHKの意見も紹介しています。「テキスト情報は放送と同一の情報内容をネットの特性に合わせたものを提供するのが基本」と記しています。取りまとめ案では「ネット活用業務を必須業務化する場合は現在の理解増進情報の制度は廃止」と記していますが、NHK自身や構成員の意見を考慮すれば、理解増進情報は必須業務化を前提とすることなく、迅速に廃止すべきです。

理解増進情報の経緯からみても、必須業務の範囲から「放送番組と密接に関連する情報・放送番組を補完する情報等」は削除すべきです。現行の理解増進情報が導入された際も「放送の補完」といった趣旨が掲げられ、結果として取りまとめ案でも言及された「なし崩しの拡大」を招きました。経緯を重く受け止めたうえで制度設計をするべきです。

【株式会社日本経済新聞社】

- 理解増進情報は公正な競争が成り立たないだけでなく、公平性を掲げる受信料制度との整合性の観点からも問題がある。「インターネット活用業務を必須

ーネット活用業務において提供することが放送法上認められているものであり、その具体的な情報の範囲は、NHKインターネット活用業務実施基準において規定されていると承知しています。

また、必須業務として配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えています。

その上で、公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、要望・指摘があったことも勘案して、今後の法制化の過程において検討すべきと考えており、そのことを本案でも指摘しています。

	<p>業務化する場合は、それに伴って、現在の理解増進情報は廃止されるべき」との記述があるが、必須化するかどうかにかかわらず廃止すべきだ。</p> <p>【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
140	<p>○ 具体的な範囲や提供条件については競争評価のプロセスを経て定められているが、国民・視聴者にとって重要な関心事項だ。議論の出発点として、NHKが早急に自身の考え方を具体的に示すべきであり、総務省はそれを促すべきだ。また、ネット業務の一部が「任意業務」として残ることがあるかどうか、有料か無料かも含めて明らかになっていない。早急に具体的なインターネット業務の全体像を示すべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 具体的な範囲や提供条件については競争評価のプロセスを経て定められているが、議論の出発点として、ネット業務の一部が「任意業務」として残るかどうかも含めて、NHKが早急に具体的なネット業務の全体像を示すべきであり、総務省はそれを促すべきだ。</p> <p>【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであり、その場において、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。なお、NHKのインターネット活用業務のうち、少なくともNHKオンデマンドについては任意業務として残ると考えています。</p>	無
141	<p>○ NHKのネット業務拡大は、放送政策にとどまらない影響がある。取りまとめ案は検討の目的や担保措置について、「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制」との記述が繰り返されている。しかし、WGで複数の構成員からメディアの多元性の重要性について繰り返し言及があったように、放送の二元体制にとどまらない課題だという点は共通認識となっているはずだ。「放送の二元体制」との記述を「メディアの多元性」と修正しなければ、議論を正確に反映しているとは言えず極めて不適切だ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 取りまとめ案は、検討の目的や担保措置について、「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制」との記述が繰り返されている。しかし、インターネット世界のプレーヤーは、放送の二元体制を意味する「NHKと民放」にとどまらず、新聞、通信社などを含んでおり、「より大きなメディアの二元体制」(NHKとNHK以外の全メディア)と言える。インターネット世界では「放送の二元体制」だけでなく、「より大きなメディアの二元体制」維持が目的となるべきだ。従って、「放送の二元体制を維持する」ではな</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を含むメディアの多元性」等に修正させていただきます(7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ)。</p>	有

	<p>く、「メディアの多元性を確保する」ことが目的であるという趣旨に修正すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
142	<p>○ 前述の3(1)でも指摘しましたが「メディアの多元性確保」と「放送の二元体制」について、該当部分の表記は「放送は放送以外のメディアより重要である」という視点を強調しています。「NHKのネット活用業務の拡大は競争を歪め二元体制を損なうおそれがある」「メディアの多元性を確保するうえで重要な役割を果たす放送の二元体制が損なわれないことがないよう(必須業務の)範囲を限定して確定されるべき」といった表現は「ネットの世界でも放送の二元体制を最優先してすべての政策を検討すべきだ」という考えが背景にあるとみられかねません。今回の必須業務化の議論は、放送の法や規制の枠外に大きな影響を与えるものです。そうした法規制の外部にいる事業者からすれば「なぜネットの世界にもかかわらず、放送の二元体制が最優先なのか」という疑問が出てきます。前述の通り、あくまでも放送以外の事業者の立場を重視して「多元性を損なわないため」の判断をあらゆる部分で優先すべきだと思います。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「放送の二元体制を含むメディアの多元性」等に修正させていただきます(7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ)。</p>	有
143	<p>○ インターネットを通じて放送番組を視聴者に提供する業務を、(中略)「必須業務」として位置付けることにより(以下略)の文言について賛同しますが、同業務についてはNHKの「インターネット業務」から切り離して、「放送番組提供業務」として、放送と同等の規律を課すべきです。あわせて欧州のように、インターネットにおける放送番組の提供を放送法や著作権法上も制度上、放送と同等の定義付けをすることにより、民放も含めた放送番組のインターネットにおける展開を容易にするよう法改正を検討すべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
144	<p>○ 「NHKの放送番組を継続的・安定的に提供することが必須業務化の意味するところであるから(以下略)」の文言について「NHKの放送番組を」の後に「地方放送局発信の番組も含めた放送と同等の内容で」との文言を付加すべきです。相応の負担をユーザーに求めるのであれば、地域における放送番組提供も必須業務に含まれるとすべきであり、そうでなければ受信料との整合性を議論</p>	<p>今後の競争評価のプロセスを経て決定されるものではあるものの、NHKの地方局発信の番組も、同時配信の対象かどうかは別にして、必須業務の範囲に含まれると考えています。</p>	無

	<p>するとき矛盾が生じてくると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>		
145	<p>○ 「もっとも、NHKによるテキスト情報等の配信を認めるにしても（中略）放送の二元体制が損なわれることがないよう、その範囲を限定して画定されるべきである。（中略）現在の理解増進情報の精度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきである。」の文言について当該パラグラフごと削除すべきです。</p> <p>二元体制はあくまで、放送という限られた情報空間の中でしか成立しないものであり、それを維持したからといってインターネットを含めたメディアの多元性が確保できるとは限りません。</p> <p>NHKや民放などのネット上での競争相手はGAFAをはじめとする国境を超えたメディアであり、それと向き合うためにはNHKの業務範囲を限定することはかえってマイナスであり、現在の理解増進情報の制度を廃止することは適当ではないと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多元的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p> <p>他方、メディアの多元性が損なわれることがないように、テキスト情報等の範囲を限定して画定すべきであり、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合には理解増進情報の制度は廃止され、必須業務として提供されるテキスト情報等として再整理されるべきと考えています。</p>	無
146	<p>○ 「ii）番組表など放送番組に密接に関連する情報（以下略）」の文言について</p> <p>ii）「番組表」の後に「や放送番組の時間的制約のために載り切らなかった情報」を挿入すべきです。</p> <p>上記はワーキンググループにおける報告書案に掲載されていた文言であり、新聞協会が懸念を示したことに対して、構成員間での議論もないまま座長一任となり、取りまとめ（案）でいつの間にか削除されたことは、議論の積み上げによる制度の構築というこれまでのルールをなし崩しにするものであり、健全なやり方ではありません。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>御指摘の箇所は定性的に規定する場合の例として示したものであり、公共放送ワーキンググループでの議論を踏まえて修正したものです。放送番組の時間的制約のために載り切らなかった情報に対する御意見については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
147	<p>○ 新聞社メディアの事業継続性とNHKのテキスト情報発信をやめさせるべきという考えは切り離して考えるべきかと思えます。Twitter (X)・YouTubeによる個人発信が増えた現状、NHKテキストメディアがなくなったところで、新聞社メディアへのトラフィックが増えるとは考えにくく、誤情報などが増大するリスクの方が高いと考えられます。縮小しつつある出版社系メディア市場内における近視眼的な施策です。</p> <p style="text-align: right;">【個人7】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、NHKによる理解増進情報の提供によって、民間放送事業者その他の民間報道機関の経営が、実際にどの程度の悪影響を受けているのかについては、エビデンスベースで検証していくことが必要と考えています。</p>	無

148	<p>○ NHKの理解増進情報(テキスト情報)の提供制度の廃止には断固反対します。新聞業界や民放からは、民業圧迫という批判が出ていますが、そのような理由で国民が質の高い情報を得る手段の一つを奪われるのは理不尽です。新聞協会は情報の多様性の点を強弁していますが、多くの新聞社の新聞において、記事のほとんど(町内会レベルの記事以外)は同一の通信社から配信された記事に対して自社でわずかな加工しか加えずにそのまま掲載しているだけなので、そのような主張は失当です。民間との競争公平性は、理解増進情報に充てることのできる予算に上限を設けることで十分実現することができます。</p> <p style="text-align: right;">【個人14】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、NHKの設置趣旨に鑑み、国民の知る権利への奉仕という公的な側面を勘案すれば、民間放送事業者や新聞社・通信社等のほか、NHKを含めた様々な主体から、視聴者が多角的に情報を受け取ることができる環境を整えることが望ましいと考えています。</p>	無
149	<p>○ GIGAスクール構想が始まり3年が経ちました。私は現場で小学校の教員をしていましたが、一人一台端末を使った授業において、NHK for Schoolは欠かせない存在でした。番組としての編集方針がとても素晴らしく、授業の動機づけや深い理解のために、何度も授業で番組を流しました。また、番組やテーマに関連した豊富なクリップがとてもよくできていて、例えば理科の地層の学習など、身近な体験が難しい分野の学習などにおいて、児童が自分で動画クリップを選択し、調べてまとめるという学習は、欠かせないものでした。</p> <p>公募意見を拝見させていただき、NHK for Schoolの番組やクリップが使いにくくなってしまっているのではないかと、危惧しています。公開資料のp326にあるように、一般の方からの教育コンテンツへの期待は8割を超えています。番組及び動画クリップもこれまで同様に公開していただき、授業で活用できるようにしていただけることを、一教員として強く願います。国策として方針の示されたGIGAスクール構想のさらなる推進のため、動画クリップはこれまで通り残し、授業で学びを深めるものとしていただけますよう、よろしくお願いいたします</p> <p style="text-align: right;">【個人18】</p>	<p>配信するテキスト情報等の具体的な範囲や提供条件については、競争評価のプロセスを経て定める制度にすべきと考えており、今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無
150	<p>○ テレビ放送という業態はいずれ無くなる。つまり、放送と同じものしかインターネットに掲載できないということは、消滅させるということと同義と考えてよい。民業圧迫というのが本当にそうなのだろうか。NHKの存在意義から考えると、見たいものを見るというサブスクライブ制というよりも税に近いものになるべきと考える。つまり平等負担。格差が広がる中、セーフテ</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>インターネットとしてあるべきものという考え方をすべきだ。教育や福祉など日本という国を支えるもので、富があるものが有利なこの社会で、NHKにどう役割を持たせられるか、その根本を考えてほしい。</p> <p style="text-align: right;">【個人20】</p>		
151	<p>○ 意見3：理解増進情報に関する現行法の見直し、または、その解釈の変更について検討すべきである。</p> <p>該当箇所：別添2 P.10 3. NHK のインターネット活用業務の在り方 (2) 必須業務として配信すべき情報の範囲</p> <p>「意見1」で述べたとおり、デジタル時代においては、放送が含む情報の信頼性の高さを示すため、放送番組と必ずしも直接的に関連しない情報をインターネットにより発信する必要がある。すなわち、質の高い理解増進情報をインターネットで提供することは今後益々重要になることから、デジタル時代における理解増進情報の在り方については見直しをすべきである。例えば、「国民の知る権利への奉仕に資する情報」と「放送番組のみに対する理解の増進に資する情報」に分類し、後者については契約者に限って提供する仕組みを導入するなど。なお、インターネット活用が必須業務化することに伴い理解増進情報のインターネット提供が制限される可能性に、NHK自身が発言していることに危惧を感じる。放送番組だけがすべてとの考えでは、デジタル時代に放送事業者は生き残れないとの覚悟をもって事業に臨むべきである。</p> <p style="text-align: right;">【個人24】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
(3) 放送の二元体制を維持するための担保措置			
152	<p>○ 放送の二元体制を維持するための担保措置について</p> <p>「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略) 今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放連の提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと考えます。</p> <p>担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言は、民放連の提案を反映したものであり、賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。</p> <p>放送番組以外のネット配信については、既存サービスを含め、すべて競争</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>その上で、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・</p>	無

評価の対象であることを明記するよう要望します。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放サイドの提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと考えます。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言は、民放連の提案を反映したものであり、賛同します。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

【株式会社山梨放送】

【札幌テレビ放送株式会社】

【日本海テレビジョン放送株式会社】

通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。また、NHKは、その場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。

また、放送番組以外のインターネット配信については、既存のサービスを含めて、全て競争評価の対象とすることが適当です。

○ 検討会では、インターネット活用業務を必須業務する場合の業務範囲は、放送番組と同一の内容が基本となると示しており、NHKが、テレビ放送と同様に公共的役割をインターネットでも果たす意向を踏まえると、「放送と同一内容をインターネットでも出す」原則を踏襲するべきものと心得ます。放送コンテンツのネット配信の在り方に関しては、検討会での議論がなされたように「民間放送事業者とNHKの二元体制を情報空間全体で維持していくことが重要」とする前提を踏まえることが肝要であり、その上でNHKがネット業務を一方向的に拡大すれば、民間事業者との公正な競争やバランスをゆがめることにつながりかねず、NHKのインターネット活用業務に関しては、新聞協会や民放連など幅広い利害関係者が参画した準備組織の中で活用業務の是非や必要性を十分に議論することが必要だと考えます。検討会では、こうした担保措置としての競争評価の仕組みの必要性を説いており、仮にインターネット活用業務をNHKの必須業務に加えるのであれば、放送法においてNHKの公正競争確保の義務を定めるなど、多様な観点から担保措置の法的根拠を定めることも議論すべき事項と考えます。

【南海放送株式会社】

○ 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略) 今後の法制化の過程において検討すべき」との提言に賛同します。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同しません。実効性のあるものになるよう、検討を望みます。

放送番組以外のネット配信については、既存サービスを含め、すべて競争評価の対象であることを明記するよう要望します。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手す

ることを促す」との提言に賛同します。同時に早期の設定を要望します。

【北海道放送株式会社】

- 放送の二元体制を維持するための担保措置について
担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同しません。実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。

【東海テレビ放送株式会社】

- インターネット配信がNHKの本来業務化された場合においても、配信権はライツホルダーが保持するものであることに変わりはありません。インターネット配信の本来業務化が認められた場合には、それを理由に配信権の獲得を拡大することは極めて慎重であるべきと考えます。

民間では、スポーツの生放送番組など、広告付きで無料配信を行っているものがあります。既に放送を行っているという理由で、民間で配信しているスポーツコンテンツ等をNHKが新たにインターネット配信を行うことは、競争評価制度の検討以前に、明らかな民業圧迫であると言えます。

NHKは受信料で運営する団体であることを再認識し、民間のビジネスを毀損することがないように強く要望します。

「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、（中略）今後の法制化の過程において検討すべき」との提言に賛同します。引き続き、行政において法改正の検討を進めていただきたいと考えます。

担保措置としての競争評価をNHK以外の第三者機関において民放事業者・新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同します。

競争評価にあたり、NHKが策定する原案は、NHKが実施するにふさわしい公共性と公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、NHK自身が明らかにすることが重要です。業務内容とともに、実施計画および支出予算が記述されるべきものと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望し

ます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、今後の法制化の過程で検討すべき」との提言に賛同します。今後、NHKの義務が適切に法定されることを要望いたします。

競争評価について、NHK以外の第三者機関において民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとする提言に賛同します。総務省には、関係者が参加するこの協議体が形骸化せず実効性のあるものとなるための制度整備を、早急におこなっていただくよう要望いたします。

競争評価に際してNHKが策定する原案において、公共的価値があることと、放送の二元体制を損なわないことを、まずNHK自身が明らかにすることが重要で、競争評価の実効性を確保するために必須にすべきと考えます。

放送番組以外のインターネット配信については、新規サービスだけでなく、既存サービスを含め、全て第三者機関による競争評価の対象になると理解していますが、その旨を取りまとめに明記するよう要望いたします。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

- 放送の二元体制を維持するための担保措置について
「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、賛同します。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言には、強く賛同します。

民放事業者の参画の方法など実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。

NHKが策定する原案は、公共性を有し、放送の二元性を損なわないものであることが大前提であり、その為には、支出予算が明示された上で、その妥当性を第三者機関において判断すべきと考えます。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手

することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設置をあらためて要望します。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 担保措置としての競争評価を、「NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとする」との提言に、賛同します。電波監理審議会のような既存の審議会だけにこだわらずに、民放事業者や新聞社も参加する新たな場を設置することも含めて、民放事業者の意見がこれまでよりも反映されやすくなるように期待します。

担保措置としての競争評価は、新規のサービスだけではなく既存のサービスも対象となることを、明確に記載すべきです。特に外部プラットフォームを通じたコンテンツの提供について、どのような基準で運用するのか、必須業務化にあたって情報を開示するよう強く要望します。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同し、早期の設定をあらためて要望します。

【株式会社TBSテレビ】

- <放送の二元体制を維持するための担保措置について>

「公正競争に関してNHKが配慮すべき旨の義務を法定することについて、(中略)今後の法制化の過程において検討すべき」との提言は、民放サイドの提案を踏まえたものであり、賛同します。引き続き行政において法改正の検討を進めていただきたいと思います。

担保措置としての競争評価を、NHK以外の第三者機関において民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する仕組みとするとの提言に賛同するとともに実効性のあるものになるよう、検討を深めていく必要があると考えます。その場合は我々民放ローカル局の意見も取り込むべく配慮をお願いします。

競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同するとともに、早期の設定をあらためて要望します。

	<p style="text-align: center;">【株式会社静岡第一テレビ】</p> <p>○ 「NHK のインターネット活用業務を必須業務化する場合には、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保することが必要であり、この点を踏まえた担保措置を講じることが求められる。」に賛同いたします。加えて、「NHK が必須業務として実施するインターネット活用業務に要する費用についても…（中略）、市場に悪影響を与える可能性があれば、事前に競争評価を実施すべきである」にも賛同いたします。</p> <p>また、NHK が競争評価の仕組みを検討する上で、民間放送事業者、特にローカル放送局が検討の場に参加することは非常に重要であると考えており、ローカル放送局の声も十分に反映させるように努めるべきであると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ 「担保措置としての競争評価の仕組みは、まず、情報の提供主体であるNHK が上記の仕組みによって原案を策定し、その評価・検証を、NHK 以外の第三者機関（電波監理審議会等）が、NHK が必須業務としてのインターネット活用業務を開始する前など適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、エビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとするべきである。」</p> <p>放送の二元体制を維持するための担保処置として、民放連が提案した競争評価の仕組みが取り上げられていることは、有効な施策として評価します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ愛媛】</p>		
153	<p>○ 競争評価の仕組みにおいて、その評価・検証する場に、NHK 以外の第三者を入れることは必須条件だ。</p> <p>その場に民放事業者や新聞社など関係者の参加を得るとの考えに賛同する。その際に用いられるエビデンスは、新たに必須業務として始めるNHK 自らが出すべきだ。</p> <p>これまでNHK はインターネット予算の上限を、なし崩し的に、明確な理由の説明もないまま引き上げてきた。</p> <p>その結果、現在、莫大な費用が使われている。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としては、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHK に加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。また、具体的な範囲や提供条件は、競争評価のプロセスを経て決定されるものの、要する費用についても競争評価の重要な一要素</p>	無

	<p>これまでの実績をベースにして、今後のインターネット活用業務の予算を考えるのではなく、ゼロベースで考えて行くべきだ。</p> <p>さらにNHKのネット配信全体の費用上限は適切に設定すべきと考える。</p> <p>また、NHKが必須業務としてインターネット活用業務を行う場合、業務全般について競争上の問題が生じていないかを検証する「競争レビュー（仮称）」を定期的に行うことは必須だ。</p> <p>また民放、新聞社、通信社など関係者からの求めに応じて開催されるような制度設計も重要だ。</p> <p>【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送の二元体制を維持するための担保措置について</p> <p>NHKがネット業務を行うにあたっては、放送の二元体制、メディアの多元性を確保するための措置を講じることが必要だと考えます。</p> <p>「NHKと民間放送の並存と競争による放送の二元体制を維持するための措置を講じる仕組みとすることが適当である。」「NHKのネット業務を必須化する場合には、民間放送事業者との公正な競争環境を確保することが必要であり、この点を踏まえた担保措置を講じることが求められる。」ことには強く賛同します。</p> <p>そのためにも、インターネット活用業務については、使用できる予算の上限を設定すべきです。必須業務になった場合であっても、民間とのバランスを考慮した予算上限を設定することが民間放送事業者との公正な競争を確保し、二元体制の維持につながると考えます。</p> <p>「競争評価はNHK以外の第三者機関が、適時に民間放送事業者、新聞社・通信社の関係者の参加を得て実施し、NHKのネット業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべき。」ことには、概ね賛同しますが、民放局の参加は「適時」ではなく、「常時」とすることで、その議論に常に参加し、意思決定に深く関与できるようにすべきだと考えます。</p> <p>【中京テレビ放送株式会社】</p>	<p>と考えています。</p>	
154	<p>○ NHKが策定する担保措置（競争評価の仕組み）の原案を評価・検証するNHK以外の第三者機関（電波監理審議会等）には、上記のような民間ビジネスに抵触するケースも十分に配慮して、在京だけでなく全国の関係者の意見を丁寧にくみ取ることができる体制が整備されることを強く要望します。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p style="text-align: center;">【株式会社MBSメディアホールディングス】 【株式会社毎日放送】</p>		
155	<p>○ 競争評価の仕組みでは費用の規模を明らかにすべきとの記述があるが、既存の「補完業務」で業務がなし崩し的に拡大したことを踏まえると、仮に必須業務化した場合も、費用上限は当然設けるべきだ。また、ネット利用者から得た財源の使途について「放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき」との指摘もあるが、インターネット業務の収支は透明性を確保すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 競争評価を実施するに当たって、NHKのインターネット活用業務に要する費用は重要な物差しです。公正な競争環境とメディアの多元性を確保するためにも、特殊法人であるNHKのインターネット事業費については厳格な費用上限の設定は必須だと考えます。</p> <p>現在の年間200億円という莫大な予算を今後、さらに増額する場合は、なぜ追加の費用が必要なのか、地上波制作費との按分も含めて事前に内訳を開示し、競争評価を実施すべきだと考えます。インターネット活用業務全般について、競争上の問題が生じていないかどうかを検証する「競争レビュー（仮称）」も、「定期的」ではなく、毎年の実施を求めます。</p> <p>またモバイル配信などの利用者に新たな負担を求める場合は、その事業分野に係る収入と経費を明示するよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p> <p>○ 競争評価の仕組みでは費用の規模を明らかにすべきとの記述があるが、既存の「補完業務」で業務がなし崩し的に拡大したことを踏まえると、仮に必須業務化した場合も、ネット費用の上限は当然設けるべきだ。</p> <p>ネット利用者から得た財源の使途について「放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきものであることを明確化すべき」との指摘もあるが、インターネット業務の収支は透明性を確保すべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>必須業務に要する費用については競争評価の重要な要素と考えています。</p> <p>また、必須業務については任意業務にも増して事業運営の透明性が求められるものであり、御指摘も踏まえ、総務省において、必須業務化を契機に、適切な科目による、より厳格な財務情報の開示をNHKに求めることが適当と考えます。</p>	無

156	<p>○ NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合には、民間放送事業者等との公正な競争環境を確保するための担保措置を講じることに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
157	<p>○ NHKのインターネット業務を必須業務化するための立法措置をめぐっては、配信されるコンテンツに情報の質を担保するための法律上の規制を課さず、NHKの自主自律による対応を求めていることに賛同します。放送法でインターネットのコンテンツを規制するのは立法の趣旨から見て重大な疑義があり、民間放送事業者の事業活動にも悪影響を及ぼす懸念があります。</p> <p>一方、メディアの多元性、放送の二元性を確保するための担保措置として、競争評価の仕組みを民間放送事業者や新聞社などの関係者の参加を得て実施するとの考えに賛同します。</p> <p>NHKでは7月に22年度のインターネット活用業務実施計画の実施状況と評価を経営委員会に報告しましたが、「おおむね公正な競争を阻害するおそれのない水準」だったと一方的に結論付けています。根拠となった客観的な経済データを開示すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。なお、本検討会としては、NHKは、競争評価に関する検討の場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。</p>	<p>無</p>
158	<p>○ 競争評価に関する準備組織として、「総務省においてNHKに加え、民放事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促す」との提言に賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
159	<p>○ NHKのインターネット業務が「必須業務化」された場合、なし崩し的に業務が肥大化することを懸念しています。ローカル局にとってネット配信に投下できる費用は限定的であり、そこにネット配信に関する予算上限が撤廃されたNHKが本格参入することは、民間放送事業者との公正な競争環境を阻害し、民業圧迫につながる懸念が払しょくできません。放送の二元体制とメディアの多元性を維持するためにも、担保措置としての競争評価が適切に行われることが重要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>御指摘のとおり、担保措置としての競争評価が適切に行われることが重要であり、今後総務省において本案を踏まえて競争評価の制度設計を進めるべきであると考えています。要する費用についても、競争評価の重要な要素と考えています。</p>	<p>無</p>
160	<p>○ 「NHKがインターネットを通じて放送番組等を提供するに当たって、放送の二元体制を確保するために、NHKに重い責任と規律を課していくことが必須業務化の意義であるとも考えられる」との認識に賛同します。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。また、本検討会としても、インターネット上で配信する放送番組については、番組準則のよ</p>	<p>無</p>

	<p>「公正競争に関して NHK が配慮すべき旨の義務を法定することについて、（中略）今後の法制化の過程において検討すべき」とした上で競争評価に民間放送事業者を含む第三者の参画を提言したことは意義深いと考えます。</p> <p>実際の法律案作成に当たっては、十分に実効性のある法的枠組みを構築することが必須であり、今後、競合する事業者の声を十分に反映するよう要望します。</p> <p>公共放送 WG において複数の有識者が指摘したように、NHK のインターネット活用業務を必須業務に位置づけるにあたり、民放のインターネットビジネスに新たな規制が及ぶことがないよう求めます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>うな法律上の規制は課さず、NHK を含む放送事業者における自主的な判断に委ねられるべきであると考えています。</p>	
161	<p>○ 仮に競争評価を導入する場合、その目的は放送の二元体制の維持にとどまらず、メディアの多元性や言論の多様性の確保とすべきだ。担保措置の目的について「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制を確保する」との説明が繰り返されており、「メディアの多元性」は修飾語に過ぎず、新聞・通信社のデジタル媒体に対する影響は競争評価の対象にならないとも読める記述になっている。WG で複数の構成員からメディアの多元性の重要性、それを担保する競争評価の必要性について指摘があったことに反する不適切な記述であり、担保措置の目的はメディアの多元性確保にあることを明確にするよう修正を求める。加えて、放送政策にとどまらない影響があることにも鑑み、新聞・通信社だけでなく多様な事業者から広く意見を聞く必要がある。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 仮に競争評価を導入する場合、その目的は従来のNHKと民放の「放送の二元体制」の維持にとどまらない。ネット世界のプレーヤーは、NHKと民放だけにとどまらず、新聞、通信、出版などを含んだ「より大きな二元体制」（NHKとNHK以外の全メディア）である。</p> <p>担保措置の目的について「メディアの多元性を確保する上で重要な役割を果たす放送の二元体制を確保する」との説明が繰り返されているが、新聞や通信社など多くのプレーヤーが存在するネット世界では、NHKと民放だけがメ</p>	<p>御意見を踏まえて、本案中の「二元体制」のうち、文意に照らして修正可能なものを「メディアの多元性」に修正させていただきます（7, 8, 12, 13, 14, 17, 22, 25ページ）。</p> <p>競争評価の枠組みに対する御意見は、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としても、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するよう努めるべきであると考えています。</p>	有

	<p>ディアの多元性を確保するうえで重要な役割を果たしているわけではない。WGで複数の構成員から、新聞、通信社、出版などを含めたメディアの多元性の重要性、それを担保する競争評価の必要性について指摘があったことに反する不適切な記述だ。担保措置の目的は、放送の二元体制ではなく、「より大きな二元体制」(NHKとNHK以外の全メディア)の維持、すなわちメディアの多元性確保にあることを明確にし、その目的は「メディアの多元性や言論の多様性を維持するための担保措置」と修正するべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
162	<p>○ 有力な公共事業体が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪める恐れがあるとの指摘も踏まえ、競争評価を行う場合、NHKにまず立証責任があることを明確にすべきだ。そのうえで、データの開示に当たってはNHK自身が競合に与える影響などデータを示すことが必要だ。また、これまで展開してきた理解増進情報に関するデータの開示もNHKに求め、今日まで与えてきた影響を総括すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 競争評価でエビデンスを重視する点は理解できます。既に20年以上、ネット業務を手掛け、巨額の経費を投じているNHK自身がネット業務の実態や他事業者に与える影響を示さないまま、取りまとめ案が決定したことは残念です。ニュース・防災アプリのダウンロード数やアクセス数、NEWS WEBのアクセス数、他の民間サービスと同様の収益化手段をとった場合にどの程度の収入が得られる可能性があるか、などは受信料という公的な資金を活用するNHKが積極的に開示するべきものだったのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ 有力な公共事業体が国家補助を受けた場合、その経済活動は競争を歪める恐れがあるとの指摘も踏まえ、競争評価を行う場合、NHKにまず立証責任があることを明確にすべきだ。そのうえで、データの開示に当たってはNHK自身が率先して競合に与える影響などデータを示すことが必要だ。また、これまで無秩序に展開してきた理解増進情報に関するデータの開示もNHKに求め、今日まで与えてきた影響を総括すべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>競争評価の具体的なプロセスは、今後、総務省において検討されるべきであるが、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について明確な説明に努めるべきであると考えています。</p>	無

163	<p>○ WGの議論において、構成員から競争評価について「業務の公共的価値という錦の御旗のもとに、それと対比する公正競争の議論が劣後するのではないか」という問題提起があった。仮に競争評価を制度化するとすれば、こうした懸念が生じない仕組みとすることが必要だ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 公共的価値と市場競争への悪影響の程度とを単純に比較衡量することへの疑問が呈された」との記述は大変、重要だと考えます。構成員からは「公共的価値の錦の御旗のもとに公正競争の議論が劣後する」との懸念が示されており、一定の賛同を得たと受け止めています。構成員から「なし崩しの拡大」といわれた理解増進情報も、まさに「公共的価値」を理由にして肥大化したものです。3（2）で指摘しましたが、必須業務化の理屈付けで「国民の知る権利」を前面に出している点も、今回の取りまとめ案自体がこれまで通り「公共的価値」を「市場競争へ悪影響」に優先させる論理に頼った、と言えるのではないのでしょうか。</p> <p>取りまとめ案に至る議論ではNHKのネット業務を必須業務化する目的として「フェイクニュースやアテンションエコノミーなど情報空間の問題を解決する」という論理が総務省の事務局から提示されていました。この主張は明らかに「NHKはネット全体の問題を解決できるほど、他のメディア・民間事業者に比べて公共性が高い」という前提に基づくものです。他の事業者や市場競争への悪影響を無視できるほど、NHKが圧倒的に公共的価値が高いのかどうかは検証できず、議論の過程で「情報空間の問題解決のため」という必須業務化の目的は前面には出なくなりました。「公共的価値」の前提は政策の根拠足りえない、というのは今回の議論の経緯で明らかになったのではないのでしょうか。NHKのネット業務の範囲を巡る今後の議論でも、公共的価値を錦の御旗にしないよう注意すべきです。市場競争と公共的価値の関係で言えば、競争下の民間事業者が提供している事業よりも、ネット業務は「NHKだけが提供できる公共的価値」に絞るべきではないのでしょうか。「あまねく届ける」という目的で全国に張り巡らされたNHKの取材網は、災害といった国民の生命に関わる重大事態の際に最も活躍が期待されます。採算を考慮しなければならない民間事業者では難しい部分にこそ、NHKの公共的価値が求められていると考えます。</p>	<p>今後総務省において御指摘を踏まえて競争評価の具体的なプロセスについて検討を進めていくべきであると考えています。</p>	無
-----	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------	---

	【株式会社日本経済新聞社】		
164	<p>○ 「公正競争」「競争評価」という言葉について。NHKが巨大な財源と人員を有するのは、他の事業者にはない受信料制度があるためです。受信料が現状のまま存続し、その収入でNHKのネット事業が必須業務として運営されるのであれば、そもそも「競争」という概念は成り立たないのではないのでしょうか。受信料の維持を前提とする限り、あくまでも「他の民間事業者との関係は競争とはいえない」という前提でネット事業の在り方を考えるべきです。NHKのネット事業をこれまでの「放送のための受信料で培った基盤」ではなく、独立採算・独立組織で実施することをなぜ検討しないのか、も疑問に感じます。</p> <p>ネット負担金は受信料と共に「NHKの経営に活用する」ための財源にする、と主張しています。いったん同じ財布に入れた後に、放送とネットに自由に配分できる仕組みです。ネットからの収入はネットでの支出のみ、受信料収入は放送での支出のみに使うべきではないのでしょうか。もし、放送の受信料と同じ財布に入れるのであれば、ネット業務と放送業務は「同一内容」であるのが筋ではないのでしょうか。</p> <p>NHK自身も現状の理解増進情報について「受信料を支払っている方と払わずにネットのサービスを受ける方との不公平感」を指摘しています。NHK自身が「フリーライド・ただ乗り」という言葉で問題視もしていました。受信料とネット負担金、放送とネットの業務範囲の違いについて、議論が不十分だと考えます。ネットを独立採算・独立組織で運営すべきか否かを含め、十分な検討が必要です。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p>	<p>最高裁判決（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告（NHK）の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告（NHK）に及ばないようにし、現実にはNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。</p> <p>本検討会としては、この最高裁判決に照らしても、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であり、インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」（放送法第64条第1項）と同等と評価される行為を行った者とするのが適当であると考えています。「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」と同等と評価される者と捉えるべきであることを踏まえれば、これらの者に求められる負担は、公共放送としてのNHKの事業運営のための「特殊な負担金」としての性格を帯びるものと考えています。受信料制度は、公共放送の運営一般に必要な費用を調達する手段であって、必須業務である地上テレビ放送、ラジオ放送、衛星放送といった業務ごとに独立採算と</p>	無

		<p>するような考え方はとられていないものと承知しています。</p>	
165	<p>○ 当委員会はこれまでNHKのインターネット業務について、業務範囲や受信料制度、ガバナンスなども含めNHKの在り方を根本から議論するよう求めてきた。取りまとめ案ではインターネット業務を「必須業務」に格上げし、放送だけでなくネットからも費用負担を求めるという受信料制度の根幹に関わる提言がなされた。NHKの在り方を変容させる制度改正であるにもかかわらず、受信料をはじめとする制度に関する根本的な検討は十分なされていない。国民・視聴者に与える影響への多面的な検証も乏しい。NHKのネット業務の拡大は民間放送事業者だけでなく、新聞・通信社をはじめ多様な事業者に影響を及ぼすのは必至だが、その業務範囲は依然不明確だ。こうした検討すべき課題が山積し、懸念が解消されない中でのネット業務の「必須業務化」には反対する。</p> <p>NHKがインターネットという伝送路にコンテンツを配信する以上、本質的には民間報道機関への影響は避けられず、必須業務化は放送政策にとどまらない影響がある。メディアの多元性が一度毀損(きそん)されれば元の姿を取り戻すのは難しく、NHKのみが巨大な影響力を獲得することになりかねない。民主主義社会の財産である言論の多様性やメディアの多元性が損なわれることのないよう慎重な制度設計が行われることを求める。</p> <p>さらに、NHKは総務省が繰り返し求めてきた業務・受信料・ガバナンスの「三位一体改革」を不可分で進めていくことが欠かせない。総務省はNHKに対し、子会社を含むグループ全体を含め公共放送が担うべき業務範囲を明確化し、それを担うに足る公平で効率的な受信料の体系・水準を策定し、結果生じる余剰分を値下げ等の形で国民・視聴者に還元することを求めるべきだ。</p> <p>【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>受信料により支えられているNHKは、競争評価の仕組みをより公正かつ客観的なものとする事で、民間放送事業者や新聞社・通信社等の関係者の理解を得つつ、国民の知る権利にとってマイナスとなる事態を厳に回避することが必要であり、競争評価の仕組みは、まず、NHKが原案を策定し、その評価・検証をNHK以外の第三者が適時に、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者の参加を得て実施し、NHKや関係者の協力を得てエビデンスベースで、インターネット活用業務の具体的な範囲や提供条件を決定する仕組みとすべきであると考えています。</p> <p>また、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
166	<p>○ 「放送だけでなくインターネットへと情報空間が広がる中であっても（中略）二元体制の枠組みを前提とすることが求められる。」の文言について当該部分を削除すべきです。</p> <p>インターネットの情報空間においてはそもそも放送の二元体制は成立しないので、損なわれるという次元ではありません。もしこの前提を維持するなら、インターネットにおけるNHKや民放の放送番組提供を制度上「配信」ではなく</p>	<p>本検討会としては、NHKのインターネット活用業務を必須業務化する場合において、放送の二元体制を含むメディアの多元性を維持していくことは重要であると考えています。</p>	無

	「放送」と制度上位置付けることが大前提となります。 【株式会社ワイズ・メディア】		
167	<p>○ 「民間放送事業者、新聞社、通信社等」の文言について 「新聞社、通信社」を削除するか、「新聞社、通信社、出版社、インターネットメディア事業者」とすべきです。 そもそも関係当事者であるかどうか全体のコンセンサスが得られていない新聞協会が第9回にヒアリングに登場し、以後オブザーバーとして毎回、一方的に意見を述べる当ワーキンググループの検討方法に、強い違和感を覚えました。 インターネットにおける情報空間でのNHKのポジションを検討するなら、広く出版社やインターネットメディア事業者もヒアリングに加えるべきであり、新聞社、通信社だけ文言に加えるのは偏った取りまとめになると考えます。 【株式会社ワイズ・メディア】</p>	御指摘の「民間放送事業者、新聞社・通信社」は、「関係者」の例として示したものです。なお、これまでのインターネット活用業務実施基準等の意見募集においても日本新聞協会メディア開発委員会は意見書を提出してきていると承知しています。	無
4. インターネット活用業務の財源と受信料制度			
168	<p>○ 視聴者の費用負担について 「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。 「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。 【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ 視聴者の費用負担について、「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。 「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。 【日本テレビ放送網株式会社】</p>	まずは、NHKが、競争評価に関する検討の場において、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。なお、具体的な受信料の額については、放送法において、国会がNHK予算を承認することによって定めることとされているものと承知しています。	無

【株式会社BS日本】
【株式会社山梨放送】
【札幌テレビ放送株式会社】
【日本海テレビジョン放送株式会社】

○ 視聴者の費用負担について

「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対する相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。

上記も踏まえ、テレビなどの受信設備を持つ者が、併せてインターネットを通じて視聴する場合でも二重の費用負担は求めるべきでなく、現行の受信料負担のみによって、インターネットでの視聴ができるようにすべきだと考えます。

インターネットを通じて視聴する利用者から徴収する費用によって、NHK全体の収入額が増加した場合はテレビ受信料とともに、その費用負担額の値下げを行うことを要望します。

【中京テレビ放送株式会社】

○ 「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。

【朝日放送テレビ株式会社】

○ 「インターネットを通じて視聴する者への相応の費用負担」は、公平負担の原則から、受信料と同程度にすることが適切と考えます。

「受信料及び受信料と同等と評価できる負担により得られる財源の用途について、放送全体に貢献する役割に対応したNHKの事業運営費用にも充てられるべきことを明確化すべき」との提言に賛同します。

【株式会社テレビ朝日ホールディングス】

○ 視聴者の費用負担について

「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。

【株式会社鹿児島讀賣テレビ】

- 「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」については、公平な負担という原則に立って、現行の受信料相当が適切だと考えます。インターネットを通じた視聴で受信契約が必要になる条件などについて、NHKが早期に考え方を示すべきです。

【株式会社TBSテレビ】

- 視聴者の費用負担について「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切と考えます。
「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分得るためにもNHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。

【株式会社福岡放送】

- テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に相応の費用負担を求めることは妥当であり、公平負担の観点から放送受信料と同程度であることが望ましいと考えます。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- <視聴者の費用負担について>

「テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者の相応の費用負担」は、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと考えます。

「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すこと

	<p>が必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社静岡第一テレビ】</p> <p>○ 必須業務とするサービスを享受する際に支払う対価は、受信契約者との公平性も加味して考えると無償ではなく、有償が望ましいと考えます。その対価については、受信契約者の受信料を基準に検討をすべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ 視聴者の費用負担については、公平負担の原則から、現行の受信料相当が適切だと思います。</p> <p style="text-align: right;">【西日本放送株式会社】</p> <p>○ 「スマートフォン・PC等の通信端末からの能動的な行為を基にNHKと締結する契約」の契約単位など、検討すべき事項が多く残されています。国民・視聴者の理解を十分に得るためにも、NHKは早期に考え方を示すことが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮城テレビ放送】</p>		
169	<p>○ 「インターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当で・・・」</p> <p>相応の費用の具体的な内容は今後の議論を待ちますが、公平性を保つ意味から妥当であると考えます。</p> <p>取りまとめにおいては、概ねインターネット配信の視聴行為を行う者に対する受信料に絞った検討がなされています。それはそれで重要な議論ではありますが、配信に関する部分的な最適解を求めるだけでなく、まずNHKとしては、三位一体改革における受信料制度全体の在り方についてじゅうぶんな議論があるべきではないでしょうか。NHK内での不祥事が続いている昨今、広く国民の理解を得られるようにすることがNHKの責務と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
170	<p>○ 本とりまとめ案において、NHKがテレビ受信機だけでなく、インターネットを通じて視聴する者からも、費用負担を求めることが提言されています。こ</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>れは既存の受信料制度を大きく変える転換点になるにも関わらず、今後の受信料の在り方についての本質的な議論には至っていません。NHKの受信料徴収の根拠を記した放送法第64条の在り方のほか、受信料財源の適正規模、BS放送等も含めたいわゆる“総合受信料”の是非等の議論は重要です。また、放送の二元体制の一翼を担うNHKの将来をどう考えるのかといった根源的なテーマをも包含することを意識し、速やかに議論すべきと考えます。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>		
171	<p>○ NHKの国際放送は出来るだけ多くの海外邦人や外国人に、より多くのコンテンツを届けるという観点から、放送に限らずインターネット配信等を含む最適な伝送路を活用すべきと考えます。</p> <p>「国際放送については、将来的な安定財源の確保のための方策として、英国の国際放送で採用されている広告収入について検討の余地がある」と記載されていますが、検討にあたっては、市場における民間放送事業者とのすみ分けを前提としつつ、NHKが国際放送で得た知見や収益については、コンテンツ提供者を含めた放送業界全体に還元していくことも検討に値すると考えます。</p> <p>【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>NHKの国際放送については、本案（放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース取りまとめ）も踏まえ、インターネット配信の強化、財源の在り方など、継続的に幅広く検討を行っていく必要があると考えています。</p>	無
172	<p>○ NHKは、これまでも公共放送WG会合で表明したとおり、新聞・民放という伝統メディアとともに信頼できる多元性を確保しつつ、放送同様の価値をインターネットで提供することで、視聴者・国民の「情報の社会的基盤」の役割を果たしてまいりたいと考えております。本WGにおいて、構成員はじめ関係各位による深い議論の結果本案が取りまとめられたことに謝意を表するとともに、今後、必要な制度化・法制化が進められた後には、NHKのガバナンスについての指摘や配信すべき情報に関する規律についてNHKの自律的な対応が求められていること等本案の記載にも留意しながら、NHKが上記の役割、そして本案に示された「重い責任」を十全に果たせるよう、全力で取り組んでまいり所存です。</p> <p>他方、総務省において制度化の検討を進める中で具体化を図ることとされた事項については、本案の内容に十分留意して具体化を進める必要があると考えます。特に、『協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した</p>	<p>今後総務省において検討していく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>者』と同等と評価すること」に関し、「(前略) これらの積極的な行為が費用負担の要件であることを、視聴者にとってわかりやすい形で明確化を図っていくべき」とされたこと(19ページ)は、法的安定性の観点から大変重要な指摘であると考えます。一方、「積極的行為」の定め方によっては、受益感が公平性を上回りサブスクリプションのような形になってしまう懸念もあることから、受益感と公平性のバランスが重要であると考えます。</p> <p>また、制度化に向けてNHK自身が準備を進めるにあたっては、担保措置(競争評価)の枠組みについての記述(21ページ)等を踏まえ、自律的に原案を策定するとともに関係者のご意見も伺いながら進めてまいりたいと考えており、総務省においても必要な協力をお願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【日本放送協会】</p>		
173	<p>○ NHKの必須業務が変更になるほどの抜本的な制度見直しであり、国民・視聴者の最大の関心事項であるにもかかわらず、受信料制度について根本的な議論がなされていない。現在のNHKの姿を前提にして、視聴の対価や税収入は相いれないとの議論のみで、「現行の受信料制度を維持することが適当」としたことは疑問だ。NHKのあるべき姿から議論し、それに必要な業務内容や事業規模などを検討した上で、結論を得る必要がある。</p> <p>スマートフォンなどの通信端末を保有しただけで費用負担が義務付けられるという、いわゆる「ネット受信料」については繰り返し否定された。しかし、受信料の徴収対象がテレビだけでなく、スマートフォンにも拡大したことは事実で、将来的な制度拡大への道を開いたと解釈することも可能だ。そうした制度の根幹に関わる変更にもかかわらず、NHKの在り方から検討がなされなかったことは極めて残念だ。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ NHKの必須業務が変更になるという抜本的な制度見直しを提案した有識者会議で、国民の関心事である受信料制度について根本的な議論はなかった。にもかかわらず、「現行の受信料制度を維持することが適当」と結論付けたことは疑問だ。NHKに経営関連のデータを提示させて、あるべき姿から議論し、それに必要な業務内容や事業規模などを検討した上で、適正な必要経費を導き出す必要がある。</p> <p>スマートフォンなどの通信端末を保有しただけで費用負担が義務付けられ</p>	<p>最高裁判決(最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁)は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告(NHK)の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告(NHK)に及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。</p> <p>この最高裁判決も踏まえ、改めて議論した結果、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であると考えています。また、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけでNHKの放送を受信することができる受信設備を設置した者と同等と評価することは適当ではないと考えています。</p>	無

	<p>る、いわゆる「ネット受信料」については否定した。しかし、現行の受信料収入の減少を踏まえ、ネットから補正収入を得る目的のため、必須化を提言したのではないかという疑問は拭い切れない。</p> <p>実現すれば、受信料の徴収対象がテレビだけでなく、スマートフォンやパソコンに拡大することは事実で、ネット業務の必須化が将来的な「ネット受信料」の布石とも受け取れかねない。こうした国民、視聴者の疑問に答えるためにも、今後、有識者会議などで受信料制度の在り方について根本的な議論をするよう強く求める。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
174	<p>○ 受信設備を保有した者から義務的に徴収する「受信料」と、事実上ネットで視聴する同意を得た者から徴収する負担金は大きな違いがあります。後者は事実上、ネット視聴の「対価」として負担するものです。受信料制度を維持し、さらに拡大するやり方をとるのであれば、受信料制度そのものの設計を見直すべきではないでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ 取りまとめ案は、テレビを持たずにネットでNHKはんの番組を「受信できる環境にある者」に「相応の費用の負担を求めることが適当」と言うてる。えええー！？。そない簡単な話やないやろ。</p> <p>受信料ちうもんは、公共放送をみんなで支えるために、テレビ持つてる全員が、NHKはんの番組を見なくても、払っとる。なんでネットになると、見ない人は払わんでもええの？スマホやパソコンはNHKはんの番組や情報を見るためだけの端末やないのは確かやけど、最近のテレビも放送番組を見るだけの端末やないやん。テレビで 유튜브 や ネットフリックス を 見てる人、ようけおるで。スマホでNHK見る人だけ払うようにするなら、テレビでもNHK見る人だけ払うようにせな、理屈が合わへん。</p> <p>取りまとめ案は、パンドラの箱を開けてまった。これから先、ネット接続テレビが増えるほど、「NHK見ないから払わん」と言う人が出てくるで。そこをどうするか議論せんで、必須業務化、受信料相当額負担を認めたんは、拙速の一言に尽きるわ。</p> <p style="text-align: right;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>	<p>最高裁判決（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）は、NHKの事業運営の財源を受信料によって賄う仕組みは、「受信設備を設置することにより原告（NHK）の放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKが上記の者ら全体により支えられる事業体であるべきことを示すもの」と判示し、その際、「特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告（NHK）に及ばないようにし、現実にNHKの放送を受信するか否かを問わず」とも述べており、受信料制度が視聴料収入や広告収入、税収入のそれぞれのデメリットを克服しようとするものであることを示唆しています。</p> <p>本検討会としては、この最高裁判決に照らしても、公共放送の運営に必要な費用を調達する手段としては、現行の受信料制度を維持することが適当であり、インターネット活用業務を必須業務化する場合には、テレビなどの受信設備を持たずにインターネットを通じて視聴する者に対しても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて相応の費用の負担を求めることが適当であり、その具体的範囲は、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者」（放送法第64条第1項）と同等と評価される行為を行った者とするのが適当であると考え</p>	無

<p>175</p>	<p>○ ネット負担金は受信料と異なる形態をとるにもかかわらず、受信料と同じ「特殊な負担金」として徴収します。放送は「あまねく届ける義務」を規定していますが、ネット業務にはその義務はなく放送設備のような莫大な投資も不要です。NHKが「特殊な負担金」を受け取る特殊法人であるのは放送に関する「あまねく届ける義務」があるからであって、ネットで同様の「負担金」を受け取る理屈は乏しいのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社日本経済新聞社】</p> <p>○ 別添2のNHKについて、別添2の2ページ”放送法は、受信料を財源とする公共放送であるNHKと主に広告収入を財源とするローカル局を含めた民間放送の二元体制を基本”と書かれているように、公共放送である意味は受信料を財源にしているか否かが大きいと考えられ、NHKは番組自体の公共放送の意味合いが薄れてしまっていると考えます。</p> <p>さらに、NHKは国民の為の放送局なのか、それとも、受信者の為の放送局なのかを考えたとき、後者の受信者の為の放送局であることが明確となりつつあるのではないのでしょうか。というのも、インターネット配信については、受信料を払ってIDを取得した人のみが見れるシステムを検討されているようですが、これは、将来的に全ての受信環境がインターネットへシフトする可能性を考えると、完全にNHKは受信者へのサービスを行う放送局になると宣言していることに等しいのではないのでしょうか。</p> <p>NHKのインターネット放送への進出、および、インターネット視聴者の受信料の徴収については、NHKとしてビジネス的にはとてもスマートな意見ではあるものの、はたして、公共放送として見たときにこれは本当に適切な考え方なのでしょうか？</p> <p>私は、インターネット配信とインターネット上の受信料の問題は別々に考えるべきだと思い、どちらをNHKが重視しているかは不明ですが、二元体制の放送局が生き残れるかを重視するのであれば、まずインターネット配信の問題を先に議論すべきだと思います。</p> <p>元々はTV放送の補完としてのインターネット放送利用から、今回のインターネット放送への本格的な取り組みによる新たな受信料の徴収方法、その前のアナログ放送からデジタル放送への移行についてはデジタルの普及を目指</p>	<p>ています。</p> <p>最高裁判決（最大判平成29年12月6日民集71巻10号1817頁）においても判示されているとおり、放送法が、NHKにつき、営利を目的として業務を行うこと及び他人の営業に関する広告の放送をすることを禁止し、事業運営の財源を受信設備設置者から支払われる受信料によって賄うこととしているのは、原告が公共的性格を有することをその財源の面から特徴付けるものであり、この仕組みは、特定の個人、団体又は国家機関等から財政面での支配や影響が原告に及ぶことのないようにし、NHKの放送を受信することのできる環境にある者に広く公平に負担を求めることによって、NHKがそれらの者全体により支えられる事業体であるべきことを示すものです。</p> <p>この財源の仕組みは、インターネット活用業務を必須業務化する場合においても変わるものではなく、テレビなどの受信設備は持たないがインターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者についても、NHKの放送番組を受信することのできる環境にある者に該当する限りにおいて、相応の負担を求めることが適当であり、この負担は、受信料と同じく、公共放送としてのNHKの事業運営のための「特殊な負担金」としての性格を帯びるものと考えていると考えています。そして、このことは、必須業務としてのインターネット活用業務に「あまねく義務」がかかるのかからないとにかかわらず妥当するものと考えています。</p>	<p>無</p>
------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------

	<p>し、普及後はワンセグ、カーナビに対する受信料徴収、といった具合に国民は都度、うまい理由を唱えては結果的に受信料をしっかり徴収する仕組みを作っているNHKに不信感を持っていて、反発も大きくなっている気がします。公共放送として、私はNHKに、良質な番組うんぬんより、まず国民に愛される放送局になってほしいと考えていますし、NHKの多くの職員が国民に愛される放送局になることを望んでいるはずで、受信料の在り方についても、どうしたら国民から愛される公共放送として存在できるのかという観点から、ネット配信とは別に、どうすべきか検討する必要があると私は思います。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>		
176	<p>○ NHKのインターネット活用業務を必須業務化することにより、インターネットを通じてNHKの放送番組を視聴する者に対しても費用負担を求めることを基本としておりますが、スマートフォン・PC等の通信端末を取得・保有しただけで受信契約とみなすことは適当ではないとすることに賛同いたします。</p> <p style="text-align: right;">【ソフトバンク株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
177	<p>○ 1. 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と同等と評価できる者」として「スマートフォン・PC等の通信端末を用いてNHKの放送番組等を視聴する意思を持って能動的な一定の行為を行った者」とあるが、これにより調達される資産は同章の冒頭で懸念している「視聴料」そのものである。</p> <p>運営に必要な費用を調達するためにNHKの制作するコンテンツが契約する者の関心や意向に則した物となることは明白であり、その様相はもはや「公共放送」ではなく「商業放送」である。</p> <p>これは放送法が基本とする二元体制の毀損につながるものであり、民主主義の根幹を揺るがしかねないものと考えます。</p> <p>2. 「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と同等と評価される具体的行為」として「IDやパスワードの取得・入力」などとあるが、現行の受信料制度に割増金という「罰則」を設ける必要があるほど本国国民の性善性は減失しており、想定通りの運用は到底期待できないものと考えます。NHKの放送番組を視聴する権利を有さないにも関わらず悪意を持って視聴を試みる者が現れることが容易に想像でき、その対策をNHKが講ずることとなった場合は事業運営費用の冗費となることは明らかであり、契約者の望まな</p>	<p>本案に対する一つの見解として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>い支出を生じさせる要因となりうることに十分留意すべきである。</p> <p>3. 放送用周波数の効率化という大義名分のもと仮に現行のISDB-Tとは互換性のない方式で地上放送高度化を実現した場合、NHKの事業運営資金は限りなくゼロに近似した値になると愚推する。今以上に魅力的な娯楽であふれ、テレビなどという規制だらけの陳腐化したメディアに需要などなく、受信機の買い替えなど起きるはずもない。多くの国民が惰性的に支払い続けている受信料はこれを機に灰燼に帰すこととなり、「協会の放送を受信することのできる受信設備を設置した者と同等と評価される具体的行為」を行う者も限りなく少なくなることを鑑みると、この時点で放送法が基本とする二元体制の維持はおろか、放送法そのものの存在価値が雲散霧消となる。これは民主主義の根幹を揺るがしかねないものとなり、大日本帝国への回帰の序章となることは明らかである。もっとも政府・総務省としてそのような政策を是とするのであれば話は別であるが。</p> <p style="text-align: right;">【個人17】</p>		
--	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--	--

5. 今後の進め方

(1) 地上波テレビ放送以外の放送番組の同時・見逃し配信

178	<p>○ 更なる業務の必須化を検討するにあたっては、衛星付加受信料を含めた受信料制度や事業計画への影響等の検討を慎重かつ丁寧に行うべきだと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
179	<p>○ 衛星放送の同時・見逃し配信の必須業務化については、慎重な検討を求めます。NHKが衛星放送の同時・見逃し配信に踏み切れれば、民間衛星放送事業者の経営環境は一段と厳しさを増す可能性があります。万が一、衛星放送の配信に踏み切る場合には、公平性の関連から配信のみの利用者にも衛星契約並みの負担を求めるべきです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

(2) 必須業務として実施するインターネット活用業務の具体的な範囲・提供条件

180	<p>○ 競争評価に関する準備組織の設置や、これら組織の開催のタイミング、さらに競争評価の仕組みづくりなどは、民放や新聞社などを含む関係者の意見が最大限、尊重されるべきだ。</p> <p>決して「NHK任せ」にならないようにすべきだ。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであると考えています。</p>	無
-----	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

181	<p>○ 法制化に向けNHK、民放事業者や新聞社・通信社等の関係者協議の場を設けるとの指摘があるが、仮に必須業務化を進めるのであれば、関係者協議の開催を早期に求める。その際は、NHKが具体的な範囲や提供条件について早期に方針を示すべきで、総務省はそれを促すべきだ。できるだけ情報を公開し、国民・視聴者の理解を得ながら進めていくことも欠かせない。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 視聴者のコンテンツ視聴スタイルが変化する中、インターネットを通して放送番組を提供の推進は取り組むべきことと理解しておりますが、同時に我々ローカル局において、この大きな流れには、大きな不安も感じております。</p> <p>そこで、NHKがインターネット活用業務を必須業務として実施するにあたり、「総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべき。」の提言に賛同するとともに、早期の設定を要望いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社高知放送】</p> <p>○ 放送法改正に向けNHK、民放事業者や新聞社、通信社等の関係者協議の場を設けるとの記述があるが、仮に必須業務化を前提にした法整備を進めるのであれば、関係者協議の早期開催を求める。その際は、NHKが具体的な必須業務の範囲や、料金などの方針を早期に示すよう、総務省は促すべきだ。かつ、関係者協議に有識者を参加させる場合は、総務省は恣意的な人選をせず、公正公平な会議運営をするよう強く求める。</p> <p>現行放送法では、「放送の二元体制」を維持するため、NHKに対し営利を目的とした業務の禁止（法20条4項）及び広告放送の禁止（法83条）を定めている。放送法は「二元体制」は観念的に唱えているのではなく、具体的な禁止条項を定めることで担保しているのである。したがってNHKがネット業務を必須業務化するというのであれば、インターネット空間における「より大きな二元体制」を維持するために必要となる具体的な禁止・制限条項をNHKに対し新たに定めることが不可欠となる。</p> <p>ネット業務の必須業務化に伴い、「より大きな二元体制」を確保するうえで</p>	<p>本検討会としても、競争評価の枠組みについては、今後、NHKが原案を策定するに当たり、総務省において、NHKに加え、民間放送事業者、新聞社・通信社等の関係者が参加する場を設け、NHKが検討に着手することを促すなどして、関係者の声を十分に反映するように努めるべきであり、その場において、NHKは、提供する情報の範囲や提供条件、その影響等について、明確な説明に努めるべきであると考えています。</p>	無
-----	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---

	<p>視野に入れるべき事業者は拡大する。このことを認識し、新聞社や通信社等を加えた関係者協議の場を早期に設け、既存の放送法の枠を超えた議論・検討を進めるべきである。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
(3) その他			
182	<p>○ NHKの三位一体改革について</p> <p>民放連は、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討をおこなうにあたっては、ガバナンス改革についても一体的に検討すべきと考えます。さらにNHKの事業全体についても、三位一体改革による効率化・合理化を進めるべきと考えます。</p> <p>「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【一般社団法人日本民間放送連盟】</p> <p>○ NHKの三位一体改革について、民放連と共に当社も、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、今年5月には放送法が認めていない衛星放送のインターネット配信用の予算約9億円を密かに盛り込んでいたことが発覚するという重大なガバナンス違反の事案もありました。NHKのガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。</p> <p>「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【日本テレビ放送網株式会社】 【株式会社BS日本】 【札幌テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 今年5月に明らかになった「NHKのBSネット配信予算化問題」は、NHKのガバナンスにおける課題が改めて浮き彫りになりました。業務・受信料・ガバ</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無

ンスのいわゆる「三位一体改革」に取り組んでいるなかで起きた事案であり、国民・視聴者の信頼を損ねた行為です。現状、NHKのインターネット活用業務の「必須業務化」を検討しているなかで起きていることもあり、本件についても様々な懸念を抱かざるを得ません。

NHKにたいしては、従前以上に「三位一体改革」を国民・視聴者が納得できる形で強力に推進していくことを強く要望します。また、総務省もその動向を厳しく注視していくことも強く要望します。NHKは本取りまとめ(案)の当該箇所を確実に実行し、二度とこのような事案が起きないようにガバナンスを効かせることを望みます。

【株式会社仙台放送】

- NHKの三位一体改革について、民放連・民放各社が共に、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、ガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。

「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。

【株式会社山梨放送】

- インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討をおこなうにあたっては、ガバナンス改革についても一体的に検討すべきと考えます。

今年5月に判明した放送法で認められていない衛星放送のインターネット配信費用5億円の計上というガバナンス違反を含め、NHKの事業全体についてガバナンス改革も含めた一体的な検討が必要と考えます。また、その進捗を広く国民に説明する義務があると考えます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- <NHKの三位一体改革について>
これまでもNHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革

の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、ガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。さらにNHKの事業全体についても、三位一体改革による効率化・合理化を進めるべきと考えます。

「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。

【株式会社静岡第一テレビ】

- 今年5月に衛星放送のインターネット配信用の予算約9億円を盛り込んでいたことが発覚するという重大なガバナンス違反の事案もありNHKのガバナンス改革も同時に検討を行うべきであると考えます。

【西日本放送株式会社】

- NHKの三位一体改革について、民放連と共に、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検討が行われましたが、今年5月には放送法が認めていない衛星放送のインターネット配信用の予算約9億円を密かに盛り込んでいたことが発覚するという重大なガバナンス違反の事案もありました。NHKのガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきであると考えます。

「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」とした指摘は重要であり賛同します。

特に今般、NHKの業務の在り方を大幅に見直すことを受けて、NHK本体と子会社それぞれでガバナンスの在り方や規律にも変化が及ぶことから、業務の適正性について改めて見直しや検証が必要と考えます。

	【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】		
183	<p>○ 読売テレビでは、パブリックコメントを通じて、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきた。しかし、NHKで起きたBS配信稟議書問題では、改革が進んでいないことが露呈されたばかりか、問題が起きた根本的な原因すら、明らかにされておらず、NHKの三位一体改革は、まだまだ不十分だと言わざるを得ない。</p> <p style="text-align: right;">【読売テレビ放送株式会社】</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
184	<p>○ NHKが7月に発表した設備調達に係る再発防止策の実行状況については、総務省がチェックを行い、定期的にその結果を明らかにすることが、一連の不祥事への対応として不可欠と考えます。</p> <p>「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿っているか、関係者の意見も聴きつつ、不断に検証していくことが求められる」との指摘は重要であり、早急に検証作業が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。なお、本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
185	<p>○ 「NHKの子会社の事業活動が放送法の趣旨に沿ったものとなっているか、関係者の意見も聴きつつ、エビデンスベースで、不断に検証していくことが求められる」との指摘は適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】 【株式会社テレビ新潟放送網】</p> <p>○ NHKの子会社の業務について、民間に任せるものは任せ、スリム化を前提に整理統合すべきと考えます。特に受信料財源で制作された放送番組等の2次利用については、一般入札等により外部企業に幅広く開放する仕組みも検討すべきと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ 子会社を含むNHKのガバナンスについて見直しに言及した点は適切だ。デジタルサイネージ（電子広告）への記事配信など子会社を通じた業務との競合により価格設定などに悪影響が生じたとの指摘もあり、子会社に関するガイドラインの見直しや適切な運用がなされているか含め検証し、業務範囲についても検討していくことが欠かせない。</p>	<p>今後総務省において御指摘を踏まえ、子会社ガイドラインの運用を検証し、必要に応じてその見直しを検討することが適切と考えています。</p>	無

	<p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ 子会社を含むNHKのガバナンス見直しを指摘した点は適切だ。子会社を通じたデジタルサイネージ（電子広告）への記事配信事業では、廉価で民間業者から契約を変更させたとの指摘も出ていることから、子会社に関するガイドラインの見直しや適切な運用がされているか含め検証し、チェックする仕組みが不可欠だ。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>		
186	<p>○ インターネット活用業務を必須業務化してネット利用者からの課金を漫然と実現させれば、将来のNHK肥大化に道を開く可能性が大きいと考えます。本体だけでなく、子会社のインターネット関連の業務も拡大することが予想されます。従って予算上限のみならず使い道や、それをチェックすべき経営ガバナンスについても、より厳しい規律が求められると考えます。</p> <p>今回、NHKが業務として認められていない衛星放送番組のインターネット配信に絡む予算問題で、改めてガバナンスの機能不全が露呈したばかりです。歴代総務大臣も求めてきた「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革を子会社も含めて推進することが不可欠です。本案にある「NHKに重い責任と規律を課していくことが必須業務化の意義である」との指摘（p.14参照）に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
187	<p>○ 「NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であり」に賛同します。NHKがインターネット活用業務の必須業務化を進めるのであれば、三位一体改革に基づくコスト削減等、ガバナンス改革も合わせて継続的に取り組まれるべきだと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p> <p>○ NHKの三位一体改革について、民放連と共に当社も、NHKにおける「受信料・業務・ガバナンス」の三位一体改革の不断の取り組みを求めてきました。今般、インターネット活用業務の必須業務化と、財源・受信料制度の検</p>	<p>本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無

	<p>討が行われましたが、NHKのガバナンス改革についても一体的に検討を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社宮城テレビ放送】</p>		
188	<p>○ 当委員会はこれまで総務省の意見募集や有識者会議などで繰り返し「理解増進情報」の問題点を指摘し、NHKのインターネット活用業務審査・評価委員会に対して直接意見を提出したこともあった。「意見・苦情等を受け付ける仕組みは競合事業者等に十分活用されていない」との記述があるが、自らが定めた枠組み以外で寄せられた意見を真摯に検討する姿勢が欠けていたと考える。理解増進情報は今回のWGで焦点が当たるまで、真摯な検討がなされず、業務拡大の歯止めとなり得なかった点も念頭に置いた改善が必要であり、総務省は適切に監督するよう求める。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>今後、NHKのインターネット活用業務が必須業務として提供されることとなる場合でも、競合事業者等から意見・苦情等を受け付ける仕組みが継続されるとともに、適切に機能することが求められると考えており、現在の仕組みがなぜ活用されていないのかについて検証を行い、運用上の問題点があるのであれば、現行制度の運用改善に取り組むべきであると考えています。</p>	無
189	<p>○ NHKのガバナンスは、これまで総務省が再三求めてきた「三位一体改革」の観点からも極めて重要だ。「必須業務化することで重い責任と規律を課していく」ということを求めるのであれば、WGとしてその具体化まで議論し、結論を得るべきだ。また、衛星放送のネット配信予算問題によりガバナンスのさらなる改革の必要性は明らかとなった。仮に法制化を進めるとしても、NHKが示した再発防止策の妥当性や運用状況を検証するなどしたうえで、WGとして責任をもって必要な対応を求めていくべきだ。執行部と経営委員会との責任の所在の整理も含め、抜本的なガバナンス確保の在り方についても検討を深めるべきだ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p> <p>○ NHKのガバナンスは、これまで総務省が再三求めてきた「三位一体改革」の観点からも極めて重要だ。NHKに「必須業務化することで重い責任と規律を課していく」ことを求めるのであれば、WGとして「重い責任と規律」の具体的な内容を議論し、示すべきだ。さらに、衛星放送のネット配信予算問題で、NHKが示した再発防止策の妥当性や運用状況を検証するべきだ。必須業務化とガバナンスの議論は不可分一体であり、決して切り離すべきではない。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社読売新聞グループ本社】</p>	<p>今後検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本検討会としても、NHKは国民・視聴者が負担する受信料に支えられていることを踏まえ、その業務と受信料、それらを規律するガバナンスについては一体的に不断の取組を進めることが重要であると考えています。</p>	無
190	<p>○ NHKはんのガバナンスは経営委員会の役割が大きいやろ。でも、今の経営委員にはメディア経験者がおらん。昔は新聞社や民放社出身の経営委員も</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>おったし、この間の議論を踏まえれば、メディア経験者はそれぞれ「必須」にしてもええんやないか。たとえば、新聞協会会長と民放連会長の経験者を交代で経営委員にしたらどや。</p> <p style="text-align: center;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>		
6. 結びにかえて			
191	<p>○ フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネット世界でも、多様なメディアが信頼性の高い情報の提供を継続していく必要があるという取りまとめ案の問題意識は、当協会とも軌を一にするものだ。伝統メディア間の連携・協力の重要性についても理解する。しかし、公正な競争が確保されていることが前提であり、メディアの多元性を損なわないような制度とすることは重要だ。</p> <p style="text-align: center;">【一般社団法人日本新聞協会メディア開発委員会】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。その上で、本検討会としても、メディアの多元性が損なわれないことを担保するための措置を講じることが必要であると考えています。</p>	無
192	<p>○ 「ネット事業拡大は議論不足だ」（読売新聞8月31日付）、「未来託せる経営なのか」（朝日新聞9月4日付）。取りまとめ案についての各紙の社説は厳しかった。ただ、朝日は「多様な言論を守り、メディア全体として国民に奉仕するために、NHKをどう活用できるのか。そんな発想の転換が必要な時が来ている」とも書いとった。新聞社がNHKを見る目も、変わってきてるのかもしれない。</p> <p>だからこそ、NHKはんは、中期経営計画（2024？26年度）とは別に、10年先を見据えた長期ビジョンを示してほしいがな。現行制度でやれる施策を並べた中期経営計画だけでは、NHKちうもんがこれからも社会に必要なんか、視聴者が判断する情報を提供したことにはならんで。</p> <p>与党の意向で事業規模が7000億円台から6000億円弱に削られ、新聞社や民放の反発で「理解増進情報」が廃止されることになったな。膨張を続けてきたNHKはんが本格的にデジタルに乗り出すうえで、リセットする機会ととらえるべきや。</p> <p>総務省や有識者に任せず、NHKはんの将来は自分たちで考えなあかん。「こうなりたい」ちう将来像を提示してや。世界のどこの公共放送もやってないようなサービスを開発して、驚かせてくれるんなら、わしら応援するで。</p> <p style="text-align: center;">【放送の自由は大事やないか研究会】</p>	<p>NHKの経営に対する御意見として承ります。</p>	無
公共放送ワーキンググループ 取りまとめ その他			
193	<p>○ 受信料制度の理解増進について</p>	<p>本検討会としても、受信契約の締結と受信料の支払</p>	無

	<p>インターネットを通じてNHKのコンテンツを視聴できる環境を整えるという提言がある一方、民放連研究所の調査によると、テレビを持っていない人の一番の理由は「テレビ放送を視聴できるテレビを設置するとNHKの受信料を払わなくてはいけなくなるから」となっています。</p> <p>(参考 https://minpo.online/article/part2.html)</p> <p>NHKにはさらに受信料制度を視聴者に理解してもらえよう活動に努めていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p>	<p>について、NHKが国民・視聴者の理解が得られるように努めなければならないことは当然であると考えています。</p>	
194	<p>○ 現在総務省は「インターネット放送は放送法でいう『放送』に当たらない」という見解にあります。</p> <p>現行放送法をその様に解釈された経緯は明示されていないので想定に過ぎませんが、非常に細かい技術論で結論されている様に想定されます。その理由は、著作権法第2条九の四に「自動公衆送信」という言葉が定義されており、その法解釈ではこれが所謂インターネット放送のことであると聞いています。</p> <p>世の中の一般人に、「インターネット放送は、放送か？」と聞けば、万人が「放送です。」と答える現状でなぜ放送である事を否定する必要があるのか理解に苦しみます。</p> <p>ネットワークの技術が進んで、100年前の電波による放送を、コスト面で、あるいはコンテンツの多様化、ビジネスモデルの多様化という面で、はるかに凌いできている現実を理解すれば、近い将来現在放送と言われるすべてのサービスについて災害時など大規模輻輳で通信が途絶するような場合、すなわち災害対策を除いて全ての分野で、放送の媒体がネットワークになるのは明白な事実です。</p> <p>その様な現状で、NHKが放送の主体をネットワークに移行したいと考えるのは、至極当然な選択だと思われれます。直ちに取り組むべきだと考えます。</p> <p>従って、同時に、インターネット放送を解釈ではなく「放送」であると明確に定義し、免許、登録、届出などの制度を制定すべきです。何故なら放送事業は、本文第3章で述べられておられる様に、虚偽情報、誤情報の訂正など、報道機関と同様に放送事業者は放送内容に責任を持つべきことは当然であり、官がこれを指導すべきだからです。</p> <p>しかし、NHKの受信料制度については大いに再考の余地があります。終戦直後</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>とは異なり、世の中には多くの娯楽のためのコンテンツが溢れています。当時公共放送という制度が必要だったのは十分理解できます。しかし現在公共放送に課された役目は、民間放送や新聞社などにおいては実現が困難な分野に限るべきではないでしょうか。</p> <p>大河ドラマが民業を圧迫しているのは明確な事実であり、受信料徴収の哲学に依存した大作製作は明らかに競争を阻害している。</p> <p>NHK党という公認された政党の存在は相当数の国民がNHKの事業のあり方に疑問を持っていることは明らかです。媒体が電波であれネットであれ加入した方のみが放送を受信する様にするべきです。さもないとすれば国民に受信料の正当性を問うべきです。</p> <p style="text-align: right;">【個人15】</p>		
195	<p>○ 最近、ニュースでNHKのインターネット業務について議論になっているのを見て、気になりご意見いたします。</p> <p>1 放送の二元体制の維持のための担保措置についてはNHK側に視点をおいて書かれているが、民放側も、例えば、NHKのホームページのようにわかりやすいニュースサイトを設けるなど改善をはかることが適切ではないか。民放はニュース番組ごととなり、報道をまとめたサイトがない。民放は、NHKのようなサイトをつくるなど自助努力が必要ではないか。</p> <p>NHKのニュースサイト https://www3.nhk.or.jp/news/ 日テレ https://www.ntv.co.jp/news/ テレ朝 https://www.tv-asahi.co.jp/news/ TBS https://www.tbs.co.jp/news-info/ テレ東 https://www.tv-tokyo.co.jp/genre_biz/index.html フジ https://www.fujitv.co.jp/news/</p> <p>逆に、YouTubeでは、民放は報道を中心に流しており大変評価できるが、NHKはそれができていないため、民放に倣うことが適切ではないか。</p>	<p>今後の放送行政及び放送事業者の取組に対する御意見として承ります。なお、インターネット活用業務を必須業務化するという事は、インターネットを利用できる環境にある者からの求めに応じて放送番組の配信を継続的・安定的に行うことを義務付けることを意味するのであって、NHKが自ら通信インフラ整備を行うことは想定されません。</p>	無

2 NHKは、最近ニュースでよくAIアナウンサーによる読み上げをしているが、実際のアナウンサーとほぼかわらないレベルの出来映えとなっており大変素晴らしい。これを民放や通信会社にも無償提供することを検討すべきではないか。報道機関の質の向上が期待できる。(共同通信や時事通信のYouTubeチャンネルはひどいので、そういうところに活用していただけると嬉しい)

3 とりまとめ案のむすびに、「フェイクニュースも含めた多種多様な情報が流通するインターネットの世界でも、信頼性の高い情報の提供を継続できるか、NHK、(一社)日本民間放送連盟、(一社)日本新聞協会など、メディアの関係者が連携・協力して検討を加速させることも期待するものである」とあるが、受け手が多様な信頼できる情報を得られよう、NHK、民放、新聞社、通信社などで一体となり、信頼性の高い日本独自の報道検索サイトをつくってほしい。検索すると、2ちゃんねるなどフェイクの多い情報はヒットせず、あくまでもNHK、民放、新聞社、通信社など信頼性の高い報道機関が発信した情報のみがヒットするもの。NHKがネット業務を必須とするのであれば、受信料を使って是非こうした取り組みに報道機関として率先して取り組んでいただくことを期待したい。

4 NHKのネット業務を必須業務とするのであれば、テキスト情報の配信は放送と同時提供とするのか、30分以内とするのかなど、配信の時間的制約を設けて速やかに情報を届けることが適切ではないか。

5 NHKのネット業務について、放送と同様に必須業務となれば、放送と同様にどこでも受信できるようにするのか。NTTと一緒に基地局等の通信のインフラ整備(6G?7G?8G?)を進めるのか?公共の場の無料wifiの整備を促進するのか?それによって受信料が高くなるのは絶対に避けていただきたい。

6 放送事業者、メーカー等による検討体制を設置して、来年度を目途に技術仕様を策定することだが、是非、スマホを開くと、まずはテレビとして使うのか、通常のスマホとして使うのかという選択ができるスマホにしてほしい。なお、テレビとはいっても、アニメやドラマなどの娯楽は排除し、報道情報や災害情報などに特化したものとしてほしい。

7 生活保護を受けるまで困ってはいないが、テレビを設置していても受信料を払えるだけの余裕がなくて払わない、払えないというフリーライダーが

	<p>存在してしまうという制度は、国民の教養の底上げとして必要悪。ネットでも、年収300万以下は登録しなくても見られる、学生は見られる、災害時は契約しなくても見れるなようにする。また、ドラマ、アニメは見られないにしても、報道、教養、スポーツはIDなしで見られるようにするといいいのではないか。</p> <p style="text-align: right;">【個人21】</p>		
別添3 放送コンテンツの制作・流通の促進に関するワーキンググループ 取りまとめ			
2. 検討の背景（放送コンテンツを取り巻く環境）			
（2）動画配信サービスの伸長と視聴端末・視聴スタイルの多様化			
196	<p>○ 「公正取引委員会が、動画配信サービスを含むコネクテッドテレビ関連分野について、市場構造や競争圧力等の状況を調査し、競争状況を評価する実態調査を行っているなどの動きがある」と記述されましたが、現状、既に巨大テック企業によるグローバル市場の寡占化が進んでいる段階と認識しています。このような状況は国内の個人データの海外流出や国内事業者の価格決定権の喪失（買ったたき等）を招き、国内の映像コンテンツ産業の衰退につながりかねないと憂慮します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>国内の映像コンテンツ産業に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
3. 課題とその検討の方向性			
（1）コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方			
197	<p>○ ローカル局においては、広告収入の減少等により情報番組以外の番組を制作する機会が減りつつあります。放送コンテンツと配信コンテンツが「コンテンツの力」で競い合いながら視聴者の可処分時間を奪い合う中、制作力の維持・向上や優秀な人材の育成、流通機会の増加はローカル局にとって喫緊の課題です。国が流通・制作の機会を提供し、ノウハウの獲得等の支援を行うことを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、コンテンツ制作・流通に関わる人材の確保・育成方策を含む制作・流通環境の改善の在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
198	<p>○ 放送コンテンツの制作・流通に関わる人材の確保・育成方策</p> <p>「放送対象地域以外の地域の視聴者にとっても魅力的なコンテンツを制作する視点を持つことや、地域内外の複数のローカル局をはじめとする映像コンテンツ制作事業者との連携、デジタル人材との連携など、多様なプレイヤー</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>一が参画する形でのコンテンツの制作・流通への挑戦を支援する事も重要である」との指摘は適切と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送事業者として良質で優れた放送コンテンツを継続的に創出していくことは事業の中核をなす重要事項であり、それを為すためには下請事業者の協力が不可欠なため、「放送コンテンツの製作取引の実態調査やガイドラインの遵守状況に係る指導を徹底するとともに、＜中略＞ 下請事業者における働き方改革や親事業者による働き方改革の下請事業者へのしわ寄せ等の影響にも留意するべきである。」との考えに賛同します。</p> <p>上記を大前提としたうえで、ガイドライン策定は必要であるものの、メディアが複雑、かつ多様化している今日においては、ガイドラインで定義される「なにが適正であるか」は変化していくため、状況に応じた柔軟な対応をしていくべきです。そのためには継続的に議論をし、変革しながら進めていく必要があると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ビーエスフジ】</p>		
(2) 放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方			
199	<p>○ 海外展開の意欲があるローカル局や番組制作会社等の後押しをするための方策</p> <p>ローカル局の海外展開推進に向けては、展開先の地域特性や文化も踏まえたコンテンツの制作、権利処理や契約交渉などノウハウの習得が困難な課題です。</p> <p>官民が連携したノウハウの共有策として、国際見本市への出展機会の確保などもありますが、ローカル局の制作者が、日々の放送対象地域向けの放送コンテンツ制作に取り組む中で、それぞれのタイミングで海外展開に向けた視点を取り込むヒントや気づきの機会となる、日常的にアクセス出来る成功事例、体験談等を集積した参考書的な動画サイト等を常設することも有効な方策だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p> <p>○ 放送事業者と制作会社にとって、新たな収入源を確保することは喫緊の課題であり、海外に視野を向けることは大変重要であると考えます。国が積極</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの海外展開に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無

	<p>的に海外でのコンテンツ流通等の機会を創出することに賛同しますが、国際見本市に出展したり、共同プロモーションを行うだけでは、目標達成に向けたスタートラインに立ったにすぎません。バイヤーの購入を促し海外における日本発コンテンツの流通を促進するには、バイヤーからの信頼を獲得したディストリビューターを通じてコンテンツの良さをアピールしたり、バイヤーに試験的に日本発コンテンツを利用してもらう仕組みを作る等、日本発コンテンツ、特にローカル局発のコンテンツの「信用力」を高めるための方策を講じることが重要であると考えます。具体的な方策を検討する上では、放送業界全体の発展に寄与することも目的としつつ、ローカル局も含めた放送事業者にどのような支援が必要なのかを考え、実態に即した方策の検討が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>		
200	<p>○ 国際コンテンツ見本市において、国の補助などの後押しで、自国の出展社を一か所にまとめて共同プロモーションを行う事に加えて、アニメ・マンガといったコンテンツとの連携を行う等の施策を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無
201	<p>○ 放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策</p> <p>「放送コンテンツの海外展開に取り組む放送事業者等は国際見本市へ積極的かつ継続的に出展することが必要であり、その際、個々の事業者によるプロモーションの効果を高めるため、出展事業者が共同して日本発コンテンツのプロモーションを行うことも重要である。」との提言に関しては、ローカル局の積極的な参加に繋がるよう、出展料やローカライズ費用の負担軽減に向けた措置を講じていただけることを希望します。</p> <p>「地方創生の観点からも、ローカル局等が地方自治体や地域企業等と連携し、我が国・地域の魅力を世界へ効果的に発信する取組が持続可能なものとなることは重要であるため、意欲ある事業者に対してチャレンジできる機会を提供するなどの国の支援を強化することが必要である」との提言に賛同します。</p> <p>継続的な取り組みに繋がるような、支援措置の更なる充実を期待します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの海外展開に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無

	<p>○ 放送コンテンツの海外展開について、「放送分野だけで取り組むのではなく、映画、アニメ、出版等コンテンツ産業全体で、官民が連携して推進していくことが必要」との認識には賛同します。施策の検討にあたっては、コンテンツの流通経路の確保や人材育成、多言語展開等、ビジネスの実態に即した実効性のある抜本的な政策が必要と考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>		
202	<p>○ 本とりまとめ案では「放送コンテンツを通じた我が国・地方の魅力の世界への発信を促進する方策の在り方」等の項目においてデジタルアーカイブについて言及されているが、アメリカ合衆国で認められているフェアユースの概念を日本にも導入することはできないのか。</p> <p>現在はNHKをはじめ放送会社が絶大な著作権を握り例え数十年前に放送され現在もインターネット上に第三者がアップロードしたとしても利益が到底見込めないような動画でさえ「権利者削除」されてしまう。</p> <p>フェアユースの規定を設ければデジタルアーカイブに関連する諸課題は包括的に解決できるため、その点の検討がなされたのか気になるところだ。</p> <p style="text-align: right;">【個人22】</p>	<p>デジタルアーカイブに係る著作権に関する扱いに関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
(3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方			
203	<p>○ ローカル局の動画配信プラットフォームについて</p> <p>「ローカル局が提供する地域情報等の放送コンテンツに地域の視聴者等が到達しやすい仕組みに配慮する必要がある」との指摘は極めて重要です。</p> <p>弊社も参画している名古屋地区のインターネット配信プラットフォーム「Locipo (ロキポ)」や、今後の実証事業などを通じて、検討・検証に努めていきたいと考えます。</p> <p>「容易に放送コンテンツを視聴できる表示・操作性について、放送事業者や様々な関係者共同による枠組みにおける検討・検証を官民が連携して行うことが必要である」とも指摘されており、理解と支援をお願いしたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○放送コンテンツのインターネット配信の推進の在り方</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	<p>「インターネット配信を行う場合の権利処理や動画配信サービス事業者との契約交渉について、コンテンツ制作・流通の現場の状況把握をしつつ、官民が連携し、共有すべきノウハウの整理や、インターネット配信に取り組むローカル局の連携・サポート体制の構築に向けた検討を早急に着手する必要がある。」との提言に賛同します。著作物の利用円滑化に向けては、利用者及び権利者の実務的な負担軽減に配慮していただき、簡素で一元的な権利処理が可能となるよう、関係省庁と具体的な措置を講じていただくよう期待します。</p> <p>「視聴者にとっての利便性という観点からも、容易に放送コンテンツを視聴できる表示・操作性について、放送事業者や様々な関係者共同による枠組みにおける検討・検証を官民が連携して行うことが必要である」との提言に賛同します。</p> <p>「ローカル局が提供する地域情報等の放送コンテンツに地域の視聴者等が到達しやすい仕組みを配慮する必要がある。」との指摘は適切と考えます。そのためには、視聴者との効果的な接点創出に加え、ローカルコンテンツが埋没しないような仕組みづくり、プロミネンスの確保とマネタイズが極めて重要であると考えます。今後の仕組みづくりと持続性を念頭にしたサポートに期待します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>		
204	<p>○ 「ローカル局が提供する地域情報等の放送コンテンツに、地域の視聴者等が到達しやすい仕組みに配慮する必要がある」との部分はもっともだ。地域情報は、視聴者の住む地域への理解や親しみなどを形成する大きな要素となる。視聴者が、そういった情報に接しやすくする仕組みは、地方活性化にもつながると考える。</p> <p>インターネット配信サービスによる動画の視聴データを活用する場合の個人情報取扱いについて、視聴者のプライバシー保護は大前提だが、よりよいサービスにつなげるため、利用者の満足に近づけるための有力なツールとしても活用できるよう、早急な制度作りを進めて欲しい。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 配信プラットフォームの在り方について インターネットに接続するテレビ受信機での表示・操作性が言及されてい</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの動画配信プラットフォームの在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無

るが、地域情報流通の観点からこの議論は非常に重要であると認識しています。

地域のユーザーにとって視聴しやすい表示とは、それぞれの地域ごとに最適化される必要があり、全国画一的な表示の仕方では地域情報が埋没することが容易に想像できます。

そのことから、その地域事情を深く理解しているローカル放送局が、これまでの地上波放送同様にインターネットに接続するテレビ受信機上でも編成権を保持し、地域のユーザーに寄り添った情報の届け方を維持することが最適だと考えます。

上記も含め、最も優先すべきことはそれぞれの地域のユーザーにとって情報にアクセスしやすいインターフェースを構築することであり、一部の放送事業者や配信事業者の都合が優先されないように、総務省にはその調整をお願いしたいと考えます。

【中京テレビ放送株式会社】

- 視聴者の利便性の観点から、GTVにおいて放送コンテンツが「一覧性」をもって視聴できる導線の実現は重要な視点であり、英国のプロミネンス（優先表示）ルールを参考に我が国でも制度整備に関する具体的な協議が始まることに期待します。なお、その際には視聴者が自らの居住する地域情報に到達しやすい仕組みとなるよう最大限配慮すべきと考えます。

【株式会社MBSメディアホールディングス】

- 配信プラットフォームの在り方について、国民・視聴者の利便性を追求する観点から、「アクセス性」・「一覧性」が確保できる環境を整備すべきとのコンセプトは理解します。

視聴者・国民に信頼される情報をより幅広く届けるための優先表示（プロミネンス）は重要です。仕組みの検討にあたっては、配信プラットフォームをはじめ、視聴デバイス、OS、視聴アプリ、配信サーバ、伝送路等、様々なステークホルダーが協調領域を意識しながら一丸となって進める必要があると考えます。

【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】

【株式会社フジテレビジョン】

205	<p>○ インターネット配信に取り組んでいるローカル局が抱える様々な課題に対して、「官民が連携し、共有すべきノウハウの整理や、ローカル局の連携・サポート体制の構築に向けた検討に早急に着手する」としたことは妥当であると考えます。なお、検討にあたっては、ローカル局にとって事務負担や時間的人的負担が軽微・簡便な使い勝手の良いものを目指すという視点を加味していただけるよう望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p> <p>○ 「ローカル局が提供する地域情報等の放送コンテンツに地域の視聴者等が到達しやすい仕組みに配慮する必要がある。」に賛同します。ローカルコンテンツの視聴機会を増やすには、視聴手段を増やすことや地域の視聴者がローカルコンテンツに到達しやすい環境を整えることが重要であり、特に、インターネットに接続できるテレビ受像機においては、操作性、視認性に配慮した「ローカルコンテンツが埋もれない視聴環境」を整備すること等も大変重要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>御意見については、今後、総務省において、ローカル局によるインターネット配信促進方策に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
206	<p>○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことを望みます。</p> <p>インターネット配信は民間放送事業者にとってのビジネス戦略～コンテンツ戦略～編成戦略と、放送にも直結する競争領域であると言えます。法制度などで統一的施策を行うことは慎重であるべきで、各社の経営・事業戦略上の判断を尊重すべきであると考えます。</p> <p>検証に際しては、柔軟で幅広い視点での検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p> <p>○ 配信画面上において、個々のコンテンツをどのような位置や順序、サイズで配置するかによって、それぞれのコンテンツの露出度や視聴者の認知、視聴数などに非常に大きな差が生じます。これらの画面の構成・編成は、動画</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの動画配信プラットフォームの在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p> <p>なお、実証事業を行うに当たり、御指摘のとおり、運用面や技術面の実現性や課題を検証していくことが適当と考えます。</p>	無

	<p>配信事業者にとっても、コンテンツの権利を所有し配信許諾等を通じて収益を得るコンテンツプロバイダーにとっても極めて重要です。仮想的なプラットフォームなどにおける「一覧性」の確保を検討するに当たっては、画面の構成・編成等の調整、決定は容易ではないと考えます。画面の編成・編集権を誰が握り、どのような基準でコンテンツを配置し、しかもそれが利用者に受け入れられるものになるのか。またローカルコンテンツの露出につながる形をいかに決めるのか。編集の独立性や、運用面や技術面の課題を含め慎重な検証、検討が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
207	<p>○ インターネット事業への進出を後押しするため、契約・権利処理に関して公的支援を受けた組織・機関があれば、海外含めコンテンツのマルチ展開を促進する上で、民間放送事業者、特にローカル局にとって相談窓口として機能し、配信事業や海外展開などコンテンツ価値の最大化への後押しになると考えます。</p> <p style="text-align: right;">【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、ローカル局によるインターネット配信促進方策に関する整理・検討に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
208	<p>○ ローカル局がネット配信を促進するためには、放送と同じものをネット配信する場合には、放送と同等の扱いにする等、権利処理がより一層、簡便になることが重要と考えます。</p> <p>一方で、民放事業者が行うネット配信は、各社が事業性・採算性を勘案しながら経営判断で行うものであることに留意し、事業者に何らかの強制や義務とならないよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社福岡放送】</p> <p>○ ローカル局は放送と同時にインターネット空間においても、信頼できる地域情報を提供する主要な事業体だと考えています。一方、放送コンテンツのインターネット配信は、ローカル局にとって人員不足や収益性が大きな課題となっています。視聴者にとって容易に地域情報に接触できると同時に、放送事業者にとっても収益に資する具体的な方策の提言を望みます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ新潟放送網】</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、ローカル局によるインターネット配信促進方策に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適当と考えます。</p>	無
209	<p>○ 動画配信プラットフォームの在り方について</p> <p>インターネットに接続するテレビ受像機における表示・操作性において、それぞれの地域情報が埋没することがないように、地域ごとに最適化される</p>	<p>御意見については、今後、総務省において、放送コンテンツの動画配信プラットフォームの在り方に関する整理・検討を進めていく上での参考とすることが適</p>	無

	<p>ことが必要だと考えます。</p> <p>地域のユーザーが情報にアクセスしやすいインターフェイスの構築については、ローカル局の意見も十分反映されるように総務省には配信事業者等との調整をお願いします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社鹿児島讀賣テレビ】</p> <p>○ ローカル局にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性にに基づき経営判断をして具現化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組をする競争分野でもあるため、法制度によって何かしらの義務が生じ、経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社宮城テレビ放送】</p>	<p>当と考えます。</p>	
210	<p>○ 「インターネット配信」について</p> <p>近年、5大系列のGP枠TVerリアルタイム配信が定着しているが、日中や深夜帯への配信を期待する</p> <p>これにより、地元系列がない、若しくはネットされていない番組がキー局と同時に見られるメリットが増す</p> <p>その分、地元系列局にとっては不利な状況となるが、自前のコンテンツを配信しやすくする等の優遇措置を取る等すれば良いのではないか</p> <p>まだまだ地方には面白いコンテンツが眠っており、番販や衛星放送での放送で人気に火が付いたコンテンツも多い</p> <p>地方テレビ局のコンテンツはまだまだ「ブルーオーシャン」である事を認識して頂きたい</p> <p style="text-align: right;">【個人10】</p>	<p>インターネット配信に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無
<p>別添4 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース 取りまとめ</p> <p>全体的事項</p>			
211	<p>○ 6月19日に第1回の会合を開いてから、提起された多くの検討課題を2か月程度で十分に議論し取りまとめるには、期間が短すぎるのではないかと疑問を感じます。議事録を拝読すると精力的な会合を重ねられたと見受けられますが、構成員の方々にも過負担ではなかったかと推察します。またヒヤリングを受けた側も十分な説明準備ができたのか危惧します。</p> <p>外部から見ると、スケジュールや一定の結論がありきの進め方に見えたこと</p>	<p>本タスクフォースは、NHKによる「日本の放送業界への貢献」という観点から、「放送業界に係るプラットフォーム」としての役割について、国民・視聴者の目線で、関係者の意見も聞きつつ、具体的な検討を行ったものです。</p>	無

	<p>も否認しません。もっと早い段階から始めるか、もっと時間と議論を重ねた検討があってしかるべきではなかったかと感じます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ愛媛】</p>		
212	<p>○ 2. 地域情報・コンテンツのプラットフォームとしてのケーブルテレビの役割</p> <p>我々ケーブルテレビ事業者は、地域に密着し、地域住民に必要な地域情報を発信するとともに、様々な取り組みを通じて地域の情報を全国、そして世界に向けても発信することで、地域の魅力を伝えてきた。</p> <p>特に地方の小規模のケーブルテレビ事業者は、第3セクターや公設のケーブルテレビ施設であることが多く、地方自治体と密接な結びつきを持っている。</p> <p>特に災害発生時におけるケーブルテレビの果たす役割は大きく、各自治体からの細かな情報や被災地の様子をタイムリーに提供している。この情報の細やかさは、県全体を網羅するNHKや、山陰両県を圏域とする地方ローカル局にはなかなか難しい面もある。こうした背景もあり、現在では両者とケーブルテレビ協議会との災害協定が交わされ、情報や映像コンテンツのやり取りが行われている。</p> <p>しかしながら「放送業界に係わるプラットフォームの在り方に関するタスクフォース」において、プラットフォームの観点では、テレビ放送の過半を占めるケーブルテレビが取り上げられることなく取りまとめが進んでいるように感じられる。</p> <p>全国テレビ視聴の半数となるケーブルテレビ加入者のテレビ番組表（EPG）には、NHK・民放と並行してケーブルテレビ自主放送の番組表も表示されている。視聴者は情報入手先として並列でケーブルテレビ自主放送を捉えている。こうした現状を見ずに、NHKプラスとTverの統合だけでプラットフォームを語るべきではないと考える。地域に必要なコンテンツの担い手として、また災害時のミクロな情報提供に腐心する地域の守り手として、ケーブルテレビの位置づけをタスクフォース内で再認識して頂きたい。プラットフォームを構築するような規模はないが、田舎で毎日地道に地域情報発信している事業者にも光が当たるようにするのが政策だと感じている。</p> <p>放送コンテンツのインターネット配信のプラットフォームの構築において</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。御指摘の地域情報の発信におけるケーブルテレビの役割については、改めて別の機会に検討されるべきと考えております。</p>	無

	<p>も、NHK・民放に留まらずケーブルテレビ事業者にも配慮した検討を強く要望する。ケーブルテレビ事業者へのヒヤリングや参画などについても検討頂きたい。</p> <p style="text-align: right;">【ひらたCATV株式会社】</p>		
1. 基本認識			
213	<p>○ NHKが放送全体のプラットフォームとして、我が国の放送業界全体の発展に貢献していくことについて NHKが放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国の放送業界全体の発展に貢献していく役割を担うことについて、異論はありません。特殊な負担金である受信料を、その目的のために恒常的に活用していただくよう希望します。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送業界に係るプラットフォームの在り方に関するタスクフォース取りまとめ（案）において、NHKが「放送全体のプラットフォームとして、放送番組の流通を支え、二元体制を基本とする我が国放送業界全体の発展に貢献していく」ことについて賛同します。広告収入の減少が続く中、ローカル局にとっては経済的にも人的リソースの面からも、中継局の維持管理は大きな負担となっています。特に「ミニサテ」の運営については、経済合理性の観点も踏まえ、受信料を財源とし、かつ「あまねく受信義務」を負うNHKが主体的に行うことを強く要望します。</p> <p style="text-align: right;">【高知さんさんテレビ株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。 地上波中継局の共同利用については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
2. 課題とその検討の方向性			
(1) 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化			
214	<p>○ 地方民放事業者にとって小規模中継局設備の負担は大変大きなものになっています。NHKには民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。役割を明確化するため、放送法に放送ネットワークインフラの維持に関する責務を明記する法改正を行っていただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【RKB毎日放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
215	<p>○ 検討体制について 全国および地域レベルの協議の場では、民放ローカル局が主体的に参加で</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>きる検討体制の構築が必要です。また、各地域の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。</p> <p>この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすことに異論はありません。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ NHKには、全国津々浦々まで恒久的に放送を届け続けるための役割、すなわち民放も含めた放送ネットワーク全体を維持するための役割を果たしてもらいたいと考えます。</p> <p>全国および地域レベルの協議の場を設置するのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要です。また、各地域や各局・各系列の固有の事情を踏まえつつ、継続的な経済合理性をしっかりと検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け容れやすい提案を準備していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ信州】</p>		
216	<p>○ 「地上波中継局の共同利用…全国レベル、地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」とあるが、ミニサテなどの更新時期が迫る中、一刻も早い設置を求める。</p> <p>経済合理性があり、持続可能な共同利用のシステムにすることは言うまでもない。</p> <p>民放も応分の負担をし、NHKと対等な立場で、検討を進めていくべきだと考える。</p> <p style="text-align: right;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送ネットワークインフラの効率化について</p> <p>費用面を含めて、NHKが中心的役割を担うことについては、インフラ維持が負担となっている民放ローカル局にとっては有益な取り組みであると評価します。</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。御意見のとおり、ミニサテなどの更新時期は迫っており、総務省、NHK、民放が協力して取り組むことにより、中継局の共同利用に向けた協議の場が早期に設置されることを期待します。その上で、各地域の事情や経済合理性を踏まえ、早期に検討が進むことを期待します。</p>	無

	<p>早急に民放ローカル局も交えた全国レベルでの協議の場を設置していただき、民放ローカル局の事情や経済合理性を踏まえ、早期実現に向け推進していくことを希望します。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「地上中継局の共同利用の早期実現に向け、NHK、民放キー局、ローカル局の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」、「その協議の場においては、民放ローカル局の参画も得ながら地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは中心的役割を果たすべき」との記載に全面的に賛同します。ローカル局においては中継局共同利用の具体案を協議する地域レベルの協議の場が特に重要と考えており、地域レベル協議が早期に開始され、具体的成果が得られるようNHKと総務省・総合通信局双方に促進の努力を求めます。また、中継局以外の分野でもローカル局の経営効率化に寄与するNHKとの協業の取り組みが進むよう求めます。経営基盤が脆弱なローカル局が将来にわたって、その社会的役割、使命を果たしていくため、さまざまな環境整備が速やかに実施されることを強く期待しています。</p> <p style="text-align: right;">【石川テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「地上波中継局の共同利用の早期実現に向け、競争法を順守した形で、NHK、民放キー局、在阪・在名の広域局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき。」という指摘に賛同します。ただし、民放が主体的に参画できる場とするとともに、各地域固有の事情と、経済合理性と持続可能な運用ができる形を強く意識した協議を期待します。協議にあたっては、ミニサテの更新時期が迫っていることもあり、早期に検討が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: right;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>		
217	<p>○ テレビ北海道は2011年から2016年まで視聴不可能だった道東全域と道北の一部での中継局整備に国の補助金制度と自治体からの整備予算を活用して他の在札民放テレビ局同様に全道で視聴可能出来ました ところが本別町にある本別中継局や本別沢中継局では在札民放テレビ局で唯一テレビ北海道だけは現在に至るまで整備しておりません</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>本別町の資料を拝見しましたが予算が高額であることやケーブルテレビで視聴可能などの事情から本別町ではテレビ北海道の中継局整備はしないという方針となっていました</p> <p>それ以来本別町民や本別町議会などでもケーブルテレビを加入しなくてもテレビ北海道を視聴可能にするよう本別中継局と本別沢中継局にもテレビ北海道の中継局整備を要請する声が少なからずありましたが当時の前本別町町が当町の整備事業ではないと答弁していましたこれは本別町民のみならず道内在住の視聴者としては本当に残念だったと思っております</p> <p>本別町で整備していたケーブルテレビ網での再送信を利用し本別町内でほぼ全世帯でテレビ北海道の視聴を可能にしたのは一定の評価がありましたが万が一災害が起きた際ケーブルテレビ網などが障害や故障等によりテレビ北海道を含む在札民放テレビ局の再送信ができなくなった場合本別町民がテレビ北海道を視聴するためには地上波受信といった代替策もなく本当に不便で心配しています</p> <p>これでは本別町民のみならず本別町へ移住する住民や誘致した企業の方や訪れる観光者にも迷惑をかけるのではないかと疑問に思います</p> <p>さらに北海道内ではNHKのみ整備している今金町の今金住中中継局では現在テレビ北海道を含む在札民放テレビ局5社が共同で中継局の整備をしていません</p> <p>他にも平成新局を含む一部の地上民放テレビ・ラジオ局の中継局を整備していない難視聴・聴取地域も存在しています</p> <p>難視聴・聴取地域を全て無くすために中継局の共同利用の際はNHKと地上民放テレビ・ラジオ局が全局平等に整備したほうが視聴者・聴取者にとっては貢献できると信じています</p> <p>テレビ北海道の本別中継局と本別沢中継局と在札民放テレビ5社の今金住中中継局そして在札民放ラジオ4社のFM中継局等一部未整備である難視聴・聴取地域の民放中継局の新規整備を含めNHK・民放全局共同参加で協議して全局共同利用の中継局の整備を進めていくようお願い致します</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>		
218	<p>○ 既にNHKと民間放送事業者で共建が実施されている地域において、設備の費用削減が現状以上となる要素があるのか疑問はありますが、ハード事業者（共同利用会社）が中継局の保有、維持管理をする検討まで進めば、維持費</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>用削減など経済合理性を見出せる可能性はあります。その場合においては当然にNHKと民間放送事業者の丁寧な協議が必要と考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社仙台放送】</p>		
219	<p>○ 「全国各地の民放ローカル局の実情を汲みつつ、民放ローカル局の具体的な経営の選択肢を増やす」という点に鑑み、全国及び地域レベルの協議におきまして、民放ラジオ放送事業者が、NHKと共同利用する設備に関して既に設けられている基本ルール（仕様・維持管理の周期など）について、NHKと協議する機会を設けることを求めます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社エフエム東京】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
220	<p>○ 共同利用型モデルの実現に向け「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」という本案に賛同します。協議に際してNHKが中心的な役割を果たす場合には、NHKと民放事業者とのコスト感覚の違いに留意し、地域ごとに複雑で多種多様な個別事情があることも踏まえ、民放事業者の意向を十分反映した実効的な合意形成が行われることを強く要望します。また共同利用に際してのNHKと民放事業者の費用の負担割合については、改正放送法の趣旨を踏まえ抜本的な見直しを要望します。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社毎日放送】</p> <p>○ 放送の二元体制の下、地域情報を発信する民放ローカル局が果たしてきた役割は大きく、今後も不可欠な存在であると考えます。このため、中継局の「共同利用」が放送の安全性確保とコスト負担の軽減を両立する方策として整理され経営の選択肢が増えることは有意義と考えます。その実現に向けた協議の場では放送地域毎に異なる設備や保守運用の現状と中長期的課題を十分に把握するとともに経済合理性を詳細に検証するなど、丁寧な議論を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北日本放送株式会社】</p> <p>○ 我々地上波放送局は、国民の生命・生活・経済活動に欠かせない情報を届けるために、放送ネットワークの維持・継続は重要な役割としています。NHKには民放も含めた放送局が放送ネットワークを経済性も含め効率的でかつ継</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。中継局の共同利用について検討する地域レベルでの協議の場においては、御指摘のとおりそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適切と考えております。</p>	無

続的に維持するべくその役割を果たしていただくよう要望します。

その一環として、地上波中継局の共同利用の実現に向けた協議においてはNHKが中心的役割を果たすべき、とした検討の方向性について示したことは極めて重要で適切なものと考えます。

地上波中継局の共同利用の協議において、まずは経済的合理性確保を大前提としつつ、各地域や民放各局・系列の事情を踏まえて柔軟に考えていただくよう要望します。

「共同利用」実現のために検討・解決しなければならない課題は多方面にわたり検討に時間を要する可能性があります。

そこで、地域の状況にもよりますが、NHKと民放のネットワークインフラの保守・管理を既存の業者に（設備は所有させずに運用のみ）委託し集約することで効率化が図れるのであれば、共同利用の実現の一步になると考えます。そのため、モデル地区を設定しシミュレーションにより経済的かつ運用的な効果を検証したうえで、効果があるならばパイロット的実証を行い、共同利用実現へのワンステップとすることも有効なものであると考えます

【株式会社福島中央テレビ】

- NHKが放送全体の発展に貢献していく役割の一つとして、放送ネットワークインフラの維持への貢献があるとの指摘に賛同します。

民放連が公共放送WGで指摘したNHKによる放送ネットワークインフラの維持への貢献を 実効性を持たせるために「制度的担保」が必要であることに当社も同意し、放送法20条第1条（NHKの必須業務）に、放送ネットワークインフラの維持を明記する法改正が望ましいと考えます。

全国および地域レベルの協議の場では、在京とローカル局の事情だけでなく、広域局である在阪・在名局も主体的に参加できる検討体制の構築を要望します。

各地域・各社の事情を踏まえつつ、経済合理性と持続可能性の観点から検証を行い、民放事業者が検討しやすい提案を準備していただきたいと思います。

二元体制の維持のため、放送ネットワークインフラの維持は最重要課題であると考えます。地上波中継局等の共同利用については、各エリア・各社の事情を踏まえたうえで、NHKは放送法第20条6項の努力協力義務を順守し、民

間放送事業者にとっては、経済合理性があり、持続可能な形での運用となる前提で、経営の選択肢になることを望みます。

【朝日放送テレビ株式会社】

- 「民放ローカル局の参画も得ながら地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは、地上波中継局のコスト分析や仕様検討等、競争法を遵守しつつ中心的な役割を果たすべき」

ローカル地方局においては、多数の地上中継局の設備更新や維持管理は深刻な経営負担になりつつあります。

また放送ネットワークの状況は地域によって大きく異なっており、地域の実情に沿った方策がとれるような国の方向づけを期待します。その点でNHKの地域放送局の中心的役割を強く要望するところであり、この方向性に賛同します。

【株式会社テレビ愛媛】

- 地上波中継局の「共同利用」の実現を可能とする法改正を受け、これを有用な選択肢とするために、NHK・民放キー局・民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を早急に設置する方向性に賛同いたします。また、民放ローカル局が主体的に参加できる体制となるよう望みます。

広大な北海道で放送を維持するため、NHKと民放は共同建設や作業協力等の自助努力をアナログ放送時代から実施しています。自治体が所有する中継局も多数存在し、NHK・民放・自治体が三位一体となり、デジタル化の際は国の補助も利用して自力建設困難の状況を解消して放送インフラを維持してきました。北海道における放送ネットワークインフラの効率化作業については、上記3者ともに維持管理の面でコスト削減となるような共同利用の仕組みを構築していくことが大前提と考えます。

NHKの先行支出として600億円が計上されていますが、共同利用会社の仕組みを全国で持続するために、継続したNHKの負担は不可欠と考えます。

試算でコスト高と算出された中継局やミニサテ・共聴については、現行設備の維持に加えBB代替、CATV、衛星、ギャップフィラーへの置換等取りうる選択肢から最適なものを選び、放送サービスを維持するコストの削減を図る

ことが適切と考えます。

【株式会社テレビ北海道】

- 地上波中継局の「共同利用」の早期実現に向けて、NHKが中心的な役割を果たし、協議の場を設置することに賛同します。とりまとめ案注釈5の記載では地域レベルでの設置時期が曖昧になっていますが、全国の場合と同様に速やかに設置される事を希望します。地域によって異なる事情を踏まえた上での協議は大変重要であり、地方局の意見もしっかり汲み取った上で、各県のNHKには中心的な役割を果たしていただくことを期待します。

NHKとの共同利用の実現にあたっては、民間放送事業者の送信維持費が圧縮されることが大前提と考えます。地上波中継局の「共同利用」の対象設備の範囲として、まずは小規模中継局やミニサテが適当と考えますが、ミニサテに係る共通的なコストについては、NHK・民間放送事業者の区別なく、「あまねく受信」に関するNHKの措置義務の一環と位置づけ、NHKが担う必要があると考えます。

【関西テレビ放送株式会社】

- 地上放送の放送ネットワークインフラの効率化

「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき。」との意見に賛同します。その際、地域事情も踏まえ、総務省（総合通信局）も協議に加わっていただくことを要望します。

「ローカル局の参画も得ながら地域事情を踏まえるとともに、全国に地域放送局を有するNHKは、地上波中継局のコスト分析や仕様検討等、競争法を順守しつつ、中心的な役割を果たすべき。」との提言に賛同します。NHKが培った知見の共有と経済合理性の検証により、効率化の推進が重要と考えます。その際、自治体局の存在等の地域事情に加えて、歴史的経緯を踏まえた対応が必要と考えます。

尚、取りまとめ第1章2では、災害時における住民への安定的な情報提供を確保する観点から、辺地共聴施設の更新における財政的支援に触れられています。北海道には中継局やギャップフィルラーが数多く存在しており、それらについても財政的支援を要望します。

	<p style="text-align: center;">【北海道テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 中継局の共同利用につきまして、タスクフォースの場などで重点的に審議していただいたことを評価いたします。ただ実現に向けては道半ばで、多くの構成員から発言がありましたように地域特性（地域事情、県単位の個別事情）の把握とそれに見合った対応が非常に重要だと考えます。その際、経済合理性の見極めはもちろんです。地域によって開始時期や受益（または負担）について差がでないよう公平性の確保の視点をもって臨まれることを要望します。そして、特にローカル局につきましては、今回のタスクフォースでテレビ大分様や南日本放送様が説明された厳しい経営状況や将来予測を十分に踏まえて仕組み作りをして頂きたいと考えます。また、タスクフォースのクロサカ構成員からありました、「中継局の共用については、議論を急ぐべき。（急いで丁寧に進めて行く必要がある）」に賛同いたします。機を逸することのなく全国レベル、地域レベルの協議を進めることができるよう引き続き、検討を続けていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: center;">【四国放送株式会社】</p>		
221	<p>○ 中継局の共同利用について検討する「全国レベル及び地域レベルでの協議」について、経済合理性はもとより、既に中継局の保守・管理会社が存在する地域においては、既存の保守・管理会社が果たしている役割に十分配慮した議論がなされるよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【長崎放送株式会社】</p> <p>○ 北海道においては、放送事業者所有以外に地方自治体等所有の中継局が多数あります。「共同利用」についてはNHK、民放に加え、自治体等の全ての関係者が永続的にコスト負担の軽減がされることによって選択肢になると考えます。</p> <p>検討を進めるにあたって、特に広大な北海道では、各地域に拠点があるNHKが、地域事情を十分に考慮した上でコストや仕様面の検討を行い、BB代替など将来的に視聴形態が変わることがある場合には、主体的に地域と向き合って対応なすることが、円滑に進めるために重要であると考えます。</p> <p>ミニサテについては、昨年6月24日の取りまとめ案で提言されていた「ミニサテ局に係る共通的なコストについては、過去の経緯も踏まえ、NHKが受</p>	<p>中継局の共同利用について検討する地域レベルでの協議の場においては、御指摘のとおりそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適当と考えております。</p>	無

信料収入で負担するスキームも検討すべきである」をふまえ、全国的に受信料収入を元にNHKがコストを担ってきた過去の運用形態に戻ることを望みます。

【札幌テレビ放送株式会社】

- 地上中継局の「共同利用」に関して、全国および地域レベルの協議の場が設置されるのであれば、民放ローカル局が主体的に参加できる検討体制の構築が必要と考えます。また各地域の事情も踏まえつつ、継続的な経済合理性を検証しながら合意を得ていくことが不可欠です。この協議の場において、NHKがコスト分析や仕様検討の中心的な役割を果たすことに異論はありませんが、NHKには地域事情への配慮と経済合理性を強く意識し、民放事業者が受け入れやすい提案を準備していただきたいと考えます。

【株式会社福岡放送】

- NHKと民間放送事業者の地上波中継局の「共同利用」は、民間放送事業者にとってのコスト削減、持続的な経済合理性の確保に資すること及び各地域の事情への配慮がなされることを条件に賛同します。NHKはかねて高コスト体質であり、過度に高水準の技術仕様を求める傾向があるため、民間放送事業者においてコスト分析や仕様検討を十分に行う必要があります。全国レベルであれ地域レベルであれ、協議の場においては民間放送事業者の意見が適正に反映されるよう要望します。

【株式会社テレビ東京ホールディングス】

- 検討の方向性

中継局の共同利用について、「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目処に設置すべき」とありますが、中継局の更新は既に始まっており、できるだけ速やかに協議の場を設置していただくことを要望します。

鹿児島県は大雨や台風、火山噴火と災害の起こるリスクが高く、ローカル局からの情報は重要な社会インフラとなっています。さらに県域が南北600キロに広がり、28もの有人離島を持つという特有の事情もあります。共同利用などに関しては、それぞれが抱える地域の事情に考慮した丁寧な議論を望み

	<p>ます。</p> <p style="text-align: center;">【鹿児島テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 地上波中継局（共同利用）については、経済合理性の確保と地域事情への配慮が大前提と考えます。また、地域ごとの個別事情があるため、詳細を把握しながらの対応も必要になります。これらを踏まえ、NHKから民放が受け入れやすい提案が出ることを望みます。</p> <p>「総額600億円」の支出によるネットワークコスト削減が一時的なものではなく、その後も共同利用等の枠組みを継続することで、NHK・民放を含む全ての関係者のコスト負担軽減が持続されるような仕組みを検討する必要があると考えます。</p> <p>北海道では、自治体が相当数の小規模中継局、およびミニサテライト局全ての所有者となっており、維持費は自治体が負担しているという特殊事情がある旨、2022年6月に意見させていただきました。一方、1次取り纏めにおいては、「地域によっては地方公共団体等が保有する中継局も存在しているところ、これらについても地方公共団体等と調整の上でハード事業者の対象設備となり得ると考えられる。」とされています。この内容は、設備の所有者を自治体からハード事業者に変更することが可能とも受け取れますが、ハード事業者に放送局設備供給契約を申し込むことが出来るのは基幹放送事業者のみと認識しています。北海道のローカル局にとって、ハード事業者に支払う設備利用料等の負担の考え方は、大変重要な視点です。このような北海道の地域事情、各種課題に鑑みて、NHKとの地域レベルでの協議の場を可及的速やかに設け、議論を始めることが極めて重要と考えます。全国に地域放送局を有するNHKがコスト分析や仕様検討等の中心的役割を果たすべきとの視点に異論はありません。</p> <p style="text-align: center;">【北海道放送株式会社】</p>		
222	<p>○ 共同利用は、NHKと民放が一体となって進める必要があります。NHKに共同利用をお願いしても、断られた事例もあり、そういう事例も収集しながら共同利用の範囲について検討し、実効性のある制度にするよう協議してほしい。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社IBC岩手放送】</p>	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
223	<p>○ <現状>として、「NHKは、『NHK経営計画（2021-2023年度）』（2023年</p>	本案に対する賛同の御意見として承ります。また、	無

	<p>1月修正)において、『運用共同化』・『共同建設化』を含め、『ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる先行支出等』として『総額600億円』を計上しているところ」とありますが、2024年度以降においても継続的に『ネットワークコスト削減等、視聴者の将来負担の軽減につながる支出計上』を希望します。</p> <p>＜検討の方向性＞として、「NHK、民放キー局、民放ローカル局等の関係者からなる全国レベル及び地域レベルでの協議の場を年内目途に設置すべき」とありますが、これに賛同します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道文化放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	
224	<p>○ 地上波中継局の「共同利用」実現については初期費用のみならず、運営費（機器更新時期を含む）についてもローカル局との十分な協議を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【山口放送株式会社】</p>	<p>中継局の共同利用について、検討する地域レベルでの協議の場においては、運営費も含めそれぞれの地域事情に応じた検討がなされることが適当と考えております。</p>	無
225	<p>○ 地上波中継局の「共同利用」の早期実現に向け、「年内を目途に」というスケジュール感を含めた形で協議の場の設置を明確にさせていただいたことに対し賛同いたします。弊社の放送対象地域内ではNHKと民放との共建が従前より行われており、送信部門の担当者間の協議の場も設置されていることから、こうした会議体を中心として、特にNHKには積極的に取り組んでいただき、民間放送局の意見を十分に反映し、双方納得の上で共同利用を進めていくことを期待いたします。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
226	<p>○ 中継局の共同利用については、NHKが中心的な役割を担いつつも、NHK独自の仕様・設備投資・維持管理を見直し、コストの抑制と低廉化を図り、大規模中継局も含め、出来るだけ対象範囲を拡げた検討を期待します。またマスター設備の外部利用については、集約化やクラウド化ありきではなく、セキュリティの確保やリスク対策など、インフラの安全性やコストも含めた総合的な判断を求めます。</p> <p style="text-align: right;">【広島テレビ放送株式会社】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。中継局の共同利用の協議の場においては、従来のNHKの仕様にこだわることなく、効率的な放送ネットワークの構築、運営に向けて柔軟な検討を行うべきである。また、マスター設備については、集約化やクラウド化ありきではなく、各社において総合的な判断がなされるものと考えております。</p>	無
(2) 衛星放送における番組制作			
227	<p>○ 放送コンテンツ制作に関わる人材を確保・育成する観点から、NHK衛星放送の外部制作比率について実質的に現行以上になるよう、「外部制作事業者」に著作権が帰属する放送番組（外部制作事業者及びNHKの双方に帰属するもの</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	無

	を含む。)を対象とする新たな目標を設定する」という本案に賛同します。 【株式会社MBSメディアホールディングス】		
228	○ 番組制作会社は公共放送を共に支えるパートナーであり、その役割は、新しい衛星2波でも変わりません。衛星放送の新たな外部制作比率については、新BS2K、新BS4K、それぞれの役割や特性を踏まえて、2波それぞれに努力目標を設定すること、対象の取引は、番組制作会社が単独、もしくはNHKと共同で著作権を持つ番組として、番組制作会社の権利確保に資することを会合でお示しさせていただきました。再編後の衛星2波のうち、新BS2Kは、ニュースや国際情報、スポーツなどの編成割合が高く、年間を通して機動的な編成が必要となります。さらに、大規模災害が発生した際には、長期間にわたって災害報道を放送し続けることが想定されます。外部制作比率の努力目標を設定するにあたっては、ニュースや緊急報道・災害報道など新BS2Kの役割に影響が出ないように精査した上で、番組制作会社の制作の機会や権利が適切に確保できるよう取り組んでまいります。BSプレミアムの減波により、民放では少ない教養・教育・ドキュメンタリージャンルの番組減が懸念されるというご意見も会合で出ましたが、こうしたジャンルは衛星放送の強みと捉えており、視聴者の意向も踏まえて適切な編成を検討してまいります。多様なスキルや専門性を持つ多くの番組制作会社と協力し、公共的価値の高い番組を制作・放送することにより、衛星放送の多様性を確保しつつ、日本のコンテンツ産業の発展に貢献し、視聴者の多様なニーズに応えていきたいと考えております。 【日本放送協会】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
229	○ 4K・8K制作を行っている地上放送事業者にとっても、制作した番組がNHK BS4K・8Kで放送されることは、今後も取組を続けていく大きな後押しになると考えます。 【関西テレビ放送株式会社】	本案に対する賛同の御意見として承ります。	無
230	○ <検討の方向性>「NHK新BS2K・新BS4Kそれぞれについて、「外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組（中略）」を対象とする新たな目標を設定する」との文言について 賛同します。あわせて地上波の総合テレビにおいても外部制作事業者に著作権が帰属する放送番組の割合について、新たな目標を設定することを検討項目に加えることが、放送番組制作に関わる業界全体の活性化につながると	本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無

	考えます。 【株式会社ワイズ・メディア】		
(3) 放送コンテンツのインターネット配信の推進			
231	○ 「NHKや民放の放送コンテンツをテレビでもインターネットでも見たいというのが当たり前の時代になっており、(中略) 放送コンテンツに国民・視聴者が触れることのできる環境をインターネット上にも早急に確立することが必要ではないか。」に賛同します。放送コンテンツの視聴方法は視聴者のニーズに合わせて提供されるべきであり、例えば同時配信を「放送」とみなし、同時配信個別の権利処理を行うことなく、放送と同じものを同時配信できるような制度設計を推進していくことも重要であると考えます。 【中部日本放送株式会社】 【株式会社CBCテレビ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
232	○ <放送コンテンツのインターネット配信の推進について> 「NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの『アクセス性』及びその『一覧性』を確保できる環境を整備すべき。」との提言に賛同します。民放ローカル局の意見も取り入れ、地域の視聴者に地域情報を確実に伝えられる仕組みを整備するよう要望します。 民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう、重ねて要望します。 【株式会社静岡第一テレビ】	本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	無
233	○ 民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう要望します。 【株式会社テレビ信州】	今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。	
234	○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について 既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によっ	今後総務省において、実証事業を行うに当たり、御指摘のとおり、運用面や技術面の実現性や課題を検証	無

て放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。

【一般社団法人日本民間放送連盟】

- 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。

民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう、重ねて要望します。

【日本テレビ放送網株式会社】

【株式会社BS日本】

【広島テレビ放送株式会社】

【日本海テレビジョン放送株式会社】

- 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。

民放ローカル局として、地域社会の健全な民主主義の発展、地域社会の情報インフラの役割を担うとともに、地域の特徴を活かし、自律的で持続的な社会をつくる「地域創生」に貢献することを目指しています。テレビの視聴環境が多様化し、また、CTVの拡大によって、TVコンテンツの配信ニーズが高まる一方で、ローカル局のビジネスモデルに多大な影響が生じており、収益を上げる道筋が描けていません。ローカル局は、ほとんどが生放送のニュース・情報番組であり、配信プラットフォームでのマネタイズは非常

していくことが適当と考えます。

に困難な状況となっています。地域社会の民主主義、情報インフラとしてのローカル放送局とそれを束ねるキー局の集合体が国における民主主義と社会の健全な発展に寄与するものと考えます。

ローカル局のコンテンツを地域の人に確実に届く仕組みと配信したローカル局に一定水準の経済的なメリットが必要です。エリア事情も様々多くのローカル局を交えた丁寧な議論を求めます。

民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう、重ねて要望します。

【株式会社山梨放送】

- 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことが肝要です。

放送コンテンツのインターネット配信において「アクセス性」「一覧性」が確保されるために、視聴エリアのローカル放送局コンテンツがテレビ番組表と同様に見やすい状態で配信プラットフォームでも優先表示されることが、インターネットにおいても信頼できる地域情報への接触機会を担保する上で重要と考えます。

民放事業者にとっては、放送コンテンツのインターネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断をして具体化する領域であると共に、それぞれの戦略に沿って様々な取組みをする競争分野でもあるため、法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう、重ねて要望します。

【札幌テレビ放送株式会社】

- 「アクセス性」・「一覧性」確保の在り方の検討について
取りまとめに賛同します。インターネット接続テレビ上での「アクセス

	<p>性」・「一覧性」確保の在り方の検討においては、運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証するため、民放ローカル局が提供する動画配信プラットフォームなども活用し、実証事業を行うべきと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス性」および「一覧性」を確保する実証事業は、運用面や技術面の実現性や課題有効性や汎用性をしっかりと検証し見極めていくことを望みます。</p> <p>インターネット配信は民間放送事業者にとってのビジネス戦略～コンテンツ戦略～編成戦略と、放送にも直結する競争領域であると言えます。法制度などで統一的施策を行うことは慎重であるべきで、各社の経営・事業戦略上の判断を尊重すべきであると考えます。</p> <p>検証に際しては、柔軟で幅広い視点での検討が必要であると考えます。</p> <p style="text-align: center;">【朝日放送テレビ株式会社】</p>		
235	<p>○ インターネット動画配信については、民放各局でそれぞれ考え方が異なる。</p> <p>このため、「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ」とのタスクフォースの指摘に賛同する。</p> <p>視聴者へ地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」を確保できる環境を整備すべきとのタスクフォースの指摘には賛同する。</p> <p style="text-align: center;">【讀賣テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
236	<p>○ 放送コンテンツのインターネット配信の推進について</p> <p>NHKが地上波放送のネットワークインフラの共同利用に関して、中心的な役割を担うことについて異論はありませんが、配信を中心としたソフトウェアに関してはその限りではないと考えます。</p> <p>配信事業においては、コンテンツとユーザーエクスペリエンスが一体となってサービスが提供されるため、ビジネスモデルが根底から異なるNHKと民放が共通のインターフェース上で、それぞれの達成目標を共同で構築することは非常に困難であると考えられます。</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>NHKの現場メンバーとの調整において、これまでも考え方が異なることが原因で折り合いのつかない事象を多く経験してきました。そのことから上記の事態が発生することは容易に想像ができます。TVerにおけるNHKコンテンツとの共存が思うように進まないことは特に顕著な例だと思います。NHKが我が国の放送業界全体の発展に貢献していくことについて異論はありませんが、個々の案件ごとに精査・検討を行い、民放局の業務の制約とならないよう留意していただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【中京テレビ放送株式会社】</p>		
237	<p>○ NHKと民放の連携について</p> <p>「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ」と明記されたことに賛同します。NHKと民放は、メディアとして、ともに国民（視聴者）の知る権利（自由）に奉仕する存在であるべきと考えます。放送の二元体制を確保するための取組みについては、地方でもメディア間の連携・協力を深めるための協議の場が必要であり、総務省・NHKにおかれては、各地方での課題解決をはかるために民放ローカル局とともに積極的な役割を果たしていただきたいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【東海テレビ放送株式会社】</p> <p>○ 「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ、既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへのアクセス性、およびその一覧性が確保できる環境を整備すべき」とのインターネット配信のアクセシビリティに関するローカル局重視の姿勢を高く評価します。そのうえで「年内に設置すべきとする放送事業者、メーカー等による検討体制」「本年度から実施する実証事業」について、この検討体制と実証事業の場にローカル局が本格参加し、ローカル局のニーズを最大限反映させた内容となるよう求めます。</p> <p style="text-align: right;">【石川テレビ放送株式会社】</p> <p>○ コネクテッドTVの普及率が2019年の37.7%から2022年56.8%と大きく伸びている(VR調べ)現状を踏まえると、放送コンテンツがコネクテッドTV上でも視</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、民放ローカル局の意見・ニーズの反映、地域情報への接点を容易にする工夫、民放ローカル局のコンテンツが埋没しないための対応等については、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。ネット配信によって地方の情報に触れる機会が少なくなる側面があるのも事実です。他方、国民の視聴スタイルの変化を踏まえれば、ネット配信に踏み出す必要があることも明らかです。協調領域として、NHK、キー局も含め関係者が協力して、御指摘の「ローカル局のコンテンツがあまたあるキー局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届く仕組み」や「配信したローカル局に一定水準の経済的なメリット」が早期に実現することを期待します。</p> <p>なお、国内では、本年9月、公正取引委員会がニュース配信の記事使用料について独占禁止法違反のおそれがあることを指摘しました。また、イギリスでは地上テレビ放送をまとめて電子番組ガイド付きで同時配信可能なアプリの開発・実装が進められているという報道もあります。</p> <p>(https://www.fmmc.or.jp/ictg/country/news/itemid483-006759.html)</p> <p>デジタルの分野での世の中の変化は早く、時流に取り残されない検討が求められると考えます。</p>	無

聴しやすい環境を確立することは重要な課題であると認識します。よって、既存プラットフォーム間での連携や仮想敵なプラットフォームの構築により「アクセス性」・「一覧性」を実現するため、「放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置」、「実証事業を本年度から実施し、来年度を目途に、関係者の参照に資する技術仕様を策定」する検討の方向性には賛同します。ただしその先の意見として、本タスクフォースの議論のなかで南日本放送様が述べた「銀座アンテナショップ論」はローカル局の実情と懸念をまさに代弁したものだと思いますので、目指すべき「アクセス性」・「一覧性」のなかで、如何に「地域情報等」への接点を容易にできるか、若しくは容易にしていくかについて、ローカル局の意見や考え方も反映できる環境の整備を検討課題とすることを望みます。

【株式会社仙台放送】

- NHK と民放の放送コンテンツの「アクセス性」・「一覧性」が確保できる環境整備を進めることに異論はありませんが、そもそもの議論の出発点であるローカル局にとって有用な設計になるよう要望します。

【長崎放送株式会社】

- 放送コンテンツのインターネット配信の推進に関する今後の検討の方向性について、「民放ローカル局の意見も丁寧に聞きつつ」という文言を取り入れていただいたことに対し賛同いたします。既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォーム構築の際にローカル局が何らかの形で関与できるような形にできるよう、総務省からの後押しに期待いたします。

【株式会社テレビ西日本】

- 放送コンテンツのアクセス性、一覧性を確保できる環境を整備することに賛同いたします。アクセス性を向上させるための環境の整備とともに、その環境の整備が、放送事業者が自社努力により戦略的に構築してきた配信プラットフォームの成長に繋がり、ひいては、ローカルコンテンツの流通が一層活発化されることを期待します。

【中部日本放送株式会社】

【株式会社CBCテレビ】

○ 7月11日のヒアリングの際に意見を述べましたが、ローカル局のニュースや番組といったコンテンツは、地域の方が知りたい事や伝えるべき事に時間と予算を割いていて、一般的に多くの方がネット視聴しているドラマやバラエティ、映画といった類のコンテンツはほとんど制作されていません。ローカル局が放送コンテンツのインターネット配信の推進に積極的に取り組むには、ローカル局のコンテンツがあまたあるキー局のコンテンツに埋没することなく地域の方に確実に届く仕組みがあるのかや、配信したローカル局に一定水準の経済的なメリットがあるのか等、今後検討すべき内容が多く残っています。これがクリアできない限りローカル局がインターネット配信に積極的に乗り出していくのは厳しいと言わざるを得ません。

そういった状況で、＜検討の方向性＞において、「民放ローカル局の意見を丁寧に聞き、放送コンテンツへの＜アクセス性＞及びその＜一覧性＞が確保できる環境を整備すべき」という意見に大いに賛同致します。現状ローカル局の事業性が見えていないネット配信業務を推進するのは経営を圧迫し、現実的な選択肢ではありません。NHK プラスやTVer が国民の利便性に役立つという理由だけで推進していくことは、地方の人々が地方の情報に触れる機会が加速度的に希薄化していくという負の側面も議論すべきではないでしょうか。ローカル局が地上波ではなく配信によって地方を豊かにするのはどうすればいいのか。ローカル局の意見に今まで以上に耳を傾けて頂きたいと思います。

また、地域においてはCM（コマーシャル）も重要なコンテンツです。インターネット配信の分野でも仮に共通のプラットフォームで民放とNHKの二元体制を維持していくのであれば、CMの扱いをどうするのかも早急に議論すべき項目であると思われます。

【株式会社テレビ大分】

238

○ 放送コンテンツのネット配信の推進について、既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの「アクセス

民放ローカル局のコンテンツが埋没しないための対応等については、今後総務省において検討を進めてい

無

	<p>性」および「一覧性」を確保できる環境整備にあたっては、ローカル民放局のコンテンツが埋没しないように、例えば地域ごと、グルメなどのテーマごとにチャンネルを作るなど、地方の視点を重視しながら推進していただきたいと考えます。</p> <p>民放事業者にとっては、放送コンテンツのネット配信は、事業性・採算性に基づき各社が経営判断のうえ具体化する領域です。法制度によって何かしら義務が生じ、かえって経営の選択肢を狭めるような議論の進め方とならないよう要望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ金沢】</p> <p>○ インターネット接続テレビ上での地上波放送局へのアクセス性については、視聴者への地域情報の提供という観点から、ローカル局が不利にならないよう、十分な配慮の上で精査・検討していただきたいと考えます。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ西日本】</p>	<p>く上での参考として承ります。</p>	
239	<p>○ 国民・視聴者の利便性の観点から、放送コンテンツが「一覧性」「アクセス性」をもって視聴できる環境を整備すべきという指摘は重要な視点と理解します。しかし一方で、民放ビジネスは視聴態様が収益に直結する側面も大きく、今後の環境整備の議論においては民放事業者の意見を都度丁寧に聞き入れ、コンテンツ産業の健全な発展を促進するため均衡のとれたアプローチを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社毎日放送】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
240	<p>○ 既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築による、放送コンテンツへの「アクセス性」及び「一覧性」の確保に関する実証事業においては、その運用面や技術面の実現性や課題をしっかりと検証し、見極めていくことを要望いたします。</p> <p>「アクセス性」「一覧性」の確保の在り方については、ユーザーにとってどのような形が真に望ましいか、柔軟に幅広い検討が為されるべきで、技術仕様の策定の必要性も含めて、結論ありきではなく、慎重に判断することを要望いたします。</p> <p>放送コンテンツの一覧性について、T V e r を例にとると、①無料サービスの</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。なお、本案においては、「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築により、NHKと民放の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」が確保できる環境を整備すべき」としており、NHKと民放の配信プラットフォームの統合を求めたものではありません。</p>	無

	<p>TVerと、受信料で成り立つNHKの事情の違い、②広告近接を避けたいというNHKからの要望、③データの取扱い方針の違い、など簡単には解決できない課題が山積しています。またTVerは、ローカルコンテンツの拡充に加え、CTV対応やリモコンへのTVerボタンの搭載など、ビジネス拡大への投資を続けており、こうした民間企業のビジネス戦略にも十分配慮した検討をしていただきたいと思います。</p> <p>「アクセス性」・「一覧性」の確保については、構成員が言及しているように、物理的な統合以外の手法を検討すべきと考えます。</p> <p>【株式会社テレビ朝日ホールディングス】</p> <p>○ コネクテッド・テレビ上での表示・操作性について、実証事業を含めて検討していくことは、重要だと考えます。複数の配信プラットフォームの「一覧性」について、「NHKと民放の配信プラットフォームを統合」という飛躍した議論にならないように留意し、利用者にとどのようなニーズがあるのかという観点で分析・検証していく必要があります。</p> <p>【株式会社TBSテレビ】</p>		
241	<p>○ テレビ受像機の「アクセス性」と「一覧性」は、これまで国民・視聴者が放送コンテンツに接する際の利便性に非常に重要な役割を果たしてきました。配信事業は個社の事業領域ではありますが、インターネット時代においても同様の環境を整える事を検討する新たな体制の設置や実証事業については賛同します。</p> <p>【関西テレビ放送株式会社】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
242	<p>○ 本案には「インターネット接続テレビ上での『アクセス性』・『一覧性』確保の在り方について、放送事業者、メーカー等による検討体制を年内に設置すべき。実証事業を本年度から実施し、来年度を目途に、関係者の参照に資する技術仕様を策定すべく検討すべき。」と記載されています。NHKと民間放送事業者の地域情報を含めた放送コンテンツへの「アクセス性」及びその「一覧性」が確保できる環境を整備すべき、との指摘については、NHKと民間放送事業者に事業性の違</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	<p>無</p>

	<p>いがある上、克服すべき技術的な課題も多く、利用者に受け入れられる形での実現は不可能と考えます。</p> <p>「一覧性のあるプラットフォームの実現」は理想的ではありますが、技術的な課題だけでなく、ユーザの利便性、事業者同士の経済合理性も考慮する必要があり、拙速な検討は避けるべきだと考えます。特に「一覧性」の実現については、コンテンツを一体どのように並べるのか、などについて十分な議論が必要です。</p> <p>また、インターネット接続テレビの「技術仕様」は情報通信の領域で検討すべきテーマであり、専門性が高く、関連する技術の進歩も非常に速いと考えられます。放送制度の在り方を検討するこの場で期限を切って早急に議論すれば、さらなるガラパゴス化を招き、日本の動画サービスが一段と競争力を失うことになりかねません。さらに、慎重な検討を経ずに技術仕様を取りまとめることは、民間の事業者の裁量や創意工夫の余地を狭めることにならないか、懸念をぬぐえません。拙速にならない進め方をさせていただくよう希望します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社テレビ東京ホールディングス】</p>		
243	<p>○ ローカル局の経営を長年支えてきた【県域免許制度】と【キー局系列局体制】ですが、【インターネットによる放送コンテンツの域外配信】が経営上の大きなテーマになり、従前より弊社はローカル局にとって「この3つは鼎立せず経営環境のトリレンマである」と認識してきました。</p> <p>このうち放送コンテンツの域外配信はローカルコンテンツも含めていま急速に進展・拡大し始めており、弊社も「インターネットの社会的（インターネットを社会全体が受け入れる）費用を負担する」立場から主にニュース配信を、また、観光誘客等の地域貢献と新たな収益を得る目的で放送番組および番組関連コンテンツを域外配信しております。しかしながら、このローカルコンテンツの域外配信の事業採算性に関しては、弊社は、どのような観点で？どれくらいのタイムスパンで押し量れば良いのか？パートナーとしてのP Fの理想像は？等々、まだまだ評価軸そのものを模索している段階です。</p> <p>他方、今まで県域免許制度によって培ってきた社会的使命・責任そのものが果たせなくなって、都市部と地方との格差拡大が強まるのではないかとこの危機</p>	<p>今回、本タスクフォースでは、テレビ大分と南日本放送からいただいたプレゼンテーションも踏まえ、御指摘のローカルコンテンツの域外における事業採算性やローカル局の経営への危機感等について共有します。今後検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無

	<p>は依然として否定しがたい通奏低音であり、いまローカル局の経営はタイムレースに追い込まれつつあるのではないかと受け止めます。</p> <p>このため、「放送全体」という大きくて新たな視座を起点に、「既存プラットフォーム間の連携や仮想的なプラットフォームの構築によって放送コンテンツへの『アクセス性』および『一覧性』を確保する実証事業」には注目しており、ローカル局の経営環境トリレンマを打開する理想像を探る上で、その成果に大いに期待したいと思います。</p> <p style="text-align: right;">【福井放送株式会社】</p>		
244	<p>○ <検討の方向性>「既存プラットフォーム間での連携や仮想的なプラットフォームの構築」の文言について</p> <p>賛同します。プラットフォームという形態に限らず、ポータルのような緩やかな形式でユーザーインターフェースを確保することが、利便性を高めると考えます。また、インターフェースの事業主体についても、継続的な運営を確保するための方法論を合わせて検討すべきです。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
245	<p>○ <検討の方向性>「インターネット接続テレビ上での（中略）技術仕様を策定すべく検討すべき」の文言について</p> <p>技術仕様に加えて、支援策もあわせて検討すべきです。コネクテッドテレビやインターネット配信をテレビ上で可能とするドングルについて、国内放送番組に関するプロミネンスの要素を前提に、製造販売する事業者に対する支援が可能か検討を進めることが必要だと考えます。</p> <p style="text-align: right;">【株式会社ワイズ・メディア】</p>	<p>今後総務省において検討を進めていく上での参考として承ります。</p>	無
246	<p>○ 4、NHK と民放について</p> <p>・日本におけるコンテンツの蓄積は、国民からの受信料に支えられたNHKがダントツに多く、これは、全民放の映像ストックを合わせた量に近いのではないかと考える。また、（放送先が無い為か）再放送されることなく、次々とコンテンツが作られている。またIP化においては、TVerがあるものの、民放各社も別にチャンネルを持ち、また巨大組織であるNHKももち更に充実化させよう</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>としている。国内のみで見ると、NHKと民放が、日本という小さな市場で争っている（井の中の蛙）ように見えるが、海外もふくめて見ると、Amazon、Netflix、など巨大企業があり、これら企業と争うことになる。この競争状態を考えた場合に、放送局単独でIP放送を持つことは得策でない。また過去の多大なコンテンツの蓄積を活かしてなく、未来を見据えた変化が期待される。（コンテンツストックの活用、IP放送のPFの共通化など）</p> <p style="text-align: right;">【個人 27】</p>		
(4) 衛星放送の放送ネットワークインフラの効率化			
247	<p>○ インターネット配信とCTVの普及等によって衛星放送事業者の経営は厳しさを増しており、固定費（トラポコスト）低廉化は喫緊の課題になりつつあります。</p> <p>「衛星放送の質の確保とコストの抑制の両立を図るため、共同衛星、管制の在り方等について、株式会社放送衛星システム（B-SAT）、スカパーJSAT 株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき。」という本案に賛同します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社MBSメディアホールディングス】</p> <p>○ 「共同衛星、管制の在り方等について、B-SATとスカパーJSAT等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」という提案に賛同します。今後、放送事業者などステークホルダーが納得する経済合理性を前提に議論が進むことを期待します。</p> <p style="text-align: center;">【株式会社フジ・メディア・ホールディングス】 【株式会社フジテレビジョン】</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p>	<p>無</p>
248	<p>○ 本案中、「共同衛星、管制の在り方等について、株式会社衛星システム（B-SAT）、スカパーJSAT株式会社等の関係者からなる検討の場を早急に設置すべき」と提言したことに賛同します。国内外の動画配信サービスの急進展により、とりわけ衛星放送を取り巻く環境は厳しさを増しています。総務省においては、衛星利用料等の固定費の低廉化に向けて支援していただくよう要望します。</p> <p>若年層を中心に4K放送をはじめ衛星放送への関心が薄れないよう、当社グループは高品質で魅力ある番組の充実・強化に取り組んでいますが、民間企</p>	<p>本案に対する賛同の御意見として承ります。</p> <p>なお、本案では、本検討会の下で新たにワーキンググループを開催し、インフラコストの低廉化に資するハード設備の在り方等について議論することとされています。</p>	<p>無</p>

	業として収益性が求められます。衛星放送業界全体の発展のためにも、総務省においては適正な支援施策を実施するよう求めます。 【株式会社テレビ東京ホールディングス】		
(5) 国際発信の強化			
249	○ 衛星国際放送以外にインターネット配信でも海外発信を強化するにあたり、特にローカル放送事業者のコンテンツ発信力を強化することは、日本の地域ごとの魅力・多様性を海外へ伝える事につながり、日本に対する理解促進とインバウンド強化にも貢献します。ローカルコンテンツの国際発信強化のための各種助成制度、補助の拡充を要望します。 【札幌テレビ放送株式会社】	今後の放送行政に対する御意見として承ります。	無
250	○ 財源の在り方（中略）を含め、それら課題や課題解決策について検討を行う場を早急に設置すべき 賛同します。NHK国際放送については、民放含め国内放送番組を海外に発信するプラットフォームとして活用すべく、課金や広告収入など幅広い財源確保を可能とするよう検討を進めるとともに、国内スポーツの主要試合など在外邦人に特に要望が強い番組であれば、要請放送に準ずる扱いで交付金が使えないか検討すべきだと考えます。 【株式会社ワイズ・メディア】	本案に対する賛同の御意見として承ります。また、今後検討を進めていく上での参考として承ります。	無
その他			
251	○ デジタル時代の放送を考えるにあたって、小規模中継局等のブロードバンド等による代替、NHKのインターネット利用など、放送局のネット利用が加速していくことは本報告書の各種報告内容から伺えるかと思えます。 また、本報告書の”はじめに”にも書かれている通り、”地域情報を発信する放送の社会的役割はより一層重要となる”と記載されており、民主主義を支える1つの機能として放送は重要な機能を持っていると考えます。 デジタル時代が加速することにより、将来的には電波を利用した放送が消えてしまい、全てネットによる配信となってしまう可能性があると考えられますが、その場合、放送というものがインターネットの配信サイトの1つになってしまう、放送というメディアが消滅してしまう可能性があると思われ、これは民主主義の危機ともいえる状態になる可能性も考えられるのではないのでしょうか。 ところで、日本の民主主義を支える議会には、国、都道府県、市区町村の3	今後の放送行政に対する御意見として承ります。 なお、小規模中継局等のブロードバンド等による代替に関する作業チームにおいて、IPユニキャスト方式による代替について、「フタかぶせ」が回避されるようにするため、著作権法の改正によってなお解決していない課題としてどのようなものが考えられ、それを解決するためにはどのような対策が必要か、検討を進めております。	無

	<p>つの階層の議会があり、どれもが無くなってしまうと困る重要なものだと思います。放送に例えると、国がNHKや民放ネットワーク、都道府県が民放、市区町村がCATVやコミュニティFMとなるのでしょうか。後者になるほど資金的に運営が難しくなっているかと思いますが議会同様に重要なメディアです。ここではコミュニティFMに注目して、もし、電波による放送を完全にやめて、インターネットに完全に移行することを考えます。</p> <p>ハード的には、インターネットによる配信のコストは下がっていて、小規模な配信の場合、サーバー等にかかる費用も安価であり、スモールスタートが可能のため誰もがインターネット放送を始めることが可能なのではと考えてしまうのですが、ラジオでは音楽を流すことが多く著作権問題をクリアする必要があります。特に、隣接権については”放送”（インターネットでの同時配信含む）である場合適切な価格で利用できる仕組みがあるのですが、インターネットのみの配信の場合は個別に解決する必要があります、資金力のない小さなインターネット放送局が事実上開局できないという問題があります。著作権については、小さな放送局だけの問題でなく、同時配信、小規模中継局等のブロードバンド等による代替においても蓋かぶせの問題が出てきているかと思えます。</p> <p>このように、デジタル時代の放送を考えるにあたっては、著作権問題も大きなテーマとして注目すると共に、もっと広範囲に目を向けて取り組んでほしいです。</p> <p style="text-align: right;">【個人11】</p>		
252	<p>○ 世界の電波による放送がNHKを始めとしてネットワークへの移行の方向があるとすれば、直ちに議論すべき課題に、「コミュニティFM放送（CFM）制度のネットワーク移行」があります。以下参照</p> <p>1）現在339ある、コミュニティFM局は、私の想定では99%の局が収支均衡に喘いでいます。以下の項目で、年経費削減効果が見込まれます。</p> <p>a) 5年に一度の検査費用</p> <p>b) 送信機、フィルター、アンテナ、コーデック、自動切替装置、局舎などの送信所設備更改費用（減価償却費用）</p> <p>c) 送信所の維持管理費用、借地費用</p> <p>d) 送信所までの専用線費用</p> <p>e) 通常山の上などの送信所とケーブルへの保守巡回作業</p>	<p>コミュニティ放送に関する御意見については、今後の放送行政に対する御意見として承ります。</p>	無

	<p>f) 電波とネットの両方に払っている音楽権利使用料の半減 j) 無線免許人の配置</p> <p>私の過去の13年間の経験では1000万円／年間以上の節約が可能と思われます。</p> <p>また、新設局では、送信所建設費、アース、アンテナのためのタワー、局舎、フェンスなど、2から3千万円の設備投資が削減できると思います。</p> <p>2) 総務省白書によれば、ラジオ受信者は減る一方で、スマホの保有率は80%を超えています。</p> <p>3) カーラジオもコネクテッドに移行される方向にあります。</p> <p>です。</p> <p>この場合、解決すべき課題が1つあります。自治体で実施する防災用情報網の末端網機能です。通常電気通信は、日常利用されるトラフィックをベースに設備設計しますので、全国的な大規模災害などの発生時には、網輻輳による通信途絶などの機能停止が発生する可能性があります。</p> <p>これに対する対策ですが、インターネット放送は、音源とPC2台あれば放送運用ができます。100万円以下の費用と、避難所を繋ぐNTTのVPNワイド等と広域WiFiを設定することで、避難所内、避難所近隣のエリアに独自の放送サービスを提供できます。</p> <p>つまり、最新のネット関連技術、OSSなどの利用で、従来想定できないサービスを想定できないコストで提供することができます。(この防災情報システムは現在自分の地元自治体に提案中です。これを本庁の実証実験とし、その有効性をご理解いただきたい。)</p> <p>339局のコミュニティFM局を順次更改する事で、年間2億の予算がつけば10年もあれば全てのCFM局をネット更改できると思います。この初期の結果をフィードバックしながら進めれば、NHKのネット移行も迷いなく決断できるのではないのでしょうか。</p> <p style="text-align: right;">【個人15】</p>		
253	<p>○ オークション制度の導入について、全く触れられていませんが、現状のように既存の地上波局は既得権益を死守しつつ、放送内容は一方的なものになりがち。このような状況を是正するためにも、オークション制度を導入すべき。</p> <p style="text-align: right;">【個人19】</p>	<p>今後の放送行政に対する御意見として承ります。なお、オークション制度については、放送事業者における新たな周波数の利用ニーズが乏しく、また、オークション方式により落札額が高騰した場合、放送事業者が放送法で求められている社会的責務を果たすことが</p>	無

254	<p>○ 放送対象地域自体は変更せず、希望する地上テレビ局が、総務大臣の認定を受けることにより、複数の放送対象地域において放送番組を同一化できる制度を地上テレビ局のみに限らず地上ラジオ局にも同様に創設するよう求めます</p> <p>又地上テレビまたはラジオの同系列局がある地域と本来地上テレビまたはラジオの同系列局のない一部地域との格差解消や複数系列クロスネット局のある一部地域の解消のため地上テレビ局や地上ラジオ局の同系列の隣県で同一化だけでなく同系列の本県と本来同系列のない隣県で同一化も可能にすることで地上テレビまたはラジオの同系列局が全ての都道府県でネットワークを構築できるよう求めます</p> <p style="text-align: right;">【個人23】</p>	<p>できるかといった課題もあると認識しています。</p> <p>複数の放送対象地域における放送対象地域の同一化については、テレビジョン放送に限った制度ではなく、ラジオ放送においても活用可能なものです。</p>	無
255	<p>○ これまでご検討していただき、ありがとうございます。議事録、資料を拝見しました。以下、気になった点及び分かっている情報について記載させていただきます。</p> <p>1. 地デジ化時の経緯</p> <p>ご面倒ですが、まずアナログ放送からデジタル放送になった時の経緯を「別紙1」でご覧ください。</p> <p>この中で、一番老朽化が懸念される地デジ化以前の難視地区共聴施設は、これまで、保守している業者によって何とか維持されてきました。基本契約は無く、トラブル時のデマンド対応で休みも関係なく対応されています。地域の保守業者は減少していますが、同じ地区の同業者が引き継ぐ事で運用されています。新品ではなく旧製品を手直し、修理して使用し、組合さんの負担の少ない方法で保守されています。40年以上大きなトラブルなく運用がされているのは、そのためです。</p> <p>それでも、地デジ化以前の共聴の現状は厳しく、年々災害に耐えられない状態になっています。同軸ケーブルは、シールドが腐食し役目を果たせないで、ケーブルの支持線をアース線として使用しています。電柱は見えない部分の腐食が進み、危険な状態です。ギリギリの状態なのです。</p> <p>どちらも、業者が見ないと状況はわかりません。組合の方々では判断できないと思います。</p> <p>古い電柱は、NHK共聴でも作業中に人身（死亡も）事故が起きるなど大き</p>	<p>辺地共聴施設に関する御意見については、今後の放送政策に対する御意見として承ります。</p>	無

な問題になっています。地デジ化以前の共聴は、今すぐ対応しないと何が起こるか分かりません。

2. アンケート等の解釈問題

検討会の資料の中で、解釈や判断によって、違った方向に進んでしまうような内容がありましたので、「別紙2」に取り上げてみました。

- ・ 地方で人口の少ない地域の送信施設や共聴施設の経費が問題である
- ・ 共聴の老朽化はそれほどでもない
- ・ 共聴施設は、ケーブルテレビ巻取り希望者がそれなりにいる
- ・ 共聴加入者は、ケーブルテレビ加入について「費用負担が現状と同程度ならよい」が多い

という事で、「共聴施設は、それほど老朽化していないので、更新を急ぐ必要はないものの、ケーブルテレビ希望者もあり、費用負担も納得されているので、今後の更新はケーブルテレビへの巻取りを進めるべき」と判断されています。

ところが、設問等詳しく見てみると

- ・ NHK受信料は一律で、「あまねく放送」を届ける義務
- ・ 共聴の老朽化問題は全体の40%を超えている
- ・ 共聴施設は、ケーブルテレビ巻取りを希望者しないが一番多く38%
- ・ 共聴加入者は、ケーブルテレビ加入について「費用負担が現状と同程度でなければ希望しない」が一番多く68%

と、解釈が異なることとなります。

つまり、「共聴施設は、全国で4割を超える施設で老朽化が進んでおり、改修や更新が今すぐの課題。ケーブルテレビへの巻取り希望者は、まだ28%と少なく、費用負担についても、「現状よりも高くなるケーブルテレビへは加入しない」が、68%で、費用負担も問題となる為、現状でのケーブルテレビへの巻取りは困難である」という判断となります。

多分、現状はこちらではないかと思えます。

3. 論点の違い

第1章「衛星放送及びケーブルテレビ」で、題名は「ケーブルテレビの現状と課題」となっていますが、内容は、小規模中継局等及び辺地共聴施設の問題のようです。ケーブルテレビの課題は一つも記載されていないのに、今後の方向性の一つでしかないケーブルテレビを重要視している内容になって

います。

これでは、ケーブルテレビへの依存、期待が高いということだけになってしまいます。ケーブルテレビの実態（特に地方）を、ケーブルテレビ側からではなく、全く違う視点で検証すべきです。

- ・ 2021年度末における加入世帯数約3,139万世帯（全世帯数の約52.5%）

加入者は、首都圏、関西圏及び民放の数が少ない県が中心で、世帯数が多いため比率も高いです。「ケーブルテレビは、その高い普及率を活かして、小規模中継局等や辺地共聴施設の代替（巻取り）先、地域における放送の送受信環境の担い手としての役割が期待される」とありますが、小規模中継局等及び辺地共聴施設は地方にあるので、「高い普及率」という理由で重要視するのは疑問です。

- ・ 2022年度末におけるホームパス約5,280万世帯（全世帯数の約88.4%）

居住者の多い都市では集合住宅（マンションやビル）での加入者も多く、その建造物による障害での加入者も多いです。いわゆる、自費ではなくマンション、ビル等、建物管理者が加入している事が多く、視聴者は、無料で視聴しているように感じているケースもあります。

しかも、地デジ化の際、対策のみが行われたため老朽化しており、視聴者自身は老朽化に気づいておらず、容易に改修できないケースもあります。その古い設備でホームパス数が多いというのは疑問です。いつまで使えるのでしょうか。

今後、集合住宅の設備の改修・更新が進まない場合、無料視聴のような形態がなくなり光テレビへの移行が進むとすれば、ケーブルテレビ加入者が激減する可能性も想定しておく必要があります。

- ・ 自主放送では、地域の生活、文化・スポーツ、行政・防災等に関する情報を発信

ケーブルテレビの規模が大きいか、そうでないかで極端に違います。地方では現在、学校の運動会の再放送ばかりで、防災に関する情報、地域の生活に関する情報は見たことがありません。

- ・ 地域のにぎわい創出、安心・安全確保に貢献

ホームページに地域の情報はなく、地域への貢献度は不明です。ケーブルテレビの良さは全く伝わってきません。

地域によっては、既にケーブルテレビに巻き取られているNHK共聴施設や

辺地共聴施設があります。わざわざ実証の為の工事を行い、アンケートするより、実際巻き取った施設へのアンケートのほうが良いのではないかと思います。巻取り事例は「別紙3」のとおりです

これまでの検討内容であれば、本来は「別紙4」の通りかと思えます。案としてまとめられた文章を、ほぼ引用しています。ひとつの意見として、ご参照ください。

4. 本当の課題

・ケーブルテレビについて

現在、地方では、国と自治体の費用でケーブルテレビ（第三セクター）によるブロードバンド整備が進んでいます。ケーブルテレビが欠かせない地域もあるので、重要視される部分もありますが、規模が大きくなり過ぎると様々な問題が発生します。

地方のケーブルテレビでは、居住者の多い地区の光化は進んでいないのに、国と自治体の費用で山間部付近まで光ファイバー整備が進められています。多くの費用がかかっているようですが、加入者は少なく、費用対効果はよくありません。

「災害時の放送の確保に関する検討分科会 報告書 令和2年7月」によると

「地方部のケーブルテレビ事業者には、社員数が50人に満たない程度の小規模事業者が多く、人口減少の影響等により、既に、サービス停止に追い込まれる事例も発生している。特に、サービス提供区域内に難視聴地域がある場合は、当該地域における地上デジタル放送の視聴に大きな支障をきたすことが課題である。」とありますように、ケーブルテレビの長期の運用には、施設の規模を運営できるだけの加入者数が必要です。

ところが、居住者の多い地区では光化が進んでいないので、通信速度の遅いケーブルテレビを解約するケースが増えています。現在は、インターネットのみなのですが、テレビについても改修が進んでいない影響で障害が発生する恐れがあり、こうなると解約者が増え、大きな問題となります。集合住宅やマンションでは、実際にインターネット契約が別の通信会社に変更されていますが、ケーブルテレビが光化されたとしても、ケーブルテレビと再契約することはない状況です。

費用対効果が少ない山間部より、影響の大きい居住者の多い地区の光化が

最優先ではないかと思えます。居住者の多い地区で需要が無くなるのが、一番の課題です。

・NHKの考える中継局について

「別紙5」のように、全世帯で6%の放送弱者が生まれる事態は、避ける必要があると思えます。

新しい技術を検討されることは必要ですが、全体の6%には我慢してもらい、テレビを見る費用は出してもらおうといった考え方は、受け入れられないと思えますし、格差の生まれる社会にはいけないと思えます。

・辺地共聴施設について

「別紙6」をご覧ください。一番の課題は、地デジ化以前の共聴設備の老朽化です。特にミッドバンド対応した施設は、ほとんどが設置当初のままの機器で運営されており、古い施設なので皆さんいつ改修されるか待っておられます。対応してもらえるメーカーも少なくなり、同軸ケーブルも機器も入手しにくく、障害時の対応が難しくなっています。腐食電柱が一番危険です。何をおいても早急に対策されるべきだと思います。

5. 最後をお願い

アナログ放送時代、テレビが映らなくて衛星放送しかなかった地域、衛星放送すら受信出来なかった地域、県外波しか受信出来なかった地域も、地デジ化対策によって、県内の地上波を見ることが出来るようになりました。地域の方は日々の地域情報をリアルタイムで入手でき、安心して生活出来るようになりました。しかし、現在行われている検討会は、この逆方向に進んでいると思われまます。地方の放送弱者は、無料だったテレビが有料となり、放送が届かないブロードバンドも届かない地域は、最終的に衛星放送（地域ごと？）という内容で進んでいます。豪雨災害が多くなった状況で、雨に弱い衛星放送が地域の情報の最終段というのも・・・

現在、全国どこの世帯でもテレビを見ることが出来るようになったのは、関係する皆さんが、長い年月をかけ、苦勞され努力されてこられたからです。せっかく出来たこの放送インフラを、これから維持する事が出来ないのであれば、何のための苦勞、努力だったのでしょうか。若い人のテレビ離れが進んでいますが、高齢者の多い現在、まずはこれまでの放送インフラの維持が優先されるべきです。

有線ブロードバンドやローカル5G等、新しい技術が取り入れられています

が、まだまだ発展途上で、スマホが主流の現代において、今後はどうなるかわからない状況かと思えます。有線は無線に変わってしまうかもしれません。現在行われているブロードバンド網整備は、本当に適切なのでしょうか。通信速度が1Gbps～10 Gbpsの時代に、高速ブロードバンド100Mbpsで、通信速度よりも全国化を急いでいる設備は、果たして長期間使用できるのでしょうか。この速度で、世界的なブロードバンド網というのも・・・

日本全国でブロードバンド整備が行われおり、この事業と放送インフラの問題を、一緒にすることは、一見合理的でいいアイデアのように思えますが、タイミングが問題です。既に確立しているものを、まだ確立していない新しいものに取り組んでいくというのは、時間がかかります。こうしている間に、中継所の更新問題、共聴施設の老朽化問題は進んでいきます。この問題に対応しながら、新しいものにしていくことは、良いことだと思いますが、問題を置いておいて進めていくのは良くないことだと思います。

「放送を巡る諸課題に関する検討会」 第二次取りまとめ 平成30年9月28日において、「難視聴地域における共聴施設の整備等に係る支援策」を検討していただいておりますが、あれから丁度5年になります。この5年間、出来ることがあったと思うのですが、ほぼ動きはなく時だけが過ぎました。知る限り、5年間の最後で、今実施されている2週間のアンケートだけです。

ケーブルテレビが問題なのではありません。地域の方がケーブルテレビを利用されたければ利用され、共聴施設を運用したければ継続されるような、住民主導であって欲しいです。ただし、今行われているケーブルテレビによる共聴組合への対応には多くの問題があります。これもどこかで取り上げ対応する必要があると思います。

検討会の皆さんにお願いしたいのは、きちんとした情報の中、正しいご判断をしていただきたい。立場の違いで異なる情報になる場合、どちらの側面も見ていただきたい、ということです。

総務省に近い方面からは、情報の入手がし易いので、今回のような取りまとめになるのは仕方ないかもしれません。しかし、全国には共聴組合が沢山あり、私のようにお話を直に聞くことができる業者が沢山います。現状をご理解いただければ、この時代、様々な方法で情報入手は可能です。

放送インフラの歴史はとても古いので、これまでの経緯を知ることが大事です。地デジ化でテレビの視聴環境は良くなりましたが、急いだが故、本来

	<p>行うべき改修が出来ていません。共聴施設のミッドバンド伝送、高築年数の集合住宅の設備等、アナログ放送時代の設備のまま使用されています。その他、地域の事情によって異なる状況がある場合もあります。色々な情報を集めていただき、多方面から考察いただき、弱い人へ配慮した、正しい判断をしていただければと思います。新しい技術の運用も大切ですが、改修が必要な古い設備が沢山ある事をご承知いただけるとありがたいです。</p> <p>この先、地デジ化の際設置された新たな難視共聴施設の老朽化問題が、いづれやってきます。この前までに、地デジ化以前の辺地共聴施設の更新問題は、処理しておかなければなりません。全国に存在する共聴施設の把握と対策を早急に行わないと、難視共聴施設の老朽化問題が直ぐに来ることになり、処理が間に合わなくなります。</p> <p>一部の同軸ケーブル・機器の製造中止、修理不能問題、電柱の老朽化問題は、地域住民の皆さんにとっては、緊急の問題です。皆様の検討会において、実効性のあるご判断をお願いできればと、この機会にお伝えすることにしました。地域住民さんにとって、よりよい方向に進むことを願っております。</p> <p>もっと短くまとめられれば良かったのですが、長い文章になり、申し訳ありません。参考になれば幸いです。</p> <p style="text-align: right;">【中嶋電子工業】</p>	
--	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--

注：その他、案と無関係と判断されるものが1件ありました。